

会報

第75号

国立大学協会

昭和52年2月

新聞記事……………林 健太郎 3

事業報告

- 諸会議議事要録 (51年10月~12月)
- 理事会 (11.4) 7 ——— 7
- 同 (11.17) ——— 16
- 第59回総会【第1日】(11.17) ——— 19
- 同 【第2日】(11.18) ——— 28
- 第26回事務連絡会議 (11.19) ——— 35
- 第1常置委員会 (11.4) ——— 41
- 第2常置委員会 (11.16) ——— 42
- 第3・第4常置委員会合同会議 (11.16) ——— 44
- 第5常置委員会 (11.16) ——— 48
- タイ国学長招待準備委員会 (11.1) ——— 52
- 教員養成制度特別委員会 (11.5) ——— 54
- 教養課程に関する特別委員会 (11.10) ——— 60
- 大学格差問題特別委員会 (11.16) ——— 63
- 医学教育に関する特別委員会 (11.16) ——— 67
- 入試改善調査委員会 (11.4) ——— 71
- 実施方法等調査専門委員会 (12.3) ——— 75
- 就職問題懇談会 (11.26) ——— 82
- 同 (12.14) ——— 89
- 同 (12.23) ——— 97
- 第59回総会国立大学協会事業報告書 ——— 102
- 諸 会 合 ——— 108

要 望 書 等

国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見——110

国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について（要望）——110

資 料

昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ——112

長岡技術科学大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について——112

学費について（事務連絡）——113

そ の 他

学長等の異動 115

寄贈図書 116

窓

富士山の永久凍土…… 樋口敬二 111

辞書とダム…………… 塚本 勲 114

新聞記事

林 健太郎

*

東京大学で安田講堂前の広場の地下に学生食堂をつくるという案は私の就任前に出来上っていたが、時節柄なかなか予算がつかず、それが実現したのは昭和五十年になってからであった。しかし着工すれば仕事は早く進み、食堂の完成は五十一年秋ということであったが、五十一年春には地下室の上覆いも済んで、地上はもとに戻ることが明らかになった。そうすると、こゝをまた以前のような殺風景な広場にしてしまうのは惜しい。この機会に、これを緑の庭園にしたらいのではないかという考えは、実はこの工事が始まった時から私の心の中に浮んでいた。

この広場が大学紛争時はヘルメットとゲバ棒に満ち溢れ、その大詰として安田城攻防戦の主要舞台になったことは今なお記憶に新しい。しかし今では大学もすっかり正常化して、あの頃の雰囲気は全くなかった。学生のデモというものも、時たま忘れた頃に少数の人間の行列を見かける程度で、それもなくなったも同然である。他方学生部の行った学生の生活調査では、学生が今望んでいることとして、キャンパスの中に芝生が欲しいというのがトップに挙っていた。それでなくとも都市の緑化とか環境整備とかいうことが今日の大きな社会的要請であるというまでもない。だからこの広場を緑化して学生の憩いの場にするというのは甚だ理にかなったことだと思われた。

ところが、理にかなったことでも、一寸した行きがかりからクレームがつくことがよくあるものである。この広場ではこゝ数年来、五月祭の終了時に学生たちがボンファイアを囲んで集会を行い、また夏休中に職員組合が檜をつくって盆踊り大会を催したりしている。アスファルトの上で火をたくのも、また檜を建てるのも共に好ましくないので大学はそれを認めていない。そういうことをやるのがいけないというのではなく、やるなら運動場でやれとっているのだが、向うはなぜかこの広場にこだわっていることをきかず、いつも「強行」されているのが実情である。

そういうことをやめさせるよい機会でもある。しかし他面、それは、

「既得権」を口実にした反対運動を起されるおそれもなしとしない。そうなるとうるさいので、私はこの計画はあらかじめ公表することなく、施設部に設計を頼んで早速実行に移すことにした。

さてこの工事は五月上旬に完成し、工事用の板囲いを取り払ったらそこに忽然と庭園が出現した。丁度新緑の候でもあって、芝生にサツキ、ツゲ、サザンカなどの植込みをあしらい、御影石の通路と代赭色のベンチを配した景色はなかなか美しい。すぐに学生が三々五々入って来てベンチに腰を下し、明るい表情で談笑している。私は窓越しにそれを眺めながらやはり楽しい気持になった。

実はその数日前、毎日新聞に大きくヘンな記事が出ていたのである。「『安田庭園』に衣替え」というタイトルに「本音は『緑』より『集会封じ』」というサブタイトルが付いている。書いてあることは「学内に緑をふやそう」というのは「表向きの理由」で、大学当局の本音は「もう二度と紛争はいや、それには学生たちの集会の場所をなくすことが先決」ということだ。ところが庭園ができてみるとまた新たな不安が生れて来た。それはこの芝生や植込みを踏みつぶして集会を開きはしないか、石畳が砕かれて投石に使われはしないかということである。「本当に大丈夫かと深刻に考える大学幹部も現れている」。そして「大学には学生たちが一度に集まれる場所がない、なにも大学の真中に庭園をつくる必要はない」などという「一学生」の談を載せたりしている。

私はこれを読んでバカな話だと思った。学生が集会をしたければ教室を借りてすればよいのだし、大学当局に何か要求する場合にはちゃんとそういう機会を与えている。講堂前に大ぜいの学生が集まる必要はないし、またそういう集会は紛争が終って以後ついぞ行われたことはないのである。私がボンファイアや盆踊りができないようにと考えたのは事実であるが、それは学生運動や組合運動を抑えるためではない。だからこの記事に書いてあるような心配など私は少しもしていないし、誰も「深刻に考え」たりしてはいないだろう。第一こゝで「大学当局」とか「大学幹部」などと書いているのが何を指しているのかわからない。ロクな取材もしないであってずぼろの記事を書くのはけしからんと私は一人で憤慨した。

ところが追かけて翌日、同じ毎日新聞の「余録」欄にまたおかしな文章が出た。あまりばかげているので、こゝにそっくり引用する。

東京大学安田講堂の前の広場が庭園になった。その記事と写真を見て、教授になるには遠すぎる学業成績でも、気にすることはないと安心した。大学の先生たちの専門分野での学識は立派だが、その他にかけては、世間一般と同じく俗なことしか考えないのがよくわかった▲広場に植込みを作った本心は、学生の集会場所を無くせば紛争も減るだろう、ということだそう。ところが完成が迫って気がついたら、植込みのレンガをくぐって投石用に使う者が出るかもしれぬ、こりゃ困った、の声もあるそう。割引して聞いても情けない話だ。ストの日に線路を歩む勤め人の方が、はるかに職務の重さを心得ている▲学園紛争が生まれる理由の一つは、教授たち自身の中にある。肩書を利用してのアルバイトの方に忙しかったり、自分の学説にたてつくやつは、断じて助教授にしてやるものかと、御殿女中の争いが少なくないのに、愛想をつかさされることから始まる▲顧みてそうした落度がないのであれば、騒ぐ連中には断固たる態度で臨んだらよいだろう。大学当局が責任を負いようのない政治問題でデモったり、封鎖することそのものに意義を見出しているかのような学生や職員は、容赦なく排除するなり、告発するなりしたらいい。静かに研究することを望まない者と大学とは、もともと無縁のはずである▲はるか以前のことが、駒場の東大教養学部で紛争があり、正門前に警官隊が出動した。教授の一人が、指揮する署長にどうしたものだろうと相談した。「警察は要請があれば構内に入ります。それを含めてどうするかは大学が決めることです。あなたは教師でしょう」と、署長が答えたのを覚えている▲黒人通学問題で、州兵を出動させるアメリカ当局に感心しながら、自分の学校のことになると口をつぐむ大学教授というものがわからない。庭園にしようか広場のままであろうか、職責の自覚があれば、問題ないことだろう。

毎日新聞の「余録」は朝日新聞の「天声人語」に当るもので、「天声人語」は曾ては荒垣秀雄、近くは深代淳郎というような人の名筆によって朝日の声価を高めたものであるが、それに比べるとこの「余録」はひどすぎる。出先記者のあてにならぬ記事に立脚して更に勝手な想像を加え、ありもしなかったことを事実のように書いている。近頃毎日新聞の営業不振が伝えられ、毎日には私の知人も多いこと故同情もしていたのだが、「余録」にこんな記事が載るようでは毎日新聞がつぶれるのもあ

たり前だなどと、こちらもいさゝか八つ当りの感想をいただいた次第であった。

「余録」の筆者については知らないが、さきの三面記事の筆者が誰だかはわかっている。それは大学詰のY君という人で、以前からとかく東大のことをとり上げて意地の悪い記事を書くことで知られている。彼は東大の出身で、紛争当時学生だったということである。私も一、二度会ったことがあるが、会ってみると童顔のかわいい青年で、感じは少しも悪くない。それなのにヘンな記事を書くのはやはり昔の癖はなかなかおならないということなのだろう。

ところがそのY記者が会見を申込んで来た。講堂前広場のことで意見をききたいというのである。こちらは腹ふくれているところだから早速承知した。大体あの記事はおかしい。学生の集会封じだなどというが、今学生は、そんな集会など少しもしてはっていないではないかと私は云った。するとY君はすなおに、そうですね、実は今そこで学生にインタビューをしたのですが、その学生もそんなことを云っていました、という。

翌日また「毎日」に記事が出た。「“変身・安田庭園”オープン」というタイトルで『キャンパスの緑をふやすため』『いや学生の集会封じ』と話題になった本郷の東大安田講堂前の庭園が六日完成、オープンした」という書き出しで、学生が「新しい名所ができたね」と云っているという記事、それから法学部三年の学生（この度はちゃんと名前も出ている）の談として「大学側は学生に集会をやらせないため庭園にしたという話もあるが、ぼくたちにいわせればナンセンスだな。高度経済成長の中に育ったぼくたちが、かつての東大紛争のときのような政治的アピールをやることはないだろうし、その必要もない。緑をふやすというのはいいことですよ」というのを載せ、「現代っ子学生らしい反応」とコメントをつけ加えている。

「話題になった」などというのは向うが勝手に話題をつくったにすぎないのだが、それにしてもこの記事はまあ悪くない。実質的に前の記事の訂正になっている。

なお同じ頃朝日新聞には今年の五月祭委員長の学生が「五月祭の催しのために安田講堂前を使わない、芝生が根づくまで大事にしてやりたい」と語っていたという記事が載っていた。

（筆者 東京大学長）

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和51年11月4日(木) 15:00~17:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 林会長
岡本, 川上各副会長
今村, 白淵, 加藤, 畑, 香月, 大山, 久保村, 豊田, 桜場, 若槻, 井上(智), 安達, 中村, 円藤, 武谷, 具島, 中村各理事
広根(第3), 山岡(第4), 飯島(第6)
各常置委員長
小泉監事
(文部省)宮地会計課長

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のとおり挨拶があった。

本日は、文部省から宮地会計課長が本年度の経費節約のことについて説明のため出席されたので、ご了解をえて、本年度の経費節約について状況を伺うことにしたい。

ついで宮地会計課長より次のとおり説明があった。

10月20日をもって、各大学には通知済のことであるが、10月15日に公務員の給与改訂に関する取扱いについての閣議決定があり、公務員のベースアップを人事院勧告どおりに行うということとの関連において、現在の財政状況が赤字国債に依存するというきびしい事情にあることから、給与改訂の財源の一部に当てるため、行政経費の節約を行うということの閣議了解があった。

ところで、5月の特別会計制度協議会におい

て、現時点では、今年度は経費節約はないものと理解しているというように説明したのであるが、閣議了解において、全体運営の面から各省庁に節約を求めるということが決定された。文部省としては、国立大学の教育・研究面の経費が非常に苦しい状況にあることを財政当局に十分強調しており、財政当局もその点についての理解は示しているが、ゼロにするわけにはいかない状況にあるということで、各省庁共通事項として取上げられることになった。

次に節約の率であるが、昨年は、旅費20%、一般経費15%、教育・研究面の経費は7.5%という高い率であった。今年は、当初予算編成の時点で昨年の補正予算を基礎にしている関係上、実質的にいえば節約額を控除した残額を基礎にした積算であるので、これ以上の節約の余地はないということになるのであるが、諸々の事情を考慮したうえで、一般経費5%、教育・研究経費2.5%の節約で、率としては昨年の3分の1ということになった。

なお、各学校ごとの計数の整理は、いま作業を進めているところであるが、実施の方法は昨年と同様で、学生当り積算校費については、授業料値上げとの絡みで節約対象から除外することになった。その他、教官当り積算校費についても光熱費等の値上りに伴う追加財源需要相当額は、節約対象から差引いてもらう等のことも財政当局と折衝をかさねており、教育・研究経費の現場での影響を極力少なくする方向で努力

を続けている。

さらに、国鉄運賃、電話料の引上げに対しても相応の考慮をしなければならないと考えている。国大協においてもできうる限りのご尽力をお願いし、努力して頂いたが、以上のような結果となった。教育・研究経費も苦しいが国家財政の方も苦しい点をご了承頂きたい。

以上をもって経費節約についての説明を終り、文部省側は退席し、議事に入った。

議 事

I 会務報告

会長より以下の各事項についての報告があった。

(1) 要望書等の提出について

ア) 「定員削減についての申入れ」について

去る8月19日前回の理事会において決議された「定員削減についての申入れ」については理事会終了後直ちに、岡本、川上両副会長、飯島第6常置委員長および小泉第6常置委員とともに文部省ならびに行政管理庁を訪ね申入書を提出するとともに、文部省においては井内官房長、行政管理庁においては小田村事務次官とそれぞれ面談し、趣旨説明のうえ強く申入れを行った。

イ) 昭和52年度予算に関する要望書について

これについては、去る9月29日岡本、川上両副会長、飯島第6常置委員長と同道して要望書を持参し、文部省においては木田事務次官、大蔵省においては竹内事務次官と面談してこれを要望し、また、同時に行政管理庁ならびに人事院その他関係方面にも提出して要望した。

ウ) 行政経費の節約問題に関連して大蔵省主

計局に対する国立学校特別会計の経理の実情説明について

大蔵省が、このたび本年度の行政経費の節約を打出したことに對し、去る10月20日川上副会長、飯島第6常置委員長、同専門委員が大蔵省主計局加藤次長と会談し、国立学校特別会計の経理の実情を説明して節約の困難なこと、なお、来年度予算に關し基準的経費についての配慮方を要望した。

(2) 入試改善調査について

この件については、毎回の理事会においてその進捗情況をご報告してきたが、その後入試改善調査委員会においては、文部省と協議した昭和52年度概算要求および残された問題についてのその後の検討の情況等を、その都度各大学に連絡し学内検討のための資料とした。そのほか去る10月10日、同11日は48大学の協力により、12,000名の高校生を対象として試験問題の実地研究を行い、また、全国7地区において高校側との説明懇談会を開催中である。いずれ詳細については岡本委員長ほか関係の方々から後刻ご報告があるものと思われる。

(3) タイ国学長の招待について

タイ国学長の招待については、その後タイ国側の都合により来日学長のうち1名が交替し、また、日程も当初の予定より1週間おくれたが、同国のこのたびの政情変動にも妨げられず、去る10月20日予定どおり来日し2週間にわたり国内各地の国立・私立の各大学を訪問し、また、わが国の学術文化の紹介、国立大学協会主催の懇談会の開催、送別パーティー等を行い、去る11月2日一行は無事離日した。所期の効果を十分におさめることができたことをご報告するとともに種々ご配慮を願った関係各大学に対し感謝を申し上げる。

(4) 国大協宛要望書について

資料5のとおり要望書を各委員会に回付した。

(5) 委員長等の交替について

これについては資料5～2にあるように、次のとおり異動があった。

○ 委員長交替について

委員会名	前任者	新任者
図書館特別委員会	川上 正光 (東京工大)	今村 成和 (北海道大)
教養課程に関する特別委員会	今西 錦司 (岐阜大)	飯島 宗一 (広島大)
教職員の厚生等に関する特別委員会	池田 数好 (九州大)	山岡 亮一 (高知大)

○ 教員委員交替について

委員会名	前任者	新任者
第2常置委員会	菅 好雄 (岡山 大)	片山 嘉雄 (同 大)
第5常置委員会	都築 忠七 (一橋 大)	細谷 千博 (同 大)
図書館特別委員会		増淵 龍夫 (一橋 大)
同		林 良平 (京都 大)
教養課程に関する特別委員会		久保 彰治 (東京大)

以上をもって会務報告を終り協議に移った。

II 協 議

1. 新大学の協会加入について

初めに会長より、次のとおり提言があった。

去る10月1日より開学された長岡、豊橋の両技術科学大学と高知、佐賀、大分の3医科大学から、それぞれ当協会に加入の申し出があったので、これを総会に付議して承認を求めることにしては如何かお諮りする。

ついで川上副会長から、技術科学大学は工業高等専門学校卒業生の大学進学への道を開くの主な趣旨として開学されることになったと前置きし、設立までの経緯について説明があり、

この件については異議なく承認された。

ア) 長岡技術科学大学ほか4大学の加入に伴う諸規則の改正について

会長より、新設4大学の加入に伴い当協会関係規則を改正する必要があるため、これについてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局より資料7「長岡技術科学大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について」に基づいて説明があり、異議なく承認された。

2. 第59回総会日程について

事務局より、総会の日程は理事会の承認を得て進めることになっているので、本日もお諮りすると述べたのち、別紙「第59回総会日程」に基づき説明があり、異議なく承認された。

3. 第60回総会日時・場所等について

事務局より、これについては会場予約等の都合上、本日もご承認を得たいのでお諮りしたいと前置きし、資料9に基づき次のように説明があり、異議なく承認された。

○ 第60回総会日時・場所等について

日時 昭和52年6月21(火) 総会第1日

22(水) 総会第2日

24(金) 事務連絡会議

場所 国立教育会館

なお、6月23日(木)に文部省招集の学長会議が開催される予定である。

4. 入試改善について

初めに会長より、次のことが述べられた。

かねて当協会が検討を続けてきた共通第一次入試については、去る6月開催の第58回総会に

において「大学入試改善に関する意見」が承認され、これを実施することについて残された問題を文部省とも協議し、慎重に検討した上で協会としての方針を決定することになっており、その時期は今回の総会を予定していることはご承知のとおりである。

ついては、岡本委員長ほか関係の方々からその後の状況等についてご報告を頂き、協会としての方針決定の協議を総会において如何に取り運ぶかについてご審議をお願いしたい。

ついで岡本入試改善調査委員長より、本日は説明のために、湊入試改善調査施設長および田保橋総主幹にも出席頂いたので、入試改善についての報告に入る前にご了解をえたいと述べられたのち、次のとおり報告があった。

前総会以後の経過報告に入る前に最近の状況について申し上げます。去る10月10・11の両日に実地研究が実施され、無事に終了し、現在、その採点処理を行っている。多数の大学にご協力頂いたことをここで厚くお礼申し上げます。

さて、その後の状況についてであるが、この共通入試については、去る6月の総会において、「その趣旨は大学入試の改善に資するものと認める。しかし、これが実施については、なお、いくつかの重要な問題が残されているので、これらの問題について、文部省とも協議し慎重に検討したうえで、国大協の方針を決定する」ということになった。その後、文部省とは数回の連絡協議会を開いて、52年度概算要求の内容等について協議を行う一方、委員会においては残された問題の検討を行ってきた。

次に、入試改善調査委員会としては、来る11月の総会において、共通入試の実施について各大学が最終意見を発表するための資料に供するというので、6月の総会以降の実情を、資料

「国立大学共通第一次試験実施に関する意見の学内集約について（依頼）」にまとめて去る10月1日付で各大学に連絡した。

このように、間近に迫った総会において、共通入試の実施についての国大協の最終意見をまとめることになっているので、本日は、その意見集約の原案の案文を、先刻までの入試改善調査委員会において検討したので、それをお配りした。これを叩き台にして、国大協の最終的意見の原案をご検討頂くわけであるが、その前に、6月の総会以降の経過について事務当局からご報告することにする。

ついで入試改善調査施設田保橋総主幹より、次のとおり報告があった。

共通入試実施上の技術的問題については、実施方法等調査専門委員会で検討してきたが、このうちとくに問題になっているのは実施の時期の問題である。これについては、高校長協会等とも協議し、冬休期間中という案で現在、高校側の意見を徴しているところである。しかし、これには教科内容（とくに「社会」の日本史）の絡みで出題範囲の制限という問題がある。

次に、共通入試実施の法的根拠の問題については、文部省と国大協との今後の協議により具体的かたちができることになる。それから、従来から問題になっている共通入試の試験問題の正解例の公表等については、前向きに検討が進められている。現在、残された検討事項はあるが、技術的な面からは問題は少ないと思われる。

次には、高側校から強くだされている意見として「足切り」の問題があって、足切りされた者に対し再出願の道を設けてほしいということである。その他、二次試験のあり方の早急な公表、科目数の制限、調査書の評価等の問題が、

現在各地で行われている高校側に対する説明会の中で要望されている。

なお、共通入試についての高校側の意見をどのように反映させていくかという問題も検討事項の一つとして残されている。これについて、実施方法等調査専門委員会においては三つの段階で意見吸収が検討されている。その第一は、共通一次の問題に関し全般的なかたちで高校側との意見交換をする連絡協議会を設けること。第二は、問題作成に関し事後に高校側の全国的な協議組織との間の意見疎通をはかる連絡方法。第三は、モニター方式での一本づりの方法で出題についての意見を徴するやり方である。これらの問題については今後さらに詰めを行うことにしている。

以上の他に検定料の問題もあり、これらの問題を今後煮詰めていくことになっている。

以上の報告に続いて、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり補足説明があった。

今後、解決しなければならない問題として残されている事項は、田保橋総主幹から報告のあったとおりであるが、その他に、6月の総会で問題になった事項として、文部省側との協議事項になっている人員を含めた予算事項があるが、これについてはほぼ目処がついたものと理解している。したがって、残されている以上の問題は、いずれも実施に関する問題として取上げることができるので、11月の総会における心組みができるのではないかと考えている。

次に実施時期の問題について、文部省との折衝過程で私立大学の入試時期との調和の問題がでてきた。この関係から、二次試験は現在の一期校の入試時期にあわせることが前提条件にな

り、そこから逆算すれば共通一次の実施時期は1月20日以前ということになる。

ついで湊入試改善調査施設長より、次のとおり報告があった。

共通入試の正解例公表の問題についてその利害得失を検討中である。入試改善調査委員会としては、本来、共通一次は進学指導に用いるものではないという姿勢をとっているが、高校側からは共通入試の実施と同時に入試期が一本化され、受験機会が1回となるので、共通一次の成績結果をみたうえで志望大学を決めさせたいという強い要望がある。要望そのものはもっともなことであるが、しかし、全国的統一試験の成績結果によって、順列をつけて志望校を決めることになると高校ならびに大学のランクづけをもたらすことになる。そこで、単に、正解例を公表することにしてはどうかということで検討が進められているわけである。

以上の報告に関し、主に次の問題点を指摘しながら意見が交された。

- 実施時期が1月上旬ということであれば、高校の社会科のなかで世界史の試験範囲はどのようになるのであろうか。
- 高校の全国的趨勢としては、世界史は終わって、日本史が3年の後期にあるという状況である。したがって、日本史のうち現代史の部分が出題範囲から除かれることになろう。
- この問題については、現代史の知識が不十分な学生が大学に入るといことも考えられるが、二次試験でそれをどの程度カバーするかどうかということにもなろう。
- 実施時期は54年度か。
- その点はこれから論議する。関係方面との

接触や実地研究の結果をふまえて54年度と想定した。

以上の意見交換が行われたところで、岡本委員長より資料「国立大学共通第一次試験による大学入学者選抜方法の実施に関する意見」(案)を基に次のように説明があった。

これは、今回の総会において各大学の意見を集約することになっているので、その際の素案の原案を事務当局でまとめたにすぎないものであるが、ある意味においては、これが最終的意見にもなるので、ご検討を願いたい。この案の内容は、共通入試の趣旨と実施の両方から成り立っており、趣旨、検討の経過、実施可能の時期、第二次試験のあり方、入試期一本化、実施機構の整備等のことを盛込んでいる。

ついで湊入試改善調査施設長より、「意見」(案)と「要望」(案)の内容の概要説明があったのち、資料の朗読があった。

これについて、岡本委員長より次のように問題点の指摘と提言があった。

この「意見」(案)について、最前の委員会での問題となった点を説明し、ここでご協議をお願いする。第一は、このように長文のものにする必要があるかどうかということである。また、一期・二期の区別の廃止のことを入れるべきかどうか。それと、一発勝負、難問・奇問という語句が適当かどうか。次に「53年度実施は困難と思われるので、54年度以降に実施が望ましいと考える」とあるが、これは大学入試制度の大きな改正であるので、実施主体が国大協か文部省かという慎重に議せられるべき重要な問題である。なお、二次試験のガイドラインについては、明らかにすべきだという意見と、すべきでないという意見に二分されるが、ここでは、54

年度以降の実施を想定し早急に検討を要請する、と述べてあることなどが問題と思われる部分である。最後の所は締めくくりとして文部省への要望を記したものである。これを叩き台にして総会における国大協の意見集約の原案をご検討願いたい。

これに関して、次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 実施年度は54年度以降ということであれば、現在の高一から対象になるのだから、「以降」というのではなく54年度からとはっきり決定した方が高校側も準備態勢ができてよいのではなかろうか。
- そのような意見もある。前回の総会時点では53年度実施は困難であるということであったので、今回は一歩進めて54年度実施ということを行わざるを得ないという意見にまとまった。
- この実施年度の問題については、二次試験の絡みもあって大学側の準備態勢がいつまでに行えるかということも考慮しなければならない。
- 見通しとしては、今回の総会で54年度以降の実施が承認され、文部省に報告されれば、文部省は、それを受けて入試改善会議に諮問することになり、そこでの審議において最終的に決定ということになる。一方、52年当初の予算内示の際に、国立大学入試の一環として共通第一次試験の実施が予告され、予算成立後(4月頃)に正式公示がでて、その後文部省から各大学に対し、二次試験の科目・方法等を6～7月にかけて発表するよう通達が行われることになる。したがって、各大学は、1月の予告時点で準備に取掛かることに

なろう。

- この案の文章によると各大学が独自に行う第二次試験は、報告書に示されている「第二次試験のガイドライン」に添って検討するようになっているが、各大学は全く思い思いに決めてよいのか。それとも国大協のなかである程度の調整をはかるといような考えがあるのか。
 - 第二次試験のガイドラインについては、はっきりと国大協は示すべきであるという意見と、それとは反対に、国大協は第二次試験のガイドラインを明示すべきではなく、各大学の自主性に任せるべきである、という二つの意見に各大学の意見はわかれている。
 - 「第二次試験のガイドラインに添ってその方法の検討を行うよう強く要請する」という表現は適当でない。趣旨を参考にしてという程度にした方がよい。
 - 54年度以降実施となれば、そのための段取りはこうになるということを示すべきである。そうでないと各大学はどういう態勢をとればよいのかわからない。
 - 高校からの調査書の活用のことにも触れているが、高校側の意見はどうか。
 - 高校側の内申書のことであるが、高校側からは入学の判定に是非参考にされたいという要望がある。大学側としては利用しにくい点があるということである。
 - 4月に文部省の公示があって、6～7月までに第二次試験の準備をすることは相当困難であるので、54年度以降ということには、ある程度のズレ込みが考えの中にあるのであろうか。
 - 実施年度を最終的に決定するのは今回の総会である。それに則った文部省の手続きはあ
- るにしても、54年度ということが公にされれば、その時点から各大学が主体性をもって準備態勢に入ることになる。
- 6月の総会時点では53年度は困難ということであったので、今回は54年か55年かをもう少しははっきりさせないと大学も高校も戸惑いがあるのではなかろうか。
 - これには文部省として満さなければならない幾つかの条件がある。その条件が満たさればという前提があるので、その点の考慮から実施されることが望ましいという表現になっているが、総会において国大協の意思が明確になれば、それをふまえて実施することが可能であるといような表現に改めることもできる。
 - 概算要求の面においては、文部省は、プラスアルファの問題は残るとしても、本試験実施に必要な人員は53年度中（54年3月まで）に充実するということである。
 - この部分の表現は、むしろ、54年度実施を目処に53年度中に準備を完了するというように、現実的な問題を述べる方がよいのではなかろうか。
 - 実施年度を決める主体は、文部省の概算要求の都合によるのか、それとも高校側の準備態勢あるいは大学側の受入れ態勢のいずれにおかれているのか。
 - 文部省側には一定の具体的なプランをもった概算要求ということがある。たとえば、54年度実施を目標にして入試センターの設置が要求されている。大学側としては、今日まで検討してきたという事実があって、可能性がでてきた。高校側は一期・二期の廃止と一緒に共通入試実施の要望がある。このように、三つの状況の集合する時点として54年度実施

ということは公にせざるをえない事情になっている。

- 大学の入試要項は例年、前年度の6月1日から7月31日までの間に試験科目・方法等を発表することになっている。しかし、共通一次は入試の改革であるから、さらに1年前に公表するという事になった。
- 実施時期が決まらないと準備ができない。地方大学では早く準備したい。「以降」という曖昧な表現だと後退の気運が出てくる。

以上のようなことについて意見交換が行われたのち、来る11月17日（総会第1日）の正午より1時まで、学生会館（神田）において理事会を開催することとし、それまでに原案をまとめて提出することになった。

5. その他の委員長報告と協議について

（常置委員会関係）

（1）第1常置委員会

加藤委員長より資料11「大学院問題懇談会宛要望：国立大学協会第1常置委員会」を基に次のように報告があった。

この意見書を提出するに至った経緯は、いま大学院問題懇談会において、大学院の問題について検討が進められているが、さきに、高等教育懇談会から、国大協の意見をほとんど徴することなく高等教育の将来計画についての報告がだされたことがあるので、再びそのようなことのないように、大学院の当面の問題について第1常置の見解をまとめて提出するものである。その内容は、当面修士課程の問題を主としており、その経緯、現状、対応、結語等の構成になっている。なお、博士課程については更に検討する。しかし、この意見書には訂正箇所が

あるので、この原案を修正したうえで成案を配付することにしていただければお願いしたい。なお、11月9日に開催される大学院問題懇談会の第1部会に第1常置委員会から北村・須田両委員および白田専門委員が出席し意見を述べることになっている。そのような状況を含めてこの意見書が承認されれば早速提出することにした。また、第1常置では大学院問題について各大学にアンケート調査を行ったので、その結果をまとめ大学院問題の全般について検討し何等かの報告をすることになっている。

これについて異議なく承認された。

（2）第2常置委員会

若槻委員長より次のとおり報告があった。

第2常置委員会では大学学部のカリキュラムの弾力化ということを中心として検討し、いま、報告書の原案作成の作業を進めている。主な内容は、現行の制度を大きく崩すことなく可能な限度にとどめることを前提にして、①他大学を卒業後または中途退学（2年以上在学）した後改めて入学し直すという例が多くなったので、これらの学生について、30単位を越えない範囲で一定の試験のうえ単位の修得を認定すること。②2年次の編入学のことである。これは大学の卒業生、もしくは2年以上在学して退学した者等に対して編入試験を実施し、その合格者を2年次に編入させることが可能な道を開くこと。③優秀な学生に対する大学院教育の早期開始ということである。3年修了の者でも、大学卒業と同等以上の学力を有するものと認定された者は大学院入学受験資格を与えることにするという事である。

以上三つの課題であるが、いろいろな問題もあろうかと思われるので、総会の了承がえられ

ればアンケートのかたちで各大学の意見を伺ったうえ、次の段階に進むことにしている。

これについて異議なく了承された。

(3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

第3常置では第4常置と合同で学寮の問題について検討している。さきに、各大学にお願いしたアンケート調査結果の整理を目下小委員会で行っているところであるので、総会にはある程度の中間報告をすることになる。

次に大学卒業予定者の就職事務開始時期の問題があるが、来年度以降のことについては今日の段階では進展はみられていない。

(4) 第5常置委員会

佐々木委員長欠席のため事務局長より次のように報告があった。

タイ国学長招待のことであるが、タイ国学長団は自国の政変にもかかわらず予定が1週間遅れただけで来日され、招待計画のとおり大学訪問等の行事を終えて、離日される際は感謝とお礼の意を表して無事帰国された。

次に、11月1日にスウェーデンのウプサラ大学長が訪日され、国際交流について文部省主催の懇談会が開催された。国大協は第5常置委員会から石塚名古屋大学長に出席をお願いした。

(5) 第6常置委員会

飯島委員長より次のように報告があった。

第6常置では予算節約、定員、給与、大学財政等多々問題があるが、総会において取りまとめてご報告したい。ただ、来年度の予算編成の問題が大蔵省、行政管理庁等で進められているが、現段階ではその査定がきびしい状況にあ

る。したがって、国大協の方から、とくに行管に対し、既存大学の定員確保、定員削減に伴う一般職員の確保、入試センター関係の人員等について、理事会の了解がえられれば近日中に再度申入れをしたいと考えている。

これについて異議なく了承された。

(特別委員会関係)

(6) 図書館特別委員会

今村委員長より資料12を基に次のように報告があった。

図書館特別委員会では、6月の総会において了承がえられたように、昭和52年度予算に関する要望書を、資料12のようにまとめ、これを明日大蔵省および文部省に提出し要望したいのでご了承頂きたい。

(7) 教養課程に関する特別委員会

飯島委員長より次のように報告があった。

教養課程特別委員会では委員会を再開し、委員長を決め、第1回の会合を開いた。現在教員委員の陣容をどのように組織するかについて考慮中である。これが決まり次第具体的な検討に入る予定になっている。

(8) 教員養成制度特別委員会

飯島委員長より次のように報告があった。

教員養成制度特別委員会では、明日委員会を開催し、ことに、いま進展している新構想の教員養成大学のその後の経過について、文部省の関係官ならびに谷口設立準備室長から情報を伺い意見交換を行うことにしている。なお、その他にも固有の問題があるので明日の委員会・小委員会において検討し総会においてまとめて報告したい。

6. その他

(1) 放送大学担当関係委員会について

事務局長から次のように報告があった。

放送大学の設立について文部省は相当大きな予算要求をしているが、今後は、国大協にも連絡をとらなければならないこともあろうから、国大協の窓口を決めておいてほしいという趣旨のことである。ついては、国大協の組織からすれば第1常置の組織・制度あるいは第2常置の学科課程のいずれかにかかわる問題だと考えられるので、ご協議をよろしく願います。

これに関し、会長からとくにご異議がなければ第1常置に附託することにしたと述べられ、異議なく承認した。

(2) 鶴田（前）事務局長の死去について

これに関し、事務局長から次のように述べられた。

鶴田（前）事務局長には去る10月9日急逝された。葬儀は同13日にキリスト教の形式でとり行われた。国大協からは林会長もご出席され弔意を表された。なお、死去に伴い従四位に叙せられた。

ついで会長から、鶴田（前）事務局長は国大協の功労者であった。ここに哀悼の意を表したい、と述べられた。

理事会議事要録

日時 昭和51年11月17日（水）12:00~13:00

場所 学士会館（神田）203号室

出席者 林会長

岡本，川上各副会長

今村，白洲，加藤，畑，香月，大山，久保村，豊田，桜場，井上(友)，若槻，井上(智)，安達，中村，円藤，武谷，具島
中村各理事

広根（第3），山岡（第4），佐々木（第5），飯島（第6）各常置委員長
小泉，太田各監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長から、前回（11月4日）に引続き「入試改善に関する意見」（案）のまとめについてご協議をお願いする旨の挨拶が述べられた。

議事

1. 入試改善について

初めに岡本入試改善調査委員会委員長より次のように述べられた。

総会における入試改善についての議事の進め方についてであるが、まず、前総会において共通一次は入試の改善に資するものと判断され、なお、これが実施については残された問題の解決にあたり、今回総会において最終的に国大協の意見をまとめるということになっていた。それで、前総会後の検討経過、52年度概算要求の内容等を去る10月1日付で各大学に報告し、各大学はそれを参考にして学内意見をまとめられるよう依頼してある。そのようなことで、総会においてはまず各大学の見解を伺い、それに対する集約の結論をだすことにしたいと考えている。ついては総会における「入試改善に関する意見」（案）を一応作成したので、これをひととおり朗読し説明したあとでご協議をお願いする。

ついで資料「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見」（案）の朗読があったのち、湊入試改善調査施設長より次のように説明があった。

この意見（案）は、入試改善調査委員会および前回の理事会において述べられた意見の趣旨を勘案し整理してまとめたものである。

1の項目の前段は、54年度実施が可能であるという判断のいきさつである。なお、一期、二期校の一元化を共通一次の実施とともに行うということを述べている。後半は共通に行う一次試験と各大学が行う二次試験の必要性と、これが入試改善にどのようにつながるかということ述べてある。

2の項目は、これが実施については入試センターの設置とその整備充実および各大学の実施組織の整備が必要であるので、所要の予算的措置を講じなければならないことを述べてある。

3の項目は、これを実施するに当っては引続き文部省と連絡協議を行うという趣旨のことを述べたものである。

以上の説明に関して、概ね次のような問題点を指摘しながら意見が交された。

- 共通一次の実施は勿論のことであるが、一期・二期校の一元化ということも国大協としては重要な方針であると理解している。そこで、まだ二次試験の段階で一元化が決まっていないというような受取り方がされることのないように表現すべきである。
- 国大協における入試改善についての調査研究は、一期・二期の入試期とは別のものとして進められてきた。しかし、すでに入試期の問題については国大協として結論がでていることであり、その背景があるのでこのような文言としたわけである。共通一次は、入試期の一元化が実施されずに一期・二期が残されたとしても、成り立ちうるよう考えられているが、この総会において、この両者を同時に実施すべしという新しい主張はありうるし、共通入試の実施の段階になると、一期・二期は一元化され同時に実施ということにならざる

るをえなくなると思われる。

- 1の項目の5行目に「……諸施策が具体化されるときは、昭和54年度からその実施が可能であると考え」とあるが、このような仮定的な表現でなく、もっとはっきりした表現に改めた方がよいのではないか。
- 実施時期のことであるが、国大協は共通一次には真剣であるが、二次試験については各大学が共通一次の趣旨を十分生かすかたちでうまくやってくれるであろうという楽観主義のうえにたっているようである。しかし、各大学が二次試験をうまくやってくれなければ共通一次の成果は台なしになる。54年度実施という噂はあるが、国大協は実施の自信があるのかどうかと疑念をもたれる大学もある。二次試験のガイドラインは一応は示されているが、実際の実施となれば関係のある大学では意見交換も必要になるので、それらのことも十分見通しがあつての54年度実施ということであろうか。
- 国大協のこの意見書の中には、国大協としてどこまでも守らなければならない基本線だけをだしておくべきであるということで、二次試験については各大学の自主的な実施に任せ、その実施は共通一次の趣旨と方法に対応して行うということにしてある。この辺の理解のために意見(案)の〔経緯と説明〕という文書も用意したので、その関係部分を説明することにする。

ついで、意見(案)の〔経緯と説明〕の関係部分の朗読と説明があり、なお、これに関連して、共通第一次試験実施のスケジュールについて田保橋入試改善調査施設総主幹より次のように説明があつた。

文部省としては、52年度予算内示の時期（来年1月）に共通第一次試験を54年度から実施の予告をし、予算成立後（来年4月～5月）の時点で54年度入学者選抜に関する実施要項を公表し、そのなかで二次試験のあり方が盛られることになり、それによって52年の夏頃までに各大学が行う二次試験の教科・科目・方法が決められ発表されることになる。これは従来、入試要項が半年前に発表されていたのに比べれば、1年半前の公表ということになる。

なお、これに関する概算要求は54年度までの要求になっているが、文部省は、具体的には54年度実施に要する人員・施設は53年度中に措置し、実施そのものに直接影響のない研究部門等は54年度までに充実することになったので、この点は総会においても誤解のないように説明することにする。

以上のような説明があったのち、さらに次のような意見が交された。

- 過般開催された全国農水産学部学長会議で共通入試のことが論議され、その際、二次試験がバラバラの形で行われるのは困るので、学部によって歩調を揃えた方がよいのではないかとの意見があった。
- 二次試験をうまくやることは大事なことである。その点からするとスケジュールが性急すぎる感じがする。二次試験のあり方については各大学、学部間の横の連絡もある程度必要である。その辺の事情を考えると54年度実施は可能かどうか。また、概算要求は52年度より3カ年で要求することであるが、それで支障なく進められるのか。
- 実施にあたっての所要人員・施設は2年間で整備する。研究部門の2部門はあとに残

る。各大学の人員配置は2カ年でやる。

- 報告書では二次試験のガイドラインとして6項目が示されているが、文部省の入試実施要項が決められる際に、もっと厳しい指導が入ることはないか。4月に要項が出されてから検討するのでは大変である。
- 今度の総会で意見がまとまってそれを文部省に伝えると、入試改善会議の方で検討して入試実施要項を作ることになる。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、岡本委員長より次のとおり述べられた。

さきほども話題になったが、共通一次は、国立大学入学者選抜期日の一元化を前提として進めてきたわけではないが、二次試験が一期・二期同時に行われることも大きな要素になるのは当然である。しかし、これについては、高校側から二次試験は2回の機会があってもよいのではないかという意見がでる余地もあるので、この点については、国大協は入学者選抜期日の一元化を可としてきたが、これも共通第一次の実施と同時に行為ることが望ましいという趣旨のことを「意見」の中で述べることにしたい。

次に、二次試験のことであるが、この調査研究を始めた48年当時は二次試験は各大学の自主性に任せることを本旨とするということであったが、共通一次構想がほぼまとまる50年頃から二次試験のことも詰めるべきだという要望がでてきた。しかし、最後まで残るものはやはり大学入試は各大学が独自に行うべきだということであるので、報告書に述べてある第二次試験のガイドラインの範囲を超えることはできない。

ここで会長から次のような提言があった。この案件については、本日（総会第1日）午後の時間のすべてを当て、慎重に審議し、そのう

えで場合によっては再度理事会を開き、共通の意見を集約し意見書を修正したうえで、明日の総会に最終的に提案して承認を得ることにしたい。

なお、今回の総会でこの意見書が承認され、文部省に報告されれば、文部省は入試改善会議に諮問する。その場合に改善会議は国大協の意見と異なる実施要項を決めることはないであろうか。とにかく国大協としては、内容に関することについて異なる決議が行われることは容認できない。

このことについて湊施設長より次のような意見が述べられた。

入試改善会議との協議では科目数をどの範囲にするかということだけが今後の調整に残されているだけである。なお、改善会議の審議の状況は国大協に十分連絡をとるよう取計りたい。

以上をもって閉会し、本日の意見を基に修正を加えた「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見」(案)を総会に提案することにした。

このあと、理事会は総会第1日終了後(17:00~18:00)に再開され、総会において述べられた意見を集約しながら、意見書を最終的に調べ、明日(18日)の総会(総会第2日)に配付することになった。

第59回総会議事要録(第1日)

日時 昭和51年11月17日(水) 10:00~16:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

会長から開会の挨拶があったのち、議事変更について諮られ、異議がなかったので、議事の

順序を変更して本年10月1日に創設された長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学および大分医科大学の本協会加入について協議し、異議なく上記5大学の加入が承認された。

ついで会長から、斎藤長岡技術科学大学長、榊豊橋技術科学大学長、平木高知医科大学長、古川佐賀医科大学長および中塚大分医科大学長の紹介があった。

(1) 前回総会以後における学長の交替および新任について

会長から、前回総会以後における学長の交替および新任について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
筑波大学	三輪 知雄	宮島 龍興
千葉大学	相磯 和嘉	香月 秀雄
長岡技術科学大学	(事務取扱)斎藤 信義	
豊橋技術科学大学		榊 米一郎
高知医科大学		平木 潔
佐賀医科大学		古川 哲二
大分医科大学		中塚 正行

(2) 委員長等の交替について

会長から、前回総会以後における副会長、特別委員会委員長、常置委員会・特別委員会の教員委員の交替について、次のとおり報告があった。

委員会名	前任者	新任者
副会長	相磯 和嘉 千葉大学長	川上 正光 東京工科大学長
図書館特別委員会	川上 正光 東京工科大学長	今村 成和 北海道大学長
教養課程に関する特別委員会	今西 錦司 岐阜大学長	飯島 宗一 広島大学長
教職員の厚生等に関する特別委員会	池田 数好 九州大学長	山岡 亮一 高知大学長
第2常置委員会(教員委員)	菅 好雄 岡山大学	片山 嘉雄 岡山大学
第5常置委員会(教員委員)	都築 忠七 一橋大学	細谷 千博 一橋大学

図書館特別委員会
(教員委員)
同 上

教養課程に関する特
別委員会(教員委員)

増淵 龍夫
一橋大学
林 良平
京都大学
久保 彰治
東京大学

(3) 代理出席について

会長から、本日は京都教育大学からは小江学長に代り名和献三教授が、大阪外国語大学からは牧学長に代り広実源太郎学生部長が、それぞれ代理出席された旨の紹介があった。

(4) 会議資料について

事務局次長から、今回総会の配付資料について説明があった。

(5) 日程について

会長から、今回総会の日程については、去る11月4日に開催された理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、以下の事項についてそれぞれ次のとおり報告があった。

1. 要望書等の処理について

(1) 第58回総会において決議された各種要望書の処理について

去る6月開催の第58回総会において決議された各種要望書等については、6月24日、会長、両副会長および関係委員長が関係各方面を訪問してこれを提出し、かつそれぞれの責任者と会談して要望を行った。

(2) 昭和52年度予算に関する要望書ならびに大学図書館予算に関する要望書について

昭和52年度予算に関する要望については、去る9月29日、会長、両副会長および飯島第6常置委員会委員長が要望書を持参し、木田文部事務次官、竹内大蔵事務次官とそれぞれ面談して要望した。同時に行政管理庁、人事院その他関係方面にも要望した。

大学図書館予算に関する要望書については、去る11月5日、今村図書館特別委員会委員長、増淵同委員会委員等が文部省学術国際局および大蔵省主計局の担当官に面接し、要望した(資料9)。

(3) 大学院問題懇談会に対する申入れについて

文部省の大学院問題懇談会に対し、第1常置委員会から審議の参考に供せられたく申入れ書を取りまとめたので、去る11月5日、加藤第1常置委員会委員長名をもって文部省佐野大学局長に提出した。さらに11月9日、北村、須田両第1常置委員会委員等が大学院問題懇談会に出席してこれを説明し、懇談した。

(4) 国立大学主要経費の実情説明および行政経費の節約について

去る6月26日、飯島第6常置委員会委員長、小泉同委員ならびに同専門委員等と同行して大蔵省の吉瀬主計局長を訪ね、各大学における国立学校特別会計の基準的経費等主要経費の経理の実情について説明し、懇談した。さらに10月20日、川上副会長、飯島第6常置委員会委員長が同専門委員を帯同して大蔵省主計局の加藤次長と面談し、行政経費の節約問題および来年度予算の基準的経費の配慮方等について国立大学の実情を述べ了解を求めた。

2. 第4次定員削減について

政府においては、現在の深刻な財政事情に対処するため、これまでの第3次定員削減計画を本年度で打ち切り、来年度からは新たな第4次定員削減計画を実施することになったが、当協会としてはこれらの動きを耳にすると同時に、従来からの経緯もあるので早速、特別会計制度協議会および理事会を開催して協議し、その方針に基づき文部省とも協議して種々の行動をとった。その経過および内容については、そのつど事務局長から各大学に事務連絡として通知したとおりである。なお、その後の情況、その他については後刻飯島第6常置委員会委員長からご報告がある予定である。

3. 入試改善調査について

当協会において特別委員会を設けて検討を続けてきた国立大学共通第一次試験については、去る6月開催の前回総会において各位のご賛同を得て大学の入試改善に資するものと認め、これの実施に関する残された種々の問題について文部省とも協議したうえで当協会としての方針を決定することを決議した。その後入試改善調査委員会が中心になって来年度概算要求の問題その他、実施上の種々の問題を文部省とも協議してきたが、それらの情況については、そのつど各大学にお知らせして学内検討のための資料とした。

そのほか、去る10月10日および11日には、48国立大学の協力により12,000名に及ぶ高校生を対象に試験問題の実地研究を実施し、また全国7地区において高等学校側と説明懇談会を実施した。それらの詳細については後刻岡本委員長ほか関係の方々からご報告がある予定である。

4. タイ国学長団の来日について

学長の国際交流の一環として一昨年の西ドイツ、昨年のフランスの学長団一行の招待に引続いて、本年度は東南アジア関係としてタイ国から3名の学長を招待することになった。このことについては前回総会において佐々木第5常置委員会委員長から報告があったが、一行は同国の政情変動にも妨げられず予定どおり去る10月20日来日し、2週間にわたり国内各地の国・私立の各大学を訪問し、11月2日離日した。その間、日本の学術文化の紹介、懇談会の開催等を行って所期の効果をおさめることができた。種々ご配慮を願った関係各大学等には深く感謝申し上げます。

5. 日教組大学部会との会見について

日教組大学部会からの申し出により、去る7月29日に飯島第6常置委員会委員長、小泉第6常置委員会委員および湊入試改善調査施設長が出席して、山川大学部副部長ほか数名と、また11月10日には飯島第6常置委員会委員長、太田第6常置委員会委員、若槻第2常置委員会委員長が畠山大学部長ほか数名とそれぞれ会見し、教官待遇改善、大学関係予算、定員および入試改善の諸問題について懇談した。

なお、その他については事業報告書(資料6)をご参照願いたい。

II 協議事項

1. 長岡技術科学大学ほか4大学の当協会加入に伴う関係規則の一部改正について

事務局長から、本年10月に長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学および大分医科大学が創設され、当協会

に加入することになったので、「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」、「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。

2. 各委員会委員長報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（加藤委員長）

第1常置委員会は、大学院問題について検討した。高等教育懇談会が本年3月「高等教育の計画的整備について」の報告を出したが、昭和50年10月に大学院問題懇談会が設置されたこともあって大学院の問題についてはふれられていない。しかし当協会としては、大学院問題を除外しては高等教育の問題は十分でないという認識をもったこと、および大学院問題懇談会が明年3月には中間報告をまとめるということを仄聞したので、急遽小委員会を設けて大学院問題の検討に着手した。さらに、大学院問題懇談会に対しては、時機を失すおそれもあったので、とりあえず修士課程の充実の問題について要望を行った（資料10）。この要望の趣旨は、①博士課程大学院については、条件の整った大学には、できる限りこれを設置するようにするとともに、現在各大学が構想している大学院の諸構想に対して援助・指導・助力すること。②修士課程大学院に対しては、本来の研究教育の機能が果し得られるよう諸条件を整備し、人的・物的両面の内容充実を行うこと。③教員養成系の修士課程については、他の分野に比して著しく立遅れているので、これに格段の配慮をすること。④大学院問題検討の過程で新設大学

の意見が十分反映できる措置を講ずること。を骨子としたものである。

関連して、去る11月1日付で文部省大学局長より、大学院問題懇談会の第1部会と各大学団体との意見交換を11月9日に開催したい旨の要請があったので、当第1常置委員会から北村新潟大学長および須田神戸大学長等に出席願って以上の趣旨にそって意見を述べて頂いた。

ついで、この懇談会に出席した北村新潟大学長より会議の様相についての報告があり、以上の報告に対して、オーバードクターの問題、教員養成の修士課程の問題、現在各大学で構想されている総合大学院・連合大学院の問題、博士課程設置推進の問題等について意見の交換があった。

(2) 第2常置委員会（若槻委員長）

前回総会で報告したように、次の二点を中心に学科課程の弾力化について、各大学の意見を伺って要望書をまとめたと考えている。

第1は、近年再入学者が増加している状況にかんがみ、他の大学・学部を卒業した者や中途退学者の再入学者に対し、すでに取得した単位を認定しようとするものである。その措置として次のような構想を考えている。「他大学を卒業又は中途退学の上、入学した学生につき、大学は、その学生が他大学で修得した単位を、教育上有益と認めるときは、当該大学において修得したものと認定することができる。ただし、この認定は、30単位を超えない範囲とする。」なお、この既得単位の認定方法は、大学に委ねられるが、既得単位の認定範囲30単位程度が適当と考えられ、その内容については、一般教育科目や外国語科目を中心とすることが適当であると思われる。この措置は再入学者について既

修科目の反復履修を避け、その免除された時間を他の科目の履修に当て、その学生の学習内容を豊かにすることを狙ったもので、修業年限の短縮に直接関係するものではない。

第2は、優秀な学生に対しては、大学院教育の早期開始の観点から、学部3年次終了時に大学院への入学資格を与える方法を考えている。その措置として次のような構想を考えている。「大学院の専攻により適当と認めた場合には、4年制大学の第3学年修了見込時に大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた学生に、大学院入試受験資格を与えることができる。この場合、当該学生は、その在学中の大学の学部長による成績優秀なる旨の証明書及び推薦状を付して、入学願書を提出するものとする。」この提案は二重の目的をもつもので、一つは大学院教育の早期開始であり、いま一つは優秀な学生をそれにふさわしく処遇することである。なお、この措置は学部の修業年限に変更を加えるものではなく、従って試験に合格した者は、大学卒業者としてではなく、第3学年修了者として大学院に入学することになる。なお、医歯系学部については別途検討することにして

いる。大学の学部における学科課程の弾力化について、本委員会では概ね以上のようなことが検討されているので、これについてご意見を伺いたい。

以上の二点のほか、身体障害者の大学への受入れ問題については、すでに要望書を提出しているが、昨日、このことについて文部省の担当者から話をきいた。それによると、昭和49年度以来、学生当り積算校費に加算してきているが、昭和52年度にはさらに加算額を15%引上げる予定である。さらに身体障害者のための設備

費についても、49年来積算され、51年度には1,652万円の配当があった。施設改造経費については、文部省として相談に応ずるということであった。

以上の報告に対して、学士入学者と再入学者との単位認定の扱い、大学院入学のための3年次修了者の学士号授与の問題、教育実習のための共通センター設置の問題等について意見の交換が行われた。なお、教育実習の問題については教員養成制度特別委員会の方で検討することになった。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

本委員会は次の2点について検討している。

① 昭和52年度の卒業予定者の就職事務開始時期については、去る6月30日、大学団体就職問題懇談会において、従来の10月1日求人活動開始、11月1日選考開始の申合せを大学側の教育計画等の都合でそれぞれ1カ月繰り上げて求人活動開始を9月1日から、選考開始を10月1日からしたいという意向が提示された。10月—11月という51年度の協定は企業側の意向で決まったもので、大学団体側との十分な合意に達していないので、51年度協定は暫定的なものとして、52年度についてはさらに大学側と企業側が折衝して取決めることになっている。就職事務の開始時期については、過去における背田買いのことや、最近における就職難のこと、さらに大学側での事務処理上のことなど諸般の面を勘案して考える必要がある。

② 学寮問題については、第4常置委員会と合同で検討を進めてきた。学寮問題は、前回総会以後、各大学にアンケートをお願いし、全大学から回答を頂いた。今回のアンケートは、実態調査と同時に学寮に対する意見も伺った。こ

の結果に基づいて報告書をまとめたが、その際には国有財産である学寮のあり方を明確に打出したいと考えている。一方、学寮はその形態、立地条件、収容人員等千差万別であるので、一つの考え方にまとめるのは困難である事情もあり、また学生側のことも考慮に入れなければならないので、それらの点を配慮しつつ作業を進めて行きたいと考えている。

(昼食休憩、午後1時総会再開)

3. 国立大学共通第一次試験について

岡本入試改善調査委員会委員長から、大略次のような説明があった。

前回総会において、国立大学共通第一次試験については、大学入試方法の改善に資するものとしてご了解を得ているが、10月1日にはこれの実施に関して残された問題点の検討結果を提示して、この共通第一次試験についての各大学の学内意見の集約方の参考に供した。これと並行して昭和52年度概算要求に係わる文部省との連絡・協議、試験問題実地研究、高等学校等に対する説明会等も行ってきたが、それらの結果をふまえて、賛成が得られれば今回の総会で方向を決定したいと考えている。

ついで湊入試改善調査委員会委員（入試改善調査施設長）から、大略次のとおり説明があった。

前回総会以後の経緯については、すでに各大学に文書をもってご報告したが、文部省とは3回にわたって主として昭和52年度の概算要求について協議した。概算要求の主な事項は、大学入試センター（仮称）の設置、全国立大学に入試担当職員の配置、電子計算機および読取り装置の購入等である。今次総会で、昭和54年度か

ら実施可能であるということであれば、これらの要求はそれまでには間に合わせなければならないと考えている。一方、実施に際しては、なお残された問題点を検討すること、国立大学だけでは解決できない公・私立大学側の問題や、高等学校側の事情も考えなければならない。さらに、公立大学側からは共通第一次試験を活用してほしい旨の申入れがなされており、私立大学側も関心をもっているので、それぞれの団体と文部省を通じて話し合いを行ったが、この問題の扱いは、文部省に任せたい。

なお、高等学校側の理解を得る必要があるので、各地区ごとに説明会を開いてきたが、その際に高校側から提出された意見を整理すると主に次の5点となる。

- ① 国立大学共通第一次試験実施に当って、各大学が行う第二次試験の内容をできるだけ早く公表してほしい旨の要望があった。これは、昭和54年度実施を別途とすれば、各大学の試験内容は52年6月～7月に発表しなければならないので、早急に各大学で検討願わなければならない。
- ② 共通第一次試験実施の時期は、私立大学の入学試験を考えると1月20日までに終了しなければならないが、これに対して高等学校側から出題範囲を制限する等の措置を講ぜられたい旨の要望があった。
- ③ 共通第一次試験の実施に当って、高等学校側の意見をどのように反映してもらえるかということであったが、これに対しては恒久的に意見交換の場を作る必要があると考えている。なお、一部の高等学校から、出題に高校側からも参加したい旨の申入れがあったが、これは不可能なことと考えている。
- ④ 職業高校側から代替科目、とくに英語Aの

出題について配慮方が要望された。

- ⑥ いわゆる「足切り」によって落とされた者に対して、再度他大学受験の機会を与えてほしいとの要望があったが、これは無理であると答えておいた。

これまでの進行情況は大体以上のとおりであるが、共通第一次試験の実施に関し、大学入試センターの機構、各大学の実施組織の整備等の人員、経費の面について配慮した。なお「残された問題」がどのように処理されたかについて概略申し上げる。①試験問題を作成する出題委員会は各科目毎に10～15名の委員をもって構成し、入試センターで集中的に作業をする。委員の任期は3年とし、3分の1交替を考えている。②試験問題の印刷は大蔵省印刷局で具体的な検討をしている。試験問題は常時3組程度用意することを考えている。③試験問題の保管、輸送、梱包等についてもそれぞれ検討が進んでいる。④電子計算機、読取り装置の導入の手配も進んでおり、答案処理の方法についても検討されている。⑤試験問題ミスの処理方法についても具体的な検討が行われている。なお、受験票に貼布する写真のことで、居住地受験の割り振りのことも検討中であり、また検定料のことは今後の課題となっている。

以上の説明に対して、次のような意見の交換が行われた。

- 身体障害者に対する対策は考えているか。
- とくに盲人に対しては、入試問題の点訳、専門の試験官の配置、介助者等の問題も含めて予算を編成したい。
- 出題委員の資格として、例えば3親等以内の者が受験する場合は除外するなどの方法を考えているか。さらに追試験、再試験の出題

を考えると、1科目10～15名の出題委員会で問題を作成しても、問題が同じ傾向になる危惧はないか。また、居住地受験の場合、一つの試験場に同じ高校の生徒が集まることになるが、一般に入試の際には同一学校の生徒は同列に並ばせないことにしているので、受験に際して同一高等学校出身者の席次を点状させる等の配慮を考える必要がある。

- 出題委員の資格のことや試験場における受験生の席順のことは、入試実施の際の常識であるので当然考慮する。
- 出題委員は、国立大学教官等とあるが、この「等」とは具体的にどのような人を指すのか。さらに第一次試験の扱い、第二次試験のウェイトのおき方等、大学によってその扱いは千差万別であると思うが、ある程度の方向を打出す必要はないか。
- 教官等の「等」というのは、学長が出題委員に入ることもあるので、そのようにしたわけである。
- 第二次試験については、各大学の自主性に委ねるとするのが当初からの方針であった。とくに第一次試験は画一的にならざるを得ないので、その是正のためにも第二次試験は、各大学の自主性に委ねたい。
- 高校側から、生徒の進学指導の指針としたので、共通第一次試験の採点基準、平均点、標準偏差等を公表してほしい旨の要望が強いが、これについてどう考えているか。
- 受験生個人個人の成績の通知は、高校の序列・大学の序列等にもつながるし、短時日では技術的にも不可能であるので、これは行わない方針としている。採点基準も発表しない考えである。しかし、平均点と標準偏差の発表は検討したい。

- 共通第一次試験の実施には賛成であるが、問題として各大学の行う第二次試験のあり方が大切である。第二次試験は各大学の自主性に任せるというが、お互に意見の交換をして間違いのないようにしたい。とくに明年7月には第二次試験の方法等を公表しなければならないとすると、各大学間の連絡を急遽行わなければならないが、十分な検討ができるか。この点に関して、国立大学協会として大学間の横の連絡をとる何らかの対策を講ずる必要があるのではないか。
- 一部には、共通第一次試験を実施するのはよいが昭和54年度実施が可能であるか、もう少し慎重に考えた方がよいのではないかという意見もあるが、ここで54年度実施と決まれば不可能ではない。さらに問題点としては、機密保持は入試問題のみでなく、受験の結果についても堅く守ってほしい。そうしないと大学や高校の格付けが行われることになる。それから、二次試験のあり方、一次試験の利用の仕方については、大学の独自性を認めてほしい。なお、各大学への第一次試験成績の報告は、パンチカードか磁気テープによって行うことになっているが、各大学にこれを処理するための機械は設置されるのか。
- 試験の結果については外部には洩らさない。第二次試験は各大学の自主性に任せる。第一次試験の利用方法については、各大学にお任せするが、これをまったく利用しないというようなことのないようにしてほしい。また、各大学への第一次試験成績の報告は、磁気テープを考えているがパンチカード方式ということも考えられる。
- 基本的に賛成であるが、明年7月までに第二次試験の内容を公表することはむずかしいと思う。国立大学協会として、第二次試験のあり方についてどのような構想を考えているか。
- 第一次試験は、高等学校の必修科目全般にわたるので、残る選択科目からの問題を第二次試験に課するという考え方がある。また、第一次試験と同一の科目で出題を行う場合には、記述力、考察力、表現力のテストを論文形式で行うなどの配慮が必要と思われる。
- 第一次試験の実施は、各大学に委託されることになると思うが、責任の所在はどこにあるのか。また、第二次試験は学部レベルで行うことになりそうだがそれでよいか。さらに受験生は第一志望・第二志望をとれるのか。
- 第一次試験の責任は、受験生に関する事項は各大学長であり、他の処置は入試センターの責任となる。第二次試験が学部別に行われることは問題はない。第一志望・第二志望は、同一学部内であれば可能であると思う。
- 追試験、身体障害者の受験は、各地区ごとにまとめて行うのがよいのではないか。
- 追試験は地区ごとに実施するが、身体障害者の受験については、できるだけ各大学で行うのが望ましい。
- 入試センターと各大学の責任分担については、今後文部省とも打合せ、必要があれば法制化も必要であると考えている。
- 入学主幹等の配置については、各大学の立地条件、とくに数カ所に分散している大学等の実状を参酌して配置されたい。
- 第二次試験は、各大学の自主性に任せるだけでなく、各大学・学部の実施案を出してもらい、それを検討してある程度の方向づけをしてもらった方がよいと思う。そのうえで各大学の見通しをたててから、第一次試験の実

施にふみ切ってはどうか。

- 第二次試験の検討には十分な時間がほしい。もし54年度に実施するなら入試実施要項の発表時期を少し遅らせることはできないか。また、各大学の入試成績と実地研究の成績との相関関係について調査することは考えているか。
- 相関関係の調査は昨年は14大学にお願いした。本年もそのデータをとりたいと思っているが、受験者の少ない大学の分はむずかしいと思う。
- 推薦入学の制度を実施している大学は、共通第一次試験にどのように対処したらよいか。
- その問題は入試改善会議で取上げることになっている。共通第一次試験実施の段階で文部省で基本的検討をすることになる。
- 仮に54年度実施ということになると、52年末頃に試験問題を作成しなければならない。それに来年度は試行テストも行うということになると問題作成の作業は大変である。出題委員の選出方法はどのように考えているか。
- 来年度は本番と試行テストの両方の問題を同一委員会で作成することになる。出題委員の選出方法は目下審議中である。
- 英語のヒヤリングは実施するのか。
- 本年の実地研究での検討課題となっていたが、現場では困難だと意見が多い。しかし英語の委員会では実施を希望している。
- 足切りに対して高校側は反対しているが、どういう点について反対なのか。この問題にどう対処しているのか。
- 共通第一次試験が実施される時には、第二次試験は現在の一期校の試験期日に全国一斉に行われることになり、足切りをされると1

回も受験できないことになる。それで足切りに反対しているわけだが、入学定員の3倍程度で足切りをすれば、その中に入らない者で二次試験に合格する者はほとんどないという実情である。

- 共通第一次試験の試験時間は、1教科120分で、1日に3教科となっているが、これでは監督者の負担が重いという声がある。また大学によっては立地条件から試験場を分散せざるを得ないことになるが、そうすると監督者の人員配置に困難を来すので、その辺のことを配慮されたい。
- 試験時間については短縮することも検討している。試験場については、各地区、各大学の実態を今後調査し、監督者の配置計画も検討することになっている。
- 各大学内部では、この問題に関する認識が薄いので、周知の方法を講ぜられたい。さらに第一次試験の成否は、第二次試験のあり方によって決まると思うので、第二次試験に対する各大学の考え方を早急にアンケートし、これを詰める必要があると思う。

以上のような意見交換ののち、岡本委員長から、「共通第一次試験に関する残された問題については、各大学が実施する第二次試験のあり方や出題範囲等のことが主要なことで、これの詰めが当面の焦点である。それで、国立大学協会としてもこれに関する連絡調査に全力をあげることとして、昭和54年度から国立大学共通第一次試験の実施は可能である旨を文章化し、今回の総会の結論としたい」旨の提案があり、了承された。

以上で第1日の議事を終了した。

あるが、これについてご意見を承りたい。

第59回総会議事要録（第2日）

日時 昭和51年11月18日(木) 10:00~13:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

林会長主宰のもとに開会。

1. 入試改善調査について

林会長から、「昨日、入試改善調査委員会の問題として国立大学共通第一次試験の実施について討議願ったが、その結果、54年度より実施可能との合意に達し、この旨の文章化についてご同意を得たので、昨日その後の理事会において文案をまとめて本日配付した」旨が述べられたのち、岡本入試改善調査委員会委員長から、「昨日の議論を盛込んだ案を作成したので審議願いたい」旨が述べられ、別紙「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見」(案)の趣旨について、概略次のような説明があった。

この「意見」(案)は、まず最初に、「本協会としては、前総会以後の経過を踏まえて昭和54年度から共通第一次試験の実施が可能と考える」旨を述べ、ついで第二段として「共通第一次試験の趣旨、主眼点」について、第三段として「共通第一次試験の実施機関である大学入試センターの性格と機能」について、第四段として「これの実施に関する各大学の諸施策と第二次試験の検討の促進」について、第五段として「入学者選抜期日の一元化を共通第一次試験の実施と同時に施行すること」について、それぞれ要旨を述べ、最後に「共通第一次試験の実施に関し今後も文部省と連絡協議する」旨を述べている。概ね以上のような構成と内容のもので

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 昭和54年度から共通第一次試験を実施する場合、なお論ずべき問題は残っている。その中で重要な問題は、共通第一次試験と第二次試験の関係・比重をどう考えるかであると思う。理想的には、第二次試験において各学科で適性の判断をし、適格者のみを高得点順に入学させればよいが、その判断がむずかしいので、共通第一次試験を単なる「足切り」に使わずに、第一次・第二次試験を合わせて判断することが妥当な方策であると思う。その際の比重の置き方についてガイドラインを早急に検討する必要がある。
- 共通第一次試験を実施した場合の第二次試験について、国大協としては誠意をもって十分検討する姿勢を示す必要がある。
- 共通第一次試験は、高等学校教育で基本的な必修で行っているものは各国立大学とも必要であるとの判断にたつて、実施することを考えているが、第二次試験については、各大学において学部・学科の性格の違いにより、それぞれの主観に従って適性を判断するのが妥当であるとの考えから、自主的に行うことを原則としている。それでも共通的なものがあることからガイドラインは研究してきた。しかし、第二次試験については、同じ学科での場合、学科が異なる場合、また大学・学部の性格により技術的なものを重視する場合、等種々なケースがあるので、第一次試験、第二次試験の比重の置き方もまちまちであると思う。この点から利用方法も各大学が自主的に行う趣旨が先の報告にも盛られてい

る。しかし、それぞれの大学間で情報交換をする必要性はあるので、そのための事務的な連絡調査は入試センターでする必要があるが、入試センターの考えによって大学の第二次試験の実施方法を決めるのは慎しむべきであると考えている。この案は原則論を文章化したものである。

- 文面では、入試センターだけが共通第一次試験を実施するように受取られる個所があるので、各大学の協力・位置づけを明確にした文章を考えてほしい。また、大学入学者選抜に関する諸施策を講ずる主体が明確でないので、大学および文部省の両者であることがわかるよう考えてほしい。
- 第二次試験のあり方について、国大協においても連絡調査に当ることを明記した方がよいのではないか。
- 共通第一次試験の昭和54年度実施については、消極的賛成も含めて賛成が多いと思うが、成功するか否かの重要点は第二次試験の問題であるのに、これがそれ程強く取上げられていないことには問題があるのではないか。国大協には共通第一次試験を成功させたいとの気持があるので、第二次試験についても考えてほしい。入試センターが設置されればそこで情報の連絡調査をするというが、まだ設置されていないし、国大協が入試センターの生みの親になるのであれば、連絡・調査を行い、来春の総会までに各大学から考え方の資料を集める等もう少し綿密に進めてほしい。なお、本日は昭和54年度に共通第一次試験を実施することを決めて、第二次試験についてはさらにガイドライン的なものを国大協で研究することが必要と思う。また、共通第一次試験の実施によって国大協のかねてから

の懸案であった、一期、二期校の問題も解消するのであれば、この観点からも第二次試験の検討を進めてほしい。

以上のような意見の表明があり、この原案について審議した結果、以上の意見に従い文章を一部修正のうえ、「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見」を採択し、これとともに「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について」（要望）を文部大臣宛に提出することが承認された。

2. 各委員会報告と協議について

(1) 第4常置委員会（山岡委員長）

① 学寮問題を第3常置委員会と合同で検討しているが、これについては昨日第3常置委員会委員長から報告したとおりである。この学寮問題については、厚生問題のほかに食堂の問題も大きな問題であると思われ、単に表面からみただけの寮問題の取扱いではすまないと思われるので、衆知を集めてよい結論がでることを念願する。この問題については、先に「学寮問題に関するアンケート」を各大学にお願いしたが、その現状をふまえて一步一步前進する方向で国大協としても扱ってほしい。

② 本委員会固有の問題である「正課中の災害保障の問題」については、春の総会以後の6月25日に学徒援護会の理事・評議員会で、本年4月から実施した保険制度の資料をもらったが、すべり出しはよい。国立大学では83校中82校が賛助会の会員校で加盟率は99%である。国立大学の加盟人数は新入生で68,354人、在學生17,061人の計85,415人、国立短期大学では31校中25校が加盟して81%の加盟率、新入生が

2,947人、在学学生481人の合計3,428人で、保険料の納入額は4年制の大学で168,482千円、短大で5,199千円である。なお、公立大学についても漸次進められているが、4年制で64%、短大が77%の加盟率であり、私立大学では、4年制で307校中67校で22%、短大で434校中119校で27%の加盟率である。この制度は、当初保険料納入額が3億円を超えれば出発可能であるとの予想をしていたが、現在344,642千円で当初予想額を上回ったので成功であると思う。これの運営については、「学生教育研究災害傷害保険運営委員会」を、文部省、学識経験者、大学関係者、大学関係団体、保険業界で構成し、年2回程度開くことになっている。なお、放射線災害の保障問題がこの制度に入っていないということについての要望が出されているが、これは特別な契約を締結しなければならないので現在考慮中で、保険会社からの新しい申し出はない。

以上のように、この制度のすべり出しは順調であるが、さらに、第3常置委員会で扱っている正課中以外の課外活動中の災害事故に対する災害保障の問題、自然災害の保障等の点で、独自の保険制度ができれば、よい面がでると思う。

③ 春の総会で採択された本委員会関係の4つの要望書についてのその後の経過については、①国立大学共同利用研修施設の設置に関しては、鳥取大学で11月5日に大山共同研修所が開所したが、今後とも各地区に新しく作ることを要望した。②大学保健管理施設の増設・充実に関しては、未設置の大学に対する設置を促進するとともに、保健管理センターの所長を教授定員とすることを現在大蔵省と折衝している段階である。③大学および大学院の奨学制度の拡充も事務次官に申入れをしてある。④学生部関

係職員の待遇改善についても、会長、副会長、第6常置委員長とともに事務次官に面談のうえ要望した。

(2) 第5常置委員会(佐々木委員長)

① 本協会が促進している学長の国際交流の本年度計画であるタイ国学長招待については、10月13日にタイ国学長が東京に到着する予定であったが、タイ国側の国内事情により1週間遅れて20日に来日された。翌21日には文部大臣を表敬訪問し、その後東京では、東京大学、東京外国語大学、一橋大学、東京水産大学、東京農工大学、ほかに私学では東海大学を訪問し、関西では京都大学、奈良教育大学、大阪大学、大阪外国語大学を訪問し、11月2日に帰国した。なお、11月1日には、タイ国3学長を交えて招待準備委員会委員長である林会長をはじめ関係方面の方々が集って懇談をした。その夕刻には会長招待のパーティーを、文部省、関係機関、私学関係者、訪問大学・第5常置委員会の諸先生の出席のもとになごやかに催すことができた。また、この学長招待の費用は、昭和51年度から確保した予算で、毎年3名程度の学長を招待できることになっている。今後の招待国は、去る16日の常置委員会で検討したが、来年の4月末までに決めて準備する予定である。

また、16日の常置委員会では、文部省から今村学術国際局長、大崎高等教育計画課長、五十嵐留学生課長、川村国際教育文化課長の出席を得て種々の討議をした。その一つは、日本で働いている外国人教師・講師について説明を受けた。これは予算化に関係する問題で、例えば、各大学で外国人教師等の採用に雇用期間の関係で日本人教官の定年とアンバランスになったりする例があるので、とりあえず第5常置委員会

の意見を聞かせてほしいとのことであった。それから、新たに外国人特別招へい教授の制度が発足したが、これは9月13日に木田事務次官、14日には佐野大学局長名で各大学に通知しているので承知されていることと思う。また、外国人教師・講師については、適任者の確保のために現地で選考するような場合、必要があればそのための予算措置を講ずるとのことである。また、新年度はとりあえずイギリスから招へい教授を迎えるが、この予算はブリティッシュカウンシルがあるので、そこである程度確保できると思う。

在外研究員については、昭和45年度を100%とすると現在約253%で、人員は159名の増である。この在外研究員制度は短期と長期があるが、短期については受入れ側から苦情があり、文部省から期間として2ヵ月が必要かどうか検討してほしいとの話があったが、この制度は期間を延長する方向で検討したい旨を申入れた。内地研究員は希望者が増加したので、制度の拡充をはかり費用の枠を広げてほしい旨を要望した。これについてはとくに九州地区の学長会議で強い要望があり、その要望は既に11月2日付で中村大分大学長から国大協に対し提出されているので、文部省に対してその旨を要望した。その結論としては、枠を広げ予算も増やすとのことであった。

また、日本に長期にわたり滞在・生活している在日韓国人で一定の学識をもった人に対する日本の国立大学教員への就職の際の差別を撤廃してほしいとの強い要望がある。この件については、春の総会でも披露したが、国家公務員、国籍等の問題もからむので、本常置委員会では容易に結論を出し得る問題ではないが、この代表者から去る12日に本常置委員会宛に要望書が

出され、前向きに検討し、本総会で推進方をお願いしたいとのことであった。この問題については、公大協でも春の理事会の了承を得て5月の総会に要請書を提出して前向きに検討しているとのことなので、本常置委員会において検討し、方向がでたら総会に諮りたい。

以上の報告ののち、内地研究員について質疑応答があった。

ついで、奈良教育大学長から、今回のタイ国学長招待の報告書をまとめることを委託された旨が述べられ、これに必要な資料の提出方について要請があった。

(3) 第6常置委員会(飯島委員長)

本常置委員会は、その担当事項の性格上対外折衝が多い。そのうち主として官庁関係のことは会長から会務報告の際紹介があったので省略する。そのほか、学生団体から会見の申込みならびに文書による要望等があるが、今回も関西地区の学生の団体から授業料問題について申し出があり、また、全国大学院生協議会からは面会の申入れがあり小泉委員(一橋大学長)が面会した。その際、基準的経費の大幅増額、育英会奨学金の貸与枠の増大と貸与額の増額、学費値上げを行わないこと、大学院学生旅費の支給、定員削減の問題、研究教育災害補償制度の改善等について要望があり、総会で決議してほしい旨の申入れがあった。これに対しては、国大協の要望書等の趣旨を説明して承願っている。

本常置委員会の具体的な問題として、

① 予算問題は、来年度予算について全般的な申入れをしたほかに、来年度予算が窮屈になることと、給与の改善に伴って本年度予算の節約が予想されたので、去る10月20日、大蔵省主

計局に善処方を申入れた。今年度予算節約の問題については、文部省が大蔵省と折衝した結果、政府全体として行政経費は5%の節約であるが、教育研究にかかわる部分は2.5%で、学生当り積算校費については対象外とするという事で話し合いがまとまっているようである。しかし、電気・交通等各種の公共料金の値上げによって経常経費の圧迫が予想されるので、各大学の基準経費に不足が生じないよう適正な補正・配慮を要請した。

② また、本委員会では大学財政の基本的な研究に努力してきたが、大学財政小委員会では、予定した大学財政の調査研究報告書の約70%について原稿の整理を終えているが、さらに検討・整理したうえで各大学にも意見を伺い、「大学財政の現状と問題点および将来におけるあり方について」として本常置委員会の見解をまとめたいので、よろしく願いたい。

③ 国家公務員の定員問題については、総定員法の枠が窮屈になったので、政府としては第三次定員削減計画を途中で打切って52年度より新たに第四次定員削減計画を始めたい意向である。定員削減問題については、第三次定員削減の当初から国大協として反対の立場をとり、国立大学の定員については総定員法にとらわれない抜本的措置を講ずるよう申入れ、当時は文部省と行政管理庁ともこの趣旨を了承していた。そのような経緯もあり、今回は会長、副会長に努力、折衝して頂き、結果としては、国大協の「事務連絡」で通知したとおり、当初は4年間で4%の削減であったが3.2%になった。また、昭和52年度については、第三次定員削減の残りの枠(0.6%)以上に上積みしないとの了解が行政管理庁と文部省ないしは国大協との間で得られた。しかし、問題は、昭和53年度以降の定

員削減の実体がどうなっていくかであり、国大協では、総定員法上の取扱いを含めて抜本的な方策を検討するとともに文部省、行政管理庁にも前向きに検討するよう申入れた。現在のところ文部省、行政管理庁もその姿勢でいるので、国大協としても定員問題の小委員会を組織してこれの対処方法を検討している。今後、文部省、行政管理庁の関係者とも協議して、昭和53年度以降について教官定員を総定員法の枠外にする等抜本的な方向で努力したい。また、11月8日には、第6常置委員会委員長として行政管理局長に面談し、定員削減について大学側の要望に適應してほしい旨を申入れて内諾は得るので、さらに作業を進めたい。

④ 国立大学教官等の待遇改善、給与問題については、例年どおり国大協として人事院に改善方を要望するとともに、本年は個別・具体的に折衝した。人確法成立以後における大学教官給与と義務教育教員給与との逆転現象は、今回の改善措置によって結果として相対的に改善されたが、問題として助手層の待遇改善が遅れていることがある。そのほか、学生部、技術関係の専門職員の待遇改善が残っているので、10月25日に、加藤人事官、給与局長ほか人事院関係者および文部省の人事課の関係者の出席を得て、給与問題小委員会を開催し、来年度以降および本年度の予算措置で補正可能な改善要望事項について懇談した。その結果、指定職の増加、管理職手当等の予算措置にかかわることは、文部省、人事院等も引続き来年度に向けて国大協の要望に添うよう努力するとのことである。そのほか、来年度以降教官にかかわる部分では、助手の待遇改善について具体的な提案をしたいと考えており、このことについては、人事院もこれに応ずる気配なので、給与問題小委員会で

は助手の現状の把握にとりかかっている。このことについて各大学に照会することも考えられるので、その節はご協力をお願いしたい。また、問題によっては第1常置委員会とも連絡をとって進めたい。

⑤ 週休2日制については、国立大学でも試行するというので、現在、各大学で試行を始めているが、これには種々の問題がある。国立大学でこれを試行した際の意見があると思うが、これを本常置委員会でまとめることが理事会で決まったので、週休2日制試行の際の意見等があれば申し出て頂きたい。本常置委員会で整理したうえ文部省の人事課、行政管理庁等に対し実施するか否かを含めた今後の運用について必要な申入れをしたいので、ご承知願いたい。

(4) 図書館特別委員会 (今村委員長)

本特別委員会の活動は、会長の会務報告および会報74号を参考にして頂きたい。そのほか本年度の予算に関しては、外国雑誌購入費の一部を図書館に新しく配分することを重点的に大蔵省に要望した。

(5) 教養課程に関する特別委員会 (飯島委員長)

本特別委員会は、これまで暫く休会していたが、理事会から、各大学でかかえている教養部の問題検討の必要性にかんがみ、審議続行の要請があったので、委員会を再開し、これまでに2回開催して現在大学でかかえている問題を自由討議しながら整理している。また、教員委員、専門委員にお願いして、各大学の当面している問題の取上げ方、特別総合講座あるいは体育・語学等のカリキュラムの内容等について調査を進めており、教養部整備の問題を文部省等

に申入れる方法等について検討を開始した。この問題については、各大学とも関心が深いと思うが、意見・要望等を本特別委員会に寄せて頂きたい。

(6) 医学教育に関する特別委員会 (北村委員長)

① 医学系に修士課程を設置することについて、文部省がその方向を示し、その際のカリキュラムについて文部省で検討しているが、国大協でも十分に検討してほしいとの要請が文部省からあったので、去る16日に本特別委員会を開催した。たまたま、イラン国の文相が来日し、その後東京医科歯科大学長がイラン・イラクを訪問したが、その際イラン国の文相から、イラン国の医学部卒業生150人を2年間教育して修士の称号を与えてほしいとの要望があった。このことは、修士課程設置の問題につながるが、文部省で結論がでておらず、国大協としても検討する必要はあるが現在のところ資料が不足している。文部省では今年中に東京医科歯科大学の教官とともにイラン・イラク国へ視察に行くので、この問題は来年1月以降に具体的に検討を進めることになっている。

② 全国共通第一次試験の問題で、第一次試験を医・歯科系大学で「足切り」に使うことが問題になってきており、このまま放置しては、医・歯科系の入学試験に混乱が生じるのではないかとの示唆が各方面からあり、委員会開催の希望があったので、先般委員会を開催し検討した。全国共通第一次試験を実施した場合の第二次試験については、国大協としては各大学で自主的に検討することを前提としているが、各大学間で差が著しくなるとは医学系の教育面で支障が起こるのではないかとの話があった。その中で一番問題となるのは、医者の人間性であり

その選抜方法であるが、これについては、日本医学教育学会選抜検討委員会で、知的性格、価値観、個性等の面から選抜方法を検討されているので、いずれその結果は公表されると思うが、当特別委員会としては、その前に第二次試験のための指針のようなものをまとめたいということで、1月末に米国、英国、西独等諸外国の選抜方法も勘案して十分検討することになった。

(7) 教員養成制度特別委員会（飯島委員長）

① 現在問題となっている教育実習の問題についての本委員会としての対処方法は、昨日説明したとおりである。

② 本特別委員会として現在中心的に作業を進めている問題は、教育系大学・学部を設置基準の問題であるが、これについては、教大協で具体的な提案が出ている。しかし、国大協としてはもう少し基本的に教育大学・学部のあり方を検討し、さらにそれに附随して格差・大学院・附属学校実習等の問題も合わせて、あり方の問題としてとらえる方向で現在、主として教員委員をメンバーとする小委員会で基本的な討議をしているので、来春の総会までにはその調査結果を報告できると思う。また、それに先だって原案について各大学から意見を伺うことになると思うので、協力方をお願いしたい。

③ 兵庫、新潟でスタートし始め、その他数ヵ所で予定されている新構想の教員大学院大学の問題は、これまで総会でも議論があった。この新構想大学が奇妙な形のものとして設置されるならば、国立大学を中心とする教員養成の問題に深刻な影響を与えることが憂慮されるので、引続き文部省および現在すでに創設準備に入っている兵庫ならびに上越の関係者とは、十

分な連絡をとって検討して行きたいと考えている。またその経過によって本特別委員会からも意見を申入れるので、それを十分考慮して進めることの了解が得られ、先般もこれら関係者とその後の進行情況・計画・あり方等について意見の交換をした。今後も、知らない間に既成事実が作られることのないよう十分な連絡をとりながら話し合いをするということで対処している。なお、教員養成大学・学部の大学院問題は重要な問題であり、新構想の大学院大学との関連もあるので、本特別委員会としては機会あるごとに大学院設置の問題については連絡もし、文部省にも申入れている。現在、教員養成系大学・学部修士課程の大学院を置くことは、文部省も既定の方針として取上げる動きになってきたといえる。今年の概算要求でも一部の教育系大学に創設準備の調査経費等が計上されており、その他の大学でも進行しているようであるが、本特別委員会は、必要があれば、各大学の自主的な動きを伺い、教育系大学・学部の大学院の整備を中心として、整備に多面的に努力したいので、これに関する意見があればお寄せ願いたい。

以上の報告ののち、教員養成系大学・学部修士課程の内容と設置に関する今後の進め方、現職教育のために新構想の大学院を設置することについて抜本的検討の必要性、教育学部の工学系、理学系教官の教育という観点から教育系の修士課程を設置する必要性、またこの実現のために教育系修士課程その他の審査基準の整備を考える必要性、およびこれらの問題について国大協で努力するとともに、教大協、大学院問題懇談会における検討を要望する必要性、「教科教育学」の概念等について意見の表明ならびに交換があった。

(8) 大学格差問題特別委員会(岡本委員長)

本特別委員会としては、中間報告につき前総会の了承を得たので、文部省等に説明し提出した。これに対して文部省では、趣旨は理解したという程度で、内容についてはなお慎重な検討が望ましいという意見があった。そこで、これを実行に移すにはまだ詰めなければならない問題があるので、本特別委員会で今後の進め方を検討しているが、今回はとくに報告することはない。今後一層の努力をしたい。

2. 次回(第60回)総会について

事務局から、配付資料11により次回総会について、昭和52年6月21・22日、国立教育会館において開催したい旨が諮られ異議なく了承された。

第26回事務連絡会議議事要録

日時 昭和51年11月19日(金) 10:00~16:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

説明者: 湊入試改善調査施設長

田保橋入試改善調査施設総主幹

午後、事務連絡のため文部省より次のおり出席があった。柏木施設部長、宮地会計課長、別府人事課長、浪貝参事官阿部大学課長、七田学術課長、植木研究機関課長、昆野高等教育計画課課長補佐

丁子事務局長司会のもとに開会。

開会に当り、会長から次のように挨拶が述べられた。

大学運営に当って、各大学事務局長各位の日頃の努力を謝し、今後とも各大学の緊密な連絡によって国立大学の健全な運営を期待する。今回の総会は、国立大学の共通第一次試験ということが一番大きなテーマであった。前総会にお

いて、大学入学者選抜の改善に資するものと認めた国立大学共通第一次試験の実施については、その後残された問題点の検討とその実施に必要な諸施策の具体化について、文部省とも協議を行った結果、それらの実現に対する見通しを得たので、昭和54年度大学入学者選抜から実施可能であるという画期的な決定を行った。今後一層のご協力をお願いしたい。

なお、定員削減については毎年問題となっていることであるが、来年度から第4次削減の実施を迫られているので、これについてもよろしく願います。

ついで、事務局から配付資料の説明が行われた。

I 会務報告

丁子事務局長から、別紙資料「第59回総会概況」に基づき、総会における会務報告について次のような説明があった。

(1) 総会は、最初に議事順序を変更して、新設大学の当協会加入について、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医科大学の5大学が紹介され、当協会加入の件については異議なく承認された。

(席上新設5大学各事務局長の紹介があった)

(2) 前総会以後の主な事項の報告について(詳細は総会第1日議事要録参照)

① 要望書等の処理について

ア) 第58回総会の際の要望書について

イ) 昭和52年度予算に関する要望書ならびに大学図書館予算に関する要望書について

ウ) 大学院問題懇談会に対する申入れについて

エ) 大蔵省主計局に対する国立大学主要経費の実情説明ならびに行政経費の節約につい

て

- ② 第4次定員削減について
- ③ 入試改善調査について
- ④ タイ国学長団の来日について
- ⑤ 日教組大学部会との会見について

II 協議事項

(この詳細は、総会議事要録参照)

丁子事務局長から、資料「第59回総会概況」に基づき、総会における議事概要について、次のような説明があった。

(1) 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医科大学の協会加入に伴い、本協会の関係規則が改正された。

(2) 各委員会委員長報告と協議

次に、各常置委員会の審議事項について、それぞれ各委員長から概略の説明があり、また、要望書等についてはいずれも審議の結果、採択された。

1. 入試改善調査研究について報告

湊入試改善調査施設長および田保橋同総主幹より、共通第一次試験の問題に関する前総会以後の経過について、次の事項の説明があった。

- 昭和52年度概算要求の概要
- 関係方面（公立大学側、私立大学側、高校側等）との接触
- 高校側からの意見、要望（第二次試験のあり方、実施時期、高校側意見の反映措置、職業高校からの出題科目に関する要望、予備選抜不合格者の再受験等）
- 今総会における審議経過（54年度より実施可能な結論、文部大臣に要望書提出）
- 残された問題の検討結果
(以上で午前中の会議を終了)

2. 文部省連絡事項

各関係官から大略次のような説明があった。

(1) 七田学術課長

- ① 大学教員等の発明に係る特許等の取扱について

学術審議会の審議の結果、昭和51年10月14日中間報告がなされ、最終的には本年度末くらいに答申案としたい意向である。

- ② 中間報告（案）の検討依頼について

これについては、12月20日締切り予定で各大学へアンケート方式で検討依頼をした。なお、国大協、その他私学の方にも検討を依頼している。

- ③ 中間報告の概要の結論について

特許権の権利は、特別な場合を除いて原則として発明者たる大学教員に帰属すべきものであるという結論である。

- ④ 中央システムをつくるという提案について

発明委員会というような学内組織のほかに、出願事務手続きを行い、全体的にどのような発明がなされつつあるかというような情報を知る上にも中央システムをつくるという提案である。

概ね以上のような趣旨の説明があり、これに対し、これは今後の発明から適用されるのか、従来の発明についてはどうなるのか、との質問があり、これについて学術課長より、それはこれが決定された以後のものに適用される旨の答弁があった。

なお、この件について丁子事務局長より次のような報告があった。

国立大学協会では、第6常置委員会でこの問題を扱っており、各大学が文部省に回答したも

のの写をもらって、それを参考にいずれ意見をまとめる方針である。

(2) 宮地会計課長

① 51年度予算の執行について

ア) 予算節約について

このことについては10月20日付で各大学へ通知したとおりで、補正予算がなければ当面節約がないものと思っていたのであるが、ベース・アップのからみで本年度も節約をせざるをえなくなった実情である。本年は49年度と同じく一般経費については5%、教育研究費については2.5%が節約で、50年度に比べればほぼ3分の1となっている。また学生経費は対象から外されている。なお、このことについては国大協からも大蔵省に陳情して頂いた。

イ) 鉄道、電話等の公共料金値上げに伴う問題について

国鉄運賃の値上げについては6月分よりを見込んで積算はしてあるが、値上げの実施が11月にずれ込んだ。しかし学会の開催時期が遅れていることもあろうから、その間の差額は出来るだけ少なくするよう努力している。

電話料金の値上げ分については配当の既定経費の中でまかなって頂くことになる。

ウ) 授業料の改定が後期になったための財源の問題について

その額は約28億円くらいの財源になるが、支出の面については抑えることはしないということについて財政当局と話し合いがついている。その補填をどうするかという問題があるが、これについては一般会計繰入れの措置を財政当局にお願いすることになっている。

② 52年度予算の動きについて

大蔵省の事務的な局議の作業は終了したとい

うのが現時点での状況である。計数的な面については52年度予算全体の見通しについて、なお不確定要素が多いために枠組みがどうなるかというあたりがまだはっきりしないというところである。ただ、本年度よりも苦しくなるということは確かであるが、それらをどうしのいでいくかは、行政当局のこれからの作業である。なお、予算編成作業は年内はむりであるが、暫定予算を組まないとすれば、来年1月末提案として1月15日頃になるのではないかと思われる。

以上の説明について、次のような質疑があった。

○ 新聞紙上等で、年度内に補正予算が組まれるように見受けられるのであるが、その場合に、今の節約以外に更に既定経費の節約というようなことを考えなくともよいのであろうか。

○ その点はまずないものと思う。

○ 来年度授業料を文科・理科に分けて値上げするというようなことが新聞報道等で見受けられるがそのような考えがあるのか。

○ 大蔵省当局はそのような方針は決めているわけではないといっているし、文部省にもそのような正式な意向は伝えられていない。ただ、国家財政が苦しいので授業料に限らず、一般について適正な受益者負担ということは、財政当局では財源捻出の一環として検討課題にはなっていると思う。授業料については、文部省としては本年度に続いての値上げはむりであるとの意向を伝えている。むしろ、具体的な課題にあがっているものに寄宿料の問題がある。このことは、ここ2、3年間問題になっていることである。

(3) 阿部大学課長

長年の懸案であった共通第一次入試のことであるが、昨日までの国大協総会において昭和54年度より実施可能と結論されたので、それに伴う予算について、今後文部省は大蔵省と折衝し、概算要求の実現に最大限の努力をすることになるが、具体的な実施細目の詰めを来年1月頃までに行いたいと考えている。最終的には予算の成立、法令の改正を経て、正式の実施要項が固まるのは来年の4月か5月という予想である。

これが実施に当たっての最大の課題は、第二次試験の内容、方法ということになるが、これについては各大学がどのように決定されるかということである。ただ、この問題については高等学校関係者は2年生の夏休み前までにわかっていたという希望が強いので、各大学は来年の夏休み前を目途にガイドラインの線に沿い検討を進めて頂きたい。

以上の説明について、次のような質疑があった。

- 入試センターの人員確保が出来ない場合、各大学より人員の協力というようなことが考えられているか。
- 各大学の定員を若干ずつでも引上げるといようなことは毛頭考えていない。

(4) 柏木教育施設部長

① 51年度の施設予算の執行については順調に配分がなされている。

② 本年度の予算の執行に当たって2件ほど住民とのトラブルがあり、工事の執行妨害ということがあって、契約後も工事が着工出来ない問題がある。このようなケースはこれまで少なか

ったが今後は出てくる可能性があるので、建築計画、工事の進め方等については予算要求時から学内は勿論、対住民との対応策について慎重にご検討願いたい。

③ 会計検査関係については10数件照会があり、該当大学からは資料等をだして頂いて、円満な解決に努力をしているが、今後とも十分注意して執行に当たって頂きたい。

以上の説明について、次のような質疑があった。

- 今後の施設整備の見通しについて、新しい大学づくりの影響で、既設の大学の予算が圧迫されないかという趣旨の質問が昨日の総会においてあった。
- この件については、現機構の施設整備費は約5,600億円あり、その内訳は新設大学等の分は約4割、既設大学の分はその残り約6割である。これに対して51年度の予算は約1,000億円で5、6年間の計画になっている。ただ、ここ数年の予算の内訳をみると、新設分がおよそ6割、既設分が約4割と逆転している。これは新設分は無から計画を行うのであるのでその点ご了承願いたい。なお、新設病院については別枠（借入金手当）で大蔵省で考えてもらっている。既設の大学の圧迫にならないようできるだけ配慮している。

(5) 別府人事課長

① 第4次定員削減について

主なる説明については、会報74号26頁「定員削減について」を参照されたい。

② 国立学校教職員定員を総定員法の枠外に出すべきであるという意見について
総定員法を改正する際に重要事項として検討

するということが行管との間で確認されている。当面は新設医科大学等の定員の一部について、総定員法等の関連で何等かの措置を講ずるという方針で大学局を中心に行政管理庁、法制局等との折衝に入っている。

③ 年末年始の虚礼廃止について

例年内閣官房長官から出されている綱紀肅正のための年末年始の虚礼廃止についての注意のことであるが、いずれ、これについては文書でご連絡することになろう。これとは別に、お手許に配付したものは次官、官房長より直接指示されたものであって公文書というものではないが、趣旨をお汲み取りのうえご協力を願いたい。

(6) 浪貝参事官

① 第4次定員削減について

各大学宛の公文書のうち、学長宛の分は4年間の削減目標数が記入しており、事務局長宛については昭和52年度以降の第4次の定員削減計画に基づく4年間の削減目標数と、その実施方法についてのメモがついている。第3次削減計画の進行情況が各大学で若干異なっているため、第3次計画数の80%を超えて履行されたところはその数を減とし、履行の遅れているところは増として清算してある。

第4次定員削減については、全体で3.2%を4年間で各4分の1ずつ削減するという事になっている。しかし、国大協の努力もあって、52年度については、既に各大学で計画をたてている第3次計画分を実施すればよいということが行管と了解が出来ているので、現実の削減数と予算上の削減数を別個にやることにした。

以上の説明に対し、削減目標数に関し種々質疑応答が行われた。

(7) 植木研究機関課長

学術研究の組織体制の拡充整備について常に努力をしているのであるが、財政事情、定員削減等の諸情況により、従来のような成長率を続けることは困難な情況にある。しかし、学術研究の発展のためには、大学は新しい知見や技術を求めて開拓しなければならない。そのためには陳腐化したものを更新し、弾力的整備を図る必要がある。

現在国立研究所の数は88カ所であるが、89番目の研究所として、生物科学総合研究機構という新しいかたちの国立大学共同利用機関を大蔵省へ要求している。これは二つの研究所を置くが事務局は一つとするという新しい工夫をされており、また部門の教授の改組、転換等をもっている。今後の研究体制について知恵を絞って頂きたい。

以上をもって文部省の事務連絡を終了した。

(文部省側退席)

3. 総会の議事概要報告(継続)

丁子事務局長から、総会の際における共通第一次試験に関する審議の情況について報告があり、これに関して次のような質疑応答があった。

○ 共通第一次試験は原則としては「足切り」には使わない建前だが、非常に志望者の多い場合には例外として3倍程度の「足切り」は止むをえないということであるが、この3倍程度の目安の根拠について説明願いたい。

○ これについては、現在独自に一次、二次入試を行っている大学の結果から、大体2.5倍くらいが合格圏の限度とされ、それ以上の者の入学の確率は非常に小さいということであ

るので、2.5倍を更に増して3倍とすれば、まず大勢に影響はないというのが一つの根拠である。次に、50年度に行ったアンケート調査の結果、2.5倍から3倍位が「足切り」の線として適当であろうという回答を得ている。この二点の観点から3倍程度としたのである。

- 受験者に志望校2校を書かせるようになっているのはどのような理由からか。
- 志望校を2校書かせることにしたのは、最初は一期校・二期校前提で考えたからであるが、共通第一次試験が実施される際には入試期は一元化される予定である。しかし、受験生が共通第一次試験の受験出願をする時期にはまだ受験校の確定がむずかしい事情にあるので、一応志望校を2校書かせ、この応募状況を第二次試験の出願前に公表して、受験生が最終的な選択をする参考に供することにしたわけである。
- 推薦入学制度をとっている大学としても一次試験の実施の結果を考慮しなければならないのであろうか。
- 理論的には推薦入学は学力試験を免除する性質のものであるから、共通第一次試験も学力試験であるかぎり免除すべきであるという意見もある。もう一つには、現行の調査書の信頼性に問題があるので、この点を各大学はどう考えるのか、という問題もある。この問題については国大協では決定しかねるということで入試改善会議で検討することになっている。
- 共通第一次試験の試験教科・科目は5教科7科目というように決められているが、その根拠というのは何か。
- 現在5教科6乃至7科目となっているので

あるが、5年間の討議の過程において、もう少し幅広い科目でやるべきであるという意見、一方では5科目でやるべきであるという意見がある。また、科目を絞った場合、第二次試験でこれを課する大学が多くなるのではないだろうかという判断もある。これについて、高校長会議では科目数の多い方が高等学校の教育の正常化に資するのではないかという意見もあった。

- 一次試験、二次試験の総合結果で合否を判断するとのことであるが、一次試験の利用方法の基本的な考えはどのようなことか。
- 国大協の原則としては一次試験の利用方法および二次試験のあり方は各大学が自主的に決めるということである。昨日の総会で問題になったのは、各大学の扱いについてあまりまちまちでは困るのではないかという議論があつて、そこで、国大協がその連絡・調査に当るということであつた。
- 共通第一次試験の成績が本人にわかるのはいつ頃か。
- 共通第一次試験の結果については、本人には知らされない。知らせるのは志望校に対してのみである。ただし、正解例は試験後の数日中に発表されるので、これによって本人は自分の成績を判断することができる。
- 一次試験、二次試験と2回の試験を課することは、受験者には、肉体的にも心理的にも負担増になるのではないかという意見があるが、その点はどうなのか。
- 共通第一次試験は高校教育の必修の範囲内より出題するということであるので、日頃真面目に勉強しておれば合格できるということと、その他、肉体的負担を考え居住地受験ができる方策を講ずることになっている。

以上で共通一次試験に関する質疑を終り、ついで丁子事務局長より、午前中の継続として総会の協議事項のうち各常置委員会および特別委員会の状況について報告があった。(総会議事要録参照) また、総会第2日目午後開催された学長懇談会の際における文部大臣の挨拶の内容と懇談事項について紹介があった。

最後に、次回第60回総会の日時・場所等について、別紙資料のとおり了承された旨の報告があって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会議事要録

日 時 昭和51年11月4日(木) 11:00~13:00

場 所 学生会分館3号室

出席者 加藤委員長

市村, 平田, 大山, 北村, 古屋, 平松, 林, 山田, 須田, 小坂, 円藤, 岳中, 井上, 金城各委員

下沢, 白田, 福与, 遠藤, 高田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

議 事

1. 大学院問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

大学院問題懇談会から中間報告が出る前に、国大協としての意見を提出するという事で、小委員会で検討し別紙のとおり意見書の原案をまとめた。この意見書は、大学院問題について、当面現状の修士課程の問題があるので、これに関連した大学院問題を、大学院問題全般より切り離して緊急を要する問題としてまとめたものである。なお、博士課程をふくむ大学院全体のあるべき姿という問題については、引続き検討し今後まとめていく方針である。

以上のように述べられたのち、この意見書の審議に入った。

最初に白田専門委員より、意見書の原案を朗読しながら、その趣旨説明が行われた。これに対して若干の修正箇所が指摘されたのち、ほぼ原案どおり承認を得たので、大学院問題懇談会宛、第1常置委員会名で提出することにし、このことを本日午後の理事会に提案し、承認をえたいうで総会へ報告することとした。

2. 大学院問題懇談会第一部会との意見交換について

委員長より、文部省から国大協に対し来る11月9日に「大学院問題について第一部会との意見の交換を行いたい」という依頼が来ているので、第1常置委員会としては、北村、須田の両委員と白田専門委員にご出席願うことには如何であろうかと諮られ、異議なく了承された。

3. 「各大学における大学院の将来計画の構想について」のアンケート回答の取扱いについて

初めに委員長より、本日配付した資料「各大学における大学院の将来計画の構想について」は、当面のまとめである。今後さらにこの資料の中味の整理とまとめについて、小委員会で検討し一応の検討資料のまとめをして頂きたいと述べられた。

これについて白田専門委員より次のような意見が述べられた。

まだ、よく詰めていないが、各大学の回答を専門分野別に分類して各専門委員で分担してまとめることにしてはどうかと考えている。たとえば教育系の大学院というような一つの項目をたてて、全国の教育系大学院についてこのような計画の構想があるということで、それをふまえて詰めていく。同様に、経済系の場合、工学系の場合、というように専門分野別にまとめて

みる。また、設置形態別に総合大学院，連合大学院というように分類してそれぞれの分担を決めて詰めていっては如何であろうか。

以上でこのアンケートの取扱いについては、本日の論議された方針により今後の作業を進めるということで了承され閉会した。

第2 常置委員会議事要録

日 時 昭和51年11月16日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 若槻委員長

松本，帷子，山本，山田，香月，市古，清水，小江(代：名和)，曾沢，片山，安達，深瀬，蟹江各委員

肥田野，扇谷各専門委員

(文部省) 佐藤大学課課長補佐，外1名

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

身体障害者の大学受入れについて、昨年11月「身体障害者の大学受入れのための施策について」という要望書を文部省，大蔵省に提出したが、最近その結果がどうなったかという照会などもあるので、そのことについてご報告したい。これについては、文部省でもいろいろとご配慮頂いているので、本日大学課の佐藤課長補佐に出席して頂き、その後の事情について伺うことにしたのでよろしくお願する。なお、そののちに本日の議題である大学の履修課程の問題について、ご審議頂くことにしたい。

議 事

1. 身体障害者の大学受入れについて

佐藤課長補佐より資料「身体障害者の入学者選抜について」を基に、明年度の関係予算がどのように措置されるかを中心に概ね次のような

説明があった。

(1) 学生当積算校費について

身体障害学生の特例分として一般的な学生当り積算校費に加算するという措置を行っている。この措置は、49年度よりはじめて、本年度については文科系の学部単価に17,300円を上乗せした。ただし、全盲学生に対してはこれでは不十分であるので、本年度においてとくに高い単価(307,000円)を配慮した。来年度については引続き、この考えを貫きたいと考えているが、要求としては全盲学生については15%アップ、一般障害学生については理科系学部単価に上乘せすることになっている。そのほか、チューター制が考えられないものかということを検討している。

(2) 身体障害学生の設備費について

設備費については、51年度から新たに措置をした。

たとえば、点字の辞典とか弱視のための拡大鏡といったもので、併せて16,250千円の予算措置をした。設備については、それぞれ事情も違うことでもあるので必要に応じて配慮したいと考えている。明52年度においてもとりあえず本年度と同額の要求を出している。

(3) 身体障害者のための入学試験経費について

入学試験の経費の中に身体障害学生のための特別分が計上されている。これは49年度より措置をしており、51年度については、総額6,219千円の予算であり、明52年度においても同額の要求となっている。

この他の問題として施設の問題があるが、これについてはケースバイケースでご相談に応じてゆきたいと考えている。

以上の説明について、概ね次のような質疑応

答があった。

- 上肢不自由者、下肢不自由者というのはどのような規定になっているのか。
- 大阪大学の例として、大学入学者の選抜実施要項の中で次のように規定している。
 - ① 上肢不自由なもの……上肢の機能の障害が実験・実習において不可能、または困難な程度のもの
 - ② 下肢不自由なもの……歩行することが不可能、または困難な程度のもの、車椅子、松葉杖使用者等
- 色盲は「その他」の中に含まれるのか。
- 色神異状は身体障害者の中に含まない。
- 色盲、色弱についてとくに社会的な影響など考えると、たとえば、医科系統をはじめ、その他の学科でも問題があると思うが、この扱いについてはどのように考えられているのか。
- この問題については各大学の判断に委ねられている。

概ね以上のような意見交換があつて、本議題についての協議を終つた。

(文部省側退席)

2. 大学の履修課程の問題について

このことについて、委員長より次のとおり述べられた。

前回(9月17日)の委員会で、大学学部における修業年限の短縮、他大学卒業(中退)者の既得単位の認定、編入学の問題等、大学の学科課程の改善に関する問題について審議し、その結果、この問題を検討するための小委員会を設け、問題点を整理することになった。その小委員会の構成については委員長に一任されたので、次の6名の方々に委員をお願いすることに

した。

香月委員(千葉大)、市古委員(お茶の水大)
丸井委員(名古屋大)、片山委員(岡山大)
肥田野専門委員(東京大)、扇谷専門委員
(大阪大)

この小委員会を去る10月16日に開催し、そこで上述の諸問題について協議し、その結果を整理してまとめたものが本日配付した「小委員会案」である。本日はこれに基づきご検討をお願いしたい。

以上の説明ののち原案の朗読があり、ついでこの原案に示されている項目——①大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定について、②2年次編入学について、③優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について——について審議が行われた。

(1) 大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定について

(提案I) 他大学を卒業又は中途退学の上、入学した学生につき、大学は、その学生が他大学で修得した単位を、教育上有益と認めるときは、当該大学において修得したものと認定することができる。ただし、この認定は、30単位を超えない範囲で、試験の上で行うものとする。

この規定は、外国の大学に入学した学生が留学した場合にも準用する。(この単位認定措置は、単位認定を受けた学生に、免除された分だけ他の科目を履修させ、学習内容を豊かなものにするを所期するもので、修業年限の短縮に直接には関係しない。)

この提案について審議の結果、前段末尾の「試験の上で(認定を)行うものとする」という点は妥当ではないとの意見があり、この箇所を削除することにしてこれを承認した。

(2) 2年次編入学について

(提案Ⅱ) 大学は、学部により適当と認めた場合には、その入学定員の一部を削いで、大学の卒業生、もしくは2年以上在学して退学した者、あるいは高専の卒業生に対して、編入試験を実施し、その合格者を2年次に編入させることができる。この場合は、「提案Ⅰ」の規定による既得単位の認定は行わない。(この2年次編入学措置は、すでに存在する3年次編入方式のほかに、大学が適当と認めた場合には、編入試験を実施して、2年次に編入する途を開こうとするものである。)

この提案について審議の結果、編入学については現行の法令(学校教育法施行規則第70条の3)で可能とされているので、改めて定める必要はないのではないかと意見があり、また2年次編入者のために「入学定員の一部を削ぐ」ということにも問題があるということで、この「提案Ⅱ」は保留とすることにした。

(3) 優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について

(提案Ⅲ) 大学院の専攻により適当と認めた場合には、第3学年修了時に大学修了者と同等以上の学力を有すると認められた学生に、大学院入試受験資格を与えることができる。この場合、当該学生は、その在学中の大学の学部長による成績優秀なる旨の証明書及び推薦状を付して、入学願書を提出するものとする。(この措置は、学部の修業年限に変更を加えるものではない。従って、試験に合格した者は、大学卒業生としてではなく、第3学年修了者として大学院に入学することになる。)

この提案について審議の結果、冒頭部分の語句を次のように修正してこれを承認した。な

お、医・歯系学部に関しては、特殊事情があるため別途に検討することとした。

(修正箇所)「……場合には、4年制大学の第3学年修了見込時に大学卒業者と同等以上の……」

以上で「小委員会案」の検討を終ったが、「提案Ⅱ」の「2年次編入学」の問題が保留となったため、学科課程に関する中心課題である修業年限短縮の問題が未解決となったので、この問題については、本案「提案Ⅰ、Ⅱ」を各大学に照会する際に併せて意見を求める等の措置も考え、さらに検討を続けることとした。

以上をもって「大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定」と「優秀な学生に対する大学院教育の早期開始」の2件について成案を得たので、これを理事会に提案して了承を得たうえ明日開催の総会に報告することとした。

以上で本議題についての協議を終り、最後に委員長より次のことが述べられた。

前回の委員会で鹿児島大学から提案のあった「電気主任技術者免許状等の免除資格の問題」については、本日は時間の関係で論議できなかった所以他日に譲りたい。いま一つの問題の「教職課程における教育実習のあり方」に関する問題については、教員養成制度特別委員会の飯島委員長にこれの検討方を依頼したのでご了承頂きたい。

第3・第4常置委員会合同会議

議事要録

日 時 昭和51年11月16日(火) 10:00~13:00
場 所 東大附属病院好仁会201号室
出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

岡路, 綿貫, 福井, 平島, 加藤, 豊田, 桑原, 平, 水野, 大賀, 許斐, 永松各委員
粟冠専門委員
(第4常置委員会) 山岡委員長
村尾, 宮島, 藤木, 鈴木, 林, 増尾, 武谷, 太田, 具島各委員
井上臨時委員

開会に当り広根第3常置委員会委員長ならびに山岡第4常置委員会委員長より, 次のような挨拶があった。

前回(6月23日)の合同会議で学寮に関するアンケート案がまとまり, これに基づいて各大学にアンケート調査を行うことが翌24日の総会で了承されたので, 7月5日付でこれを各大学に送付した。このアンケート調査は9月30日締切りとなっていたが, 全83大学から回答が寄せられた。それで, このアンケートのまとめを行うため, 去る10月21日と11月5日の2回にわたり学寮問題小委員会が開かれ, 集計の基本方針や作業分担等について協議が行われた。その後小委員会の各委員のご尽力により集計作業が進められ, 本日その集計資料が提出されたので, これに基づいて学寮問題についての審議をお願いしたい。

議 事

1. 学寮問題について

初めに小委員会の鈴木委員より, 今回の学寮に関するアンケートの集計経過について概略次のような報告があった。

小委員会の委員長である綿貫委員が都合で少し遅刻されるので, 代って私の方から小委員会の一般的情况についてご報告する。今回の学寮に関するアンケート調査は「意見調査」と「実態調査」の二部門に分れており, それぞれ全大学から回答があった。それで, これのまとめ方について去る10月21日の小委員会で協議し, そ

の結果, 各委員が分担して集計に当ることになった。その分担は次のとおりである。

○ 意見調査: 鈴木委員

○ 実態調査

第1項目(学寮の形態について): 綿貫委員

第2項目(寮生の範囲, 在寮期間等について): 粟冠専門委員

第3項目(入退寮について): 水野委員

第4項目(光熱水料について): 永松委員

第5項目(寮生の食事情について): 井上臨時委員

ついで去る11月5日に第2回の小委員会を開き, 各自が中間的にまとめた集計結果を持ち寄って集計方法についての検討を行った。その結果に基づいて修正を加えて作成したのが本日配付した資料である。

概ね以上のような経過報告があったのち, 各集計担当委員より, それぞれ資料に基づき各項目の集計結果について詳細な説明が行われた。

このあと広根第3常置委員長より, 次のとおり述べられた。

今回の学寮に関するアンケートの各設問に対して以上のような結果が出たが, このデータを今後どのように利用したらよいか。この学寮問題については, 去る46年時点で調査研究を行ったことがあったが, その時は種々な経緯があって, その報告書は総会限りのものとされ公表されずに終わった。しかし, その後5, 6年経過し, 学内情勢も大分変わってきたので, この時点でもう一度検討してみてもどうかということで, 今回の調査となったわけである。その調査結果はただいま各委員より説明のあったとおりであるが, これを今後どのように処理したらよいか。今回の調査結果は前回の調査と比べ大き

な相違が見られるであろうか。

以上の発言に続いて概ね次のような意見が交された。

- 前回の調査の際には実態調査をしなかった
ので、今回の調査結果との相違は分らない
が、今回の「意見調査」の部分に何か関連し
た点が見られるかもしれない。
- 前回の調査の結果が公表されずに終わった
とのことであるが、その時の調査の結論がど
うのものであり、また総会ではどのような論
議がなされたのかを知りたい。
(この質問に対し綿貫委員より、「学寮問題に
関する意見調査」の集計情況(45.8.18)に基
づき詳細な説明が行われた。)
- いまの説明によると前回の調査報告はよく
出来ているように思われる。このたびの学寮
問題検討のための合同委員会としては、単に
学寮の実態を把握するだけでなく、これを基
にして望ましい学寮の姿というスタンダード
になるものを打立てるべきであると思う。文
部省の方では学寮の管理についての検討が大
分進んでいるようなので、この合同委員会と
しても早急に学寮問題の総括をしてもらいた
いと思う。ただ今回まとめた資料の公表につ
いては、名大学に微妙な影響を及ぼすことも
懸念されるので、慎重な配慮が必要である。
- アンケート調査の結果をまとめるだけでな
く、学寮に関する何かはっきりした見解を打
出すべきだと思う。
- この調査結果からははっきりした結論は出
てこないような気がする。基礎データを参考
にしようというようになるのではないか。
- 前回の調査では、学寮問題に関し当然取上

げるべき問題が出ている。その時の調査結果
は当時の学内情勢との関連はあるが、学寮問
題を考える場合、ここに挙げられている問題
を十分考える要がある。

- 前回の意見調査の結果を今回の実態調査の
観点から見直してみてもどうか。
- 今回の実態調査によると、例えば入寮選考
については、その方式について地域差がみら
れるようである。ただ、そのような実態をそ
のまま公表してよいかどうか問題がある。
- アンケートの結果の公表については慎重に
考える必要があるが、国大協としてこれをど
ういう方針でまとめたらいいか。一つの考え
方として、このデータをふまえて建前となる
ものを文章の形でまとめてみるかどうか。
- 現在、文部省としては学寮を増設したい意
向を持っているようなので、その方向に沿っ
てまとめてみるかどうか。
- 前回の意見調査と今回の調査とでは調査内
容が異なるので、その結果の差異を対比する
ことはできないが、今回の調査では学寮の実
態と学寮の必要性に対する意見の両方を調べ
ているので、その両者をミックスさせて分析
したら何か参考になる新しいデータが得られ
るかもしれない。
- 意見と実態との相互関係をみることは意味
がある。その点で今回の調査の方が具体性が
あるものと思われる。

以上のような意見が交されたところで、広根
委員長より次のような意見が述べられた。

今回のアンケートのまとめ方についてのこれ
までのご意見を要約すると、次のようなこと
になるのではないかと思われる。①第一点とし

て、国立大学の学寮に対してその進むべき方向を打出す要があるということである。これが大眼目であるが、しかしそれをはっきり打出すとリアクションが予想されるので、その打出し方の問題がある。②次に、今回の調査は実態調査と意見調査の二本建になっているので、この両者の相関関係を検討してみる必要があるということである。なお、実態調査の各項目間の相互関係の分析も必要と思われる。③調査資料の公表については、各大学に及ぼす影響を考慮し手心を加える必要がある。大体以上のようなことが論議の中心となったように思われた。

以上の提言に続いて、さらに次のような論議が交された。

- いずれの意見も一々尤もであるが、どんな立場で処理したらよいか。意見調査と実態調査との相互関係の分析については、面倒でも小委員会でやって頂きたい。
- 現在の段階は、アンケートの各項目について担当分野毎の集計結果が報告されただけで、調査全体についてのまとめはされていない。それで、小委員会の方で全体的な論議をしてもらい、寮をつくるにはこうあるべきだという一つの叩き台を作ってほしいと思う。実態調査は必要なことだが、その結果から直ちに意見は出てこない。実態調査のデータをふまえ、また寮生の現状も念頭において、小委員会で寮の在り方についてディスカッションして、この合同会議での議論の叩き台となるものを作ってほしい。
- 元来、実態調査というものは後ろ向きなものである。実態に合わせて結論を出せば、現状維持的なものになり前進的なものにならない。そうでなく、将来こうあった方がよいと

いう可能な構想を打出すということならば、まず各学長が学寮を増設する意思を持っているかどうかということを決めてもらわなければならない。それが決まらないと、寮の在り方について議論をしても意味がない。もし学長が学寮のあるべき姿について前向きの構想を出してほしいというならば、現状をふまえて、こうしたらよいとの案も出せると思う。

- 今回の意見調査によれば、現在学寮を持っていない新設医科大学では学寮の必要性を認めているという結果が出ている。そして、学寮を新設するについて、学寮を既に持っている大学の意見をきいて、それを拠り所にしたという考えのようである。
- 「光熱水料の徴収」に関する調査項目の集計過程で、新寮と旧寮の関係がどうなっているか観察してみたが、一部の大学の中には旧寮の光熱水料を新寮なみの基準にしたいという気持があるように看取された。そういう考えがあれば学寮の光熱水料の基準を新寮並みに均すということもできる。
- 入寮選考の観点からすると、光熱水料の場合のように新寮と旧寮の差異は認められない。むしろ地域的の差異の方が大きい。これは同一地域内での各大学間の相互交流の影響かとも思われる。入寮選考の方式に関しては、周辺からの影響があると一応考えられる。

概ね以上のような意見交換があったのち、広根委員長より次のとおり提言があった。

前回の調査では、アンケートの調査結果をふまえて学寮の未来像についてはっきりした提言を行ったが、その内容が問題となって報告書が公表されなかったという経緯がある。しかし、何かはっきりした意見の提示がないと今回の調

査研究の意味は薄れることになる。そのような点を念頭において、小委員会で学寮問題の問題点をふまえながら今回のアンケート調査のデータを分析し、将来の学寮のあり方についての提案をまとめるよう更に努力をお願いしたい。

以上の提言を了承し、本議題の協議を終った。

2. 学費問題について

このことについて、広根委員長より次のとおり説明があった。

51年度の後期から国立大学の授業料は2.67倍の値上げとなったが、大蔵省は52年度も授業料を再び値上げする方針であるとの一部報道が流れている。そして、これらの新聞報道によって既に学生団体の中に授業料値上げ反対、奨学制度改悪反対の動きがみられる。一方、これに対する文部省側の見解は、それらの情報は公式のものではないし、文部省としては値上げしないように対応するつもりである、ということのようである。しかし、学生問題の観点から当委員会としても考慮を払う必要があると思うのでお含みおき願いたい。

3. 昭和52年度（53年3月）卒業予定者の就職事務開始時期について（第3常置関係議題）

このことについて広根委員長より次のとおり説明があった。

この問題について、去る6月30日開催の大学8団体ならびに高専3団体の「就職問題懇談会」で協議が行われたので、その経過の概要を報告し、併せて本問題についての国立大学側の見解をまとめておきたいと思う。

51年度（52年3月）卒業予定者の就職事務開始時期については、大学側の希望した9月1日

求人活動開始、10月1日選考開始の案が企業側に容れられず、結局10月1日求人活動開始、11月1日選考開始ということになった。しかし、これは暫定協定ということであり、52年度以降については大学側、企業側双方が納得いく協定を作ろうということになっている。

6月30日の就職問題懇談会では、以上の経緯を基にして52年度卒業予定者の就職事務開始時期について協議され、結局、学校側としては昨年も希望した9月1日求人活動開始、10月1日選考開始の線で歩調を揃え、労働省ならびに企業側にこれの実現を要望するという結論となった。なお、大学側としては、大学側と企業側の合意を得るために四者会談（文部省、労働省、大学側、企業側）を開くことを要望し、文部省もそのあっせんの労をとることになった。この四者会談が開かれる際には、国立大学側の意向を表明できるように見解をまとめておく必要があるが、前述のように9月—10月の線がすでに各大学団体の総意として一応まとめられているという事情もあるので、この線で進めることにしてはどうかと考えるがいかがなものであろうか。

以上の委員長の提言を異議なく了承し、本日の協議を終った。

第5常置委員会議事要録

日 時 昭和51年11月16日(火) 10:00~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

西川、渡辺、坂本、久保村、牧(代:広実)

神野、芦田、西沢、中村各委員

白倉専門委員

(文部省) 今村学術国際局長、大崎高等教育計画課長、同昆野課長補佐、川村国際教育文化課長、五十嵐留学生課長

初めに佐々木委員長より次のように述べられた。

本日は、文部省から今村学術国際局長をはじめ、高等教育計画課長、同補佐および国際教育文化課、留学生課の各課長にご出席を煩わしたので国際交流についてご懇談をよろしく願います。

図議 事

1. 学長の国際交流について

初めに委員長より次のように述べられた。

今般のタイ国学長招待のことであるが、タイ国学長団はさきに計画した予定より一週間遅れ10月20日に来日された。招待計画のとおり、まず文部大臣を訪問しての懇談、各大学の訪問視察等2週間に亘る行事日程を終えて、11月2日に帰国した。その前日の11月1日には三学長を迎えて国大協主催の懇談会が催されたが、懇談会の内容は私共が期待した以上に充実した成果をあげることができた。これについての詳細はいずれ報告が予定されているので、それによってご承知をお願いする。

次に、来年度の招待計画のことになるが、これについては文部省側からのご報告を伺いながら協議をすすめることにしたい。

ついで川村国際教育文化課長より次のような説明があった。

タイ国学長招待については格別のご協力を頂き予想以上の成功裡に終わった。この事業は今後も継続的に実施していきたいのであるが、予算を伴う事業であるので来年度予算が確定次第、改めて具体的ことについてご相談することにした。次に、今年度は留学生問題をテーマにして計画されたが、来年度はいかなるテーマをもって、いずれの国から招待するかについて、第

5常置においてもご検討をお願いする。

これに関して次のような質疑が交された。

- 来年度の学長の国際交流について第5常置が検討するタイムリミットはいつ頃までであろうか。
- 招待時期はやはり秋の季節ということになるだろうが、来年4月はじめには相手国との交渉に入ることになるので、それまでには相手国、招待のテーマなどを決めてもらいたい。
- 第5常置としてはその時期までにはタイムスケジュールを決めて原案をまとめることにしたい。

2. 外国人教員の取扱いおよび在外研究員について

初めに高等教育計画課昆野課長補佐より次の資料を基に詳細な説明があった。

- ① 外国人教師・講師関係資料
- ② 外国人特別招へい教授の取扱いについて（通知）
- ③ 日英共同による英国の大学教授等の招へい計画について
- ④ 外国人教師等に関する意見等（メモ）
- ⑤ 在外研究員に関する意見等（メモ）

これに関して次のような質疑が交された。

- 学術振興会で招へいする外国人教師と、ここでいわれている外国人教師との間にはなにかの関連があるのであろうか。
- 学振が招へいする外国人教師は別の制度と目的がある。ここで話題になっている外国人教師・講師は、当該の国立大学と外国人との間に結ばれる契約によって、受入れ大学の教授・研究に従事する外国人教師・講師制度の

枠内で招へいする外国人職員のことである。

- 外国人教師の場合に、資料の意見等(メモ)のなかにあるように諸々のことが問題になっているが、これを端的に指摘するとすれば何があるということであろうか。
- 高等教育計画課で知りうる範囲のことを端的に言えば、外国人教師等に関する意見等(メモ)に掲げてあるように、1. 適任者の選考・確保等の問題、2. 雇用期間等の問題、3. 勤務条件等に関する問題、がある。これからは、国大協の意見も伺いながら改善策を講じていきたい。
- 在外研究員のことで、とくに短期の場合に先方国に迷惑をかけている事例を聞くことがある。これには当該の大学にも責任の一端があることはいうまでもないが、そのためにこのすぐれた制度が伸び悩むようでは困る。そこで、たとえば、これについて追跡調査をして改善策を講ずるということ、この制度を伸ばす可能性はあるのであろうか。
- これについては第5常置の意見も伺いながら、在外研究員ならびに外国人教師の処遇方法を改善する問題について、第5常置の代表委員に外国の事情視察をお願いするという試みも考えられている。
- 在外研究員は以前には帰国後の報告をした例がある。これはむしろ義務としてある方がよいと思うが、いまはどのようになっているのであろうか。
- 最近は簡単な研究経過と意見の報告を提出することにしている。
- 在外研究員として海外にいる場合に、行先を変更することがあるが、これにはきびしい制約があるので困る。できるかぎり自由に変更ができるように考慮してほしいという意

見がある。

- 研究計画に従って自由に変更できるようにはしている。ただ、研究と全く関係のない変更ということや、出張期間が過ぎて音信不通のまま帰国した例、出発前の研究計画が十分練られていなかったのではないかとみられる例、あるいは、むしろ日本で研究の方が成果があがるのではないかというテーマの場合等の事例がある。また、外国の受入れ機関に何等の連絡もなく素通りしたとか、外国の生活慣習を身につけていないとか、外国の調査研究は熱心にやるが、日本のことは教えてくれないというようなことが、外国公館からの意見として出されている。

次に、短期の在外研究員制度については、その人数について、これを制限すべきであるとか、逆に増やすべきであるという意見。またその期間について、これを短縮すべきであるとか、逆に延長すべきだという意見があって、意見が交錯している。

- 短期の在外研究員については、滞在国でいろいろな問題があり、また、事前の準備も不十分である等なのがわかった。これについては、国大協においても十分検討しなければならないが、文部省においても在外研究員の決定時期を早めるなどの改善策を講じてもらいたい。

以上のような意見交換があったのち、大崎高等教育計画課長より次のようなことが述べられた。

いま、文部省としてもっとも苦慮していることは、在外研究員に対し各方面から批判がでていることである。この際、国大協の意見も伺いながら改善していきたい。場合によっては第5

常置の委員にもご協力をお願いし、確かな実態を調査して頂くというような計画も考えてみたい。

また、外国人教師・講師に関しては、文部省としてはある程度の枠を増やすことを考え、招へい教授についても語学だけでなく、ほかの分野にも招へいの道を広げていきたい。ただ、これについては受入れ態勢や招へいのシステムなどについても見直しをしながら改めていくことにしたい。

3. 外国人留学生の受入れについて

このことについて、五十嵐留学生課長より次の資料を基に詳細な説明があった。

- ① 外国人留学生受入れ状況について(通知)
- ② 大学における留学生の受入れ、教育研究指導充実のために進めている方策

以上のことが述べられたのち次のとおり質疑が交された。

- 日本に留学した学生は、欧米諸国に留学した学生に比べ、帰国後の受入れ態勢・処遇が低く扱われているということである。もし、それが事実だとすれば、わが国としてはせっかく国費をもって各大学が教育したこともあり、相手国のことではあるが、体制改善へのあらゆる努力をなされるべきである。
- そのことが明らかなのは、かつてタイ国にその例があったが、いまでは改まっている。ただ、医師の場合は、開業医についてはタイ国の医師会の主流が欧米の大学出身者で占められているので、うまくいかないということがあったが、これも最近徐々に変わりつつあるということである。

次に、研究留学生はほぼ中堅クラスの要職に就いているということである。この場合に

留学生が欲しがるのはデグリーである。これがないと公の証明ができないということである。

- デグリーの制度がわが国と欧米諸国とではかなりの相違があるということであろう。

4. その他

今村学術国際局長から、次のような就任の挨拶が述べられた。

就任後6カ月になる。何も見えなかった学術国際局の周囲がどうやら明るく見えるようになった。第5常置の助言と指導をえながら仕事を進めたいのでよろしく願います。

続いて委員長から次の報告があった。

① 九州地区の学長会議から国大協会長宛に、内地研究員の枠の拡大についての要望が提出されている。

② 在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会から、在日韓国人・朝鮮人の国立大学教員への、いわゆる就職差別撤廃に関する要請書が第5常置に回付されてきた。このことについては、さきに第5常置として春の総会に報告し意見を伺った。その際は、国立大学の教員は国家公務員であるので、まず国籍が問題であり、第5常置だけの所掌事項ではないということであった。ところが、去る10日付で再度この問題を、国大協総会において取上げて要請の趣旨を推進してほしいという要望書が提出され、この文中には、公立大学協会では、これを推進するべく総会において前向きに検討することになった、という趣旨のことが附記されている。このような問題の所在することだけ申し上げておく。

タイ国学長招待準備委員会 議事要録

日時 昭和51年11月1日(月) 14:00~15:40

場所 葵会館 錦の間

出席者 林委員長

坂本, 小泉, 佐々木, 井上, 牧各委員
(文部省) 川村国際教育文化課長, 五十嵐
留学生課長

林委員長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のとおり挨拶があった。

このたび招待したタイ国学長団一行の行事日程も本日をもって終り、最後の締めくくりの懇談会が本日午後4時から開催されることになっているので、その懇談会の進め方などについてこれよりご協議をお願いしたい。議事の進行は佐々木委員(第5常置委員長)をお願いしたい。

議 事

1. タイ国学長との懇談会の打合せについて

初めに佐々木委員より次のとおり述べられた。

委員長からのご指名により進行係をさせて頂くのでよろしくをお願いしたい。ご通知したように、この会議は2時から4時までの2時間で、その間に、4時から開かれるタイ国学長との懇談会をどのように運営したらよいか、のご相談をすることになっている。懇談事項としては、①先方よりの希望のテーマ、②当方よりの希望のテーマ、ということを一応定めていたが、先方からはまだ具体的なテーマはきいていない。それで、先方からの問題はそれとして、当方としてどういう問題を提起して話し合ったらよいかについてご相談をしたい。

この提言に対し、今回タイ国学長団が各大学等を訪問した際に、どういう話し合いがされ、どういう問題が残っているか、その辺のところからまず話し合ってみてはどうか、との意見があり、これに基づいて各訪問大学等から、その状況について概略次のような報告があった。

文部省：文部省関係者との懇談会では、留学生の受入れおよび派遣の概括説明を行い、関連して日本語教育の問題等を話し合った。また、わが国の高等教育の当面している問題——入試制度の改善、大学改革の推進および高等教育の計画的整備の問題等——について説明し、意見交換を行った。留学生問題に関しては、日本語教育を研究留学生は半年間、学部留学生は1年間履修しているがそれで果して授業についていけるかどうか、留学生のための予備的な日本語の課程を設けることはできないかということ、それと大学院に学ぶ留学生の学位の取得がむずかしいこと、などが話し合われた。そのほか、日本ではオーバードクターがなぜ出るのかということ、入学試験の問題等が話題となった。なお、国立博物館の見学には興味を示していた。

東京大学：東大関係者との懇談の際の主な話題は、タイ国から日本にきている留学生のことに、入学がむずかしいということ、関連して東大の入学試験のこと、それと東大の教育学部が教員養成機関でないこと、日本語はむずかしいので1年間の日本語教育では無理ではないかということ、などであった。なお、国立大学の学長の選出方法や大学予算のこと(産業界からの出資の有無)なども話題となった。

東京外国語大学：留学生問題中心の話になったが、そのうちとくに関心があったのは日本語教育の問題であった。日本語教育を日本語で直接教えていることについて関心を示していた。

また本学で東洋語を教えていることについても関心を示していた。外国語大学は語学だけを教えているのか、という質問などもあった。タイ国留学生と話したかったらしいが1人だけしか会えなかった。

一橋大学：タイ国留学生7～8人を含めて懇談した。いろいろな話題があったが、その一つとして、日本では博士課程3年を修了しても学位をもらえない場合が多いが、修了したら学位がもらえるよう考慮してほしいという話があった。それから、社会科学の研究に関して、アメリカの社会問題などを研究しても余役に立たない、タイ国の事情に関する研究資料が必要なら便宜を図る、などの話もあった。なお、タイ国の留学生は、母国の政変後のこと、とくにアカデミックフリーダムのことについて熱心に話し合っていた。

東京水産大学：食品工業関係のこと、水産資料館などに興味を示していた。新しく出来た本学の海洋環境工学科は全国に一つしかないもので、これを見学した。そのほか、国立大学の授業料はすべて同額かという質問や、教授、助教授、講師、助手の給料は違うのか、というような質問などもあった。

奈良教育大学：日本の教員養成教育の状況を説明したうえタイ国の教員養成教育の実情をきいてみた。そのあと種々懇談したが、その一つとして、日本の文化は進んでおり、日本人は勤勉だが、それはどこからきているのか、というような話題が提起され、これについて日タイ両国の産業、風土、民度、教育、文化等についていろいろ話し合った。留学生の日本語教育のことについては、タイ国に日本語を教える学校をつくり、そこで学んだのち留学させるようにしたい、というようなことを話していた。そのほ

か、タイ国留学生の帰国後の就職や処遇のこと、日本の企業の海外進出と現地人の関係のことなども話し合われた。

大阪外国語大学：近畿地方では奈良、京都などの文化財を見学したが、歴史的なことには余り関心がなく、もっぱら現代科学をいかに取入れるかということに熱心なようであった。今度各大学を訪問して、日本の大学の内容や高等教育の水準をみて、日本の大学は制度的に整いレベルが高い、という感想を洩らしていた。日タイ両国の学長交流については、先方でもこれを進めて行きたいといていたが、実際にはタイ国の学長は任命制なのでそれだけの権限はないようである。なお、大学紛争の問題についても話し合ったが、学長は政府と学生との間に立って苦勞しているとのことであった。

各訪問大学等より概ね以上のような情況報告があったのち、さらに留学生を受入れる立場からタイ国学長団にききたい問題点について意見交換を行い、概ね次のような意見が述べられた。

○ タイ国は海外留学が盛んで、留学した者はエリートになる。日本への留学は比較的最近のことで、従って日本留学者は新参者のため欧米留学者に比べると待遇が悪い。最近はこれがだんだんよくなってきたようだが、この点、タイ国学長に日本の大学のレベルを知ってもらいたいと思う。次に留学生交流を進めて行く場合、大学同士の結び合いを強める方が良い学生が得られるし、留学生だけでなく学者の交流もできるようになる。それで、この大学同士の交流をどう進めたらよいかということについて話し合いたい。そのほか、日本語教育の問題や、タイ国ではどういう人材

を必要としているか、などのことについても先方の意見をききたい。

- 先方は、この懇談会の際の視察訪問の報告や質問のことについて相当気に病んでいる様子なので、余り堅苦しく考えないでよいと言っておいた。
- 本日のタイ国学長との懇談会は留学生問題が主要なテーマであるとのことだが、今度来日したタイ国学長は留学生問題についてどれだけ知識をもっているのか。
- 留学生問題については初めてであるという学長もいる。それで、本日の懇談会ではその問題について余りつまんだ話をするのではなく、日本の教育事情についての理解を深めてもらうことを第一に考えればよいのではないか。
- 余り形式ばらずに和気あいあい自由に話し合えばよいのではないか。
- ヨーロッパの大学とアジアの大学では学問の水準も違うので、その辺のことも考慮して対応した方がよい。
- 東南アジアの留学生は、大学院を卒業すれば帰国してから高い地位につけるので、大学院に入学しやすいように配慮することも必要かと思われる。
- レベルを余り低くすることも問題だが、入学はやさしくて、入ってから厳しくするというのを考えてもよいかもしれない。
- 外国人留学生は、学部に入学者は東京外国語大学の日本語学校で1年間勉強する。これは日本語の学習と基礎学力の養成のためである。研究留学生の場合は大阪外国語大学で半年間履習する。しかし、正規の専門課程に進むには、日本語の能力のこともあるが専門の学力のことで壁が高い。

- 日本語は話し言葉としてはやさしいが、読むのは漢字があってむずかしい。文科系の文献などはなかなか読めない。
- 留学生会館で留学生だけ集まって生活していると日本語が身につかない。
- 学部に入学者するとき語学の成績で落ちるというケースが多い。

概ね以上のような意見交換があったのち、佐々木委員より次のような提言があり、了承された。

本日開催のタイ国学長との懇談会は、とくにテーマを限定せずに、今回の視察、見学の印象なども含めて自由に活発に論議してもらうことにしたい。なお、本日午後3時から文部省においてスウェーデンのウプサラ大学の学長との懇談会が開かれるので、第5常置委員会から石塚名古屋大学長に出席して頂くことにしたので、ご了承を頂きたい。

最後に丁子事務局長より、本日の懇談会に出席する者の紹介ならびに引続いて行われる国大協主催のサヨナラパーティーの出席者数について報告があった。

教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和51年11月5日(金) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

九嶋, 岩下, 大田, 太田, 岡本, 桜場, 田浦, 井上(友), 須田, 安達, 井上(久), 大賀, 武谷, 小野各委員
真下, 山田各専門委員
高橋大阪教育大学長
(文部省) 谷口教員養成大学院大学準備室長, 島田教職員養成課長

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の主なる議題は、第一に、「教育系大学・学部の設置基準」の問題について、岩下委員からその後の経過について中間報告を伺うこと、第二に、「教員大学院大学の構想」について、文部省関係の谷口教員養成大学院大学準備室長ならびに島田教職員養成課長より、その後の経過および今後の見通し等についてご報告を承り意見の交換を行うこと、第三に、その他の事項として、昨日第2常置委員会委員長から申入れのあった教育実習の問題について協議すること、の三つである。この教育実習の問題というのは、最近ことに高等学校教員資格の取得希望者が増え、しかも実際には高校に就職するものは少ないという状況にあり、そういう状況の中で、教育実習そのもののあり方にも問題があるのではないかということで、この委員会に検討の申入れがあったものである。以上三つの議題について、これからご協議をお願いしたい。

議 事

1. 教育系大学・学部の設置基準について

初めに岩下委員より次のような説明があった。

小委員会においては、教大協の方で詳細な設置基準要綱試案が出されたので、国大協としては設置基準の基底に横たわる基本的な問題を取上げることを中心にして検討した。その主な中味は次のようなものである。

① 設置基準の意義とあり方。これについては大学基準と設置基準との関係、大学設置基準関係の法令が教員養成大学・学部の教育に与える影響など。

② 課程制は教員養成に必然のものかどうかという問題から、教員養成の教育組織はどうあるべきかという問題。

③ 各教員養成大学・学部が行っている実践的事例の調査研究。

以上の構想のもとに検討を重ねた結果、もう少し時間をおき、年度内には報告書(案)をまとめたということになった。

作業の手順としては、まず「教員養成の基本的問題について」をテーマにして学習会を行った。次に、それをふまえて報告書の基本構成をどうするか。また、どのように報告書作案の分担をするかというようなことを検討した。

現在までに小委員会の間ででている論点の主なものは次のようなものである。

① 教育系大学・学部の設置基準というものを問題にするのであるが、一般大学における教員養成の問題をどのように考えるか。

② 教員養成の教育内容の中の教科専門・教職専門の性格とその位置づけ、たとえば、教員養成大学・学部の国語と、文学部における国語の相違点と両者の関係、あるいは教育学・教育心理の教員養成における必要性。

③ いくつかの大学で実験的な試みが積み重ねられているが、どのようなかたちのものが定着しているか、これらの確認。

④ その他、教育実習のあり方について。

以上のような論点についての議論を重ねてきたが、小委員会のメンバーが何れも教育学出身であるという事情から、それ以外の専門教科の方の意見も伺うべきであろうということになり、和歌山大学渡辺教授(日本史)、宮城教育大学高橋教授(化学)の両教授のご出席を煩わしてご意見を伺った。これに続いて本日午後の小委員会では、山田専門委員に戦後の教員養成の開拓等の動きを中心に、どのような試みがなされたかということについての報告を伺うことを予定している。

2. 教員大学院大学について

初めに委員長より、本日は教員大学院大学の問題に深い関心をお持ちの大阪教育大学の高橋学長がオブザーバーとして出席したいのご意向があり、委員長としては、歓迎すべきことであると見え、ご出席頂いたのでご了承いただきたいと挨拶があった。

ついで島田教職員養成課長より、最近の状況について次のような説明があった。

52年度の予算要求にかかわることであるが、新構想の教員大学院大学の関係予算として兵庫、上越の二つの地方へ、51年度の創設準備の継続として概算要求をした。

この二つの地方の見通しであるが、兵庫では県の方で用地だけは確保しているということであるが、これが実現までにはまだ数年はかかるものと思われる。上越の方については新潟大学の教育学部の統合問題とのからみがあるので、この新しい新潟大学の教育学部のあり方も十分ふまえて教員大学院大学を考えていかねばならない。なお、その他2カ所の候補を考えているが、これについては、まだ調査の段階である。

以上の説明に対して、次のような質疑があった。

- あとの2カ所というのは鳴門と金谷であるのか。
- 地元の声としてはその2カ所である。
- 創設調査というのはかなり具体的にクローズアップした取扱いになっているのか。
- それらの地方にあっては、既設の大学では、その対応に相当苦慮しているようである。
- 兵庫、上越は既成のものとして、また、創設調査の候補としては、鳴門、金谷であろう

と思うが、この4つで終りになるのか。あるいは、まだ幾つかの設置を考えているのか。

- そのことは、高等教育の将来計画等とも関連し、また、既設の教育学部の大学院問題等のからみも考えていかねばならない問題である。
- 愛知教育大学では修士課程の予算がつき、新潟大学では新しい教育学部をつくることになり、また、神戸大学でも新しい構想が考えられているということであるが、このように散発的に早いもの勝ちといった風潮でなく、広い意味での話し合いをしながら将来の見通しをたてるべきではないか。
- 大学院構想については、新旧いずれについても、国大協の意見も伺いながら今後の作業を進めていかねばならない問題であると思っている。
- 第1常置委員会では大学院問題を取上げ、大学院計画について各大学にアンケート調査をした。現在はこれを分類し、整理検討中である。その中では教員養成系大学の修士課程についても一つの項目を設け、この問題の意味するところは何か、次に設置基準の問題、既設の修士課程、博士課程をもつ教育系大学のあり方の問題、あるいは、新構想の教員養成大学院大学の問題等が取上げられることになろう。なお、これらの問題については、この委員会とも連携をもって処理していきたいということである。
- 大学院問題については、第1常置委員会から大学院問題懇談会に、新設大学の意向も反映できるように考慮されたいという要望がだされたところ、文部省の方から11月9日の大学院問題懇談会第一部会において国大協の意見を伺いたいという依頼があり、北村、須田

の両委員と、白田専門委員の3名が出席することに決まった。このような機会をえて意見の交換を行っていききたい。

ついで谷口教員養成大学院大学設置準備室長より、その後の経過について次のような説明があった。

まず、教員養成大学院大学の構想に当っては、懇談会を設け、構想の全体についての基本的な問題を処理してもらっている。とくに教育課程に関しては、各教科の関係を中心にして協議会をおき、全体会議のほかに技術的な協議も進めていきたいと考えている。このように各方面のご意見、助言を伺いながら検討を進めている。その中味の趣旨は次のとおりである。

(1) 大学院の修士課程について

初等中等教育の実践的分野に関する教育研究の重視ということは、大きな筋はかたまりつつある。次に、そこに受入れる学生は、勿論学部を経て入ってくる者もあるが、そのほかに現職の経験を有する者を総体の3分の2程度受入れることを考えている。教育の基礎的、実際的分野の共通科目としては、教職に関する共通科目と教養に関する教育科目の二つの分類を設ける。

① 教職科目に関する共通科目について

たとえば、人間の成長・発達に関するもの、教育の組織・運営に関するもの、教育と学習のシステムに関するもの、その他教育の研究・開発に関するものというように一応4つの分野について考えている。

② 教養関係の科目について

たとえば、自然と人間、情報科学、環境科学、比較科学等、いろいろ名前はあがっている

が、2教科以上にわたるものについては総合科目として設定したいということである。

③ 専門科目について

各専攻ごとに必要な科目が設けられることは当然であるが、課題研究を設定し、とくに現職者が現場でいろいろ経験の過程において出会った具体的な実践上の課題について、指導教官の指導のもとに研究を進め、最終的にはこの研究の完結を修士論文とする。なお、この研究法には、グループの共同研究、あるいは総合ゼミの形態、とくに附属学校の場の活用、あるいは附属学校の教官の指導参加ということも考えられる。

④ その他、自由科目の設置

これは院生の自由選択による科目を設定し、諸分野にわたるような問題を取上げて研究することである。

以上が教育科目に関する現在までの考えである。

専攻の区分については、次のように幅の広い分類を予定している。

① 学校教育専攻について

教育学、教育心理、教育制度、教育の方法等の各コースが考えられる。

② 教科教育専攻について

言語系の教育、社会系の教育、自然系の教育、芸術系の教育、生活健康系の教育等の各コースが考えられる。

なお、名称その他はいずれも仮定的なものであるが、その他に幼児教育専攻、障害児教育専攻等の計画もある。

修業形態について、大学院においては、かなり弾力的に考えている。とくに現職教員がほぼ全体の3分の2程度修学すると仮定し、その対

応も考えて、一年次は一応スクーリング、2年次以降は課題研究および修士論文の作成というように、教職にありながら学習研究をすることが考えられる。したがって、在学期間には柔軟性が必要である。

(2) 初等教育課程、学部のことについて

4年間を通じて調和と総合性ということを経験的に考えなければならない。教科基礎科目的なもの、教職共通科目、専修専門科目、それら相互の均衡を保ちながらの総合性のたてかたを考えている。とくに一般教育科目、外国語教育科目、それと専門教育科目の有機的な統合ないしは関連について慎重な態度でのぞみたい。

① 教職専門科目について

教職科目の構成と充実については、教育原理とか教育心理等に片寄らないように、むしろ学校教育の実践的な分野である教育の方法、学校経営等に関する教育の充実ということを考えてい。

② 教育実習について

現在のものに比べてかなりのウェイトがおかれている。なお、普通教育実習のほかに、教育実習、専修教育実習、学校運営関係の特別教育実習等の設定を考える。いずれもできるだけ少人数方式をとり合宿研修等も実施する。

(3) 各種のセンター構想について

大学院、学部、附属学校が共同して、学外の諸機関に対しても、開放をはかりながら教育実習その他の実践的な教育指導研究を行う学校教育センター（仮称）を設置すべきだという構想がある。

この学校教育センターの組織は4乃至5部門とし、相当数の専任の教職員を置く。機能とし

ては、

- ① 学部学生の教育実習の研究、指導。
- ② 大学院生の附属学校を利用した研究の推進のための指導及び便宜の供与。
- ③ 大学院生と教官（附属学校の教官も含む）との教育実践に関する特別研究のプロジェクトを実施する。
- ④ その他、語学教育センター、音楽教育センター、美術教育センター、体育教育センター、ならびに、いわゆる図書館の機能のほかに学校教育実践に関する資料などの収集、整理、保存、提供さらに学校図書館学の研究等を行う総合的なセンターとしての情報資料センターが考えられている。

以上の説明に対して、概ね次のような質疑が交された。

- 学生数についてはどのように考えられているのか。
- 大学院1学年400名、学部1学年200名、合わせて1,600名を一応目途としている。
- 総合科目ということであるが、自然とか、芸術というものを総合するとき、いままでの経験から非常に困難であったが、具体的にはどのような方法を考えておられるのか。
- この問題については、現在具体的方法の検討を進めているところである。
- 1カ年のスクーリングで30単位全部履修して現場に復帰した場合、修士論文を作成するだけということになるのか。あるいは、その後でも単位をとるようにするのであろうか。
- 30単位以上ということであるから、大部分の単位は1年の間に取れることになっているが、若干残るものと思っている。
- 附属学校の種別、規模、教官数等は大体ど

のように考えているのか。

- 大学の本体が出来る地域に附属の大団地を設け、そこに幼稚園、小・中学校、養護学校等を置く。これは比較的農村的な地域とし、もう一つの団地は、その他の地域に置く。
- この大学の根本的性格は何であろうか。
- 原則的には大学設置基準の枠内にあると思う。

各方面から教員養成大学院大学の問題点を指摘してもらっているので、その問題点の可能性をこの大学によって追求してみたいという態度で取組んでいる。とくに心配されていることは、この大学の卒業者が特別に優遇されるのではないかということであるが、それはこの大学本来の問題ではない。

- 教員数 200 人ということであるが、これによって既存の大学が新構想大学の人材確保という点で影響を受けるのではないかという心配がある。
- これについては、極力そのような弊害がないように努力したい。それにしても最小限の協力はお願いしたい。
- 3分の2程度の現職教員の入学を考えているとのことだが、実際に在学期間の身分はどのようになるのか。
- この問題には制度的にも技術的にも多くの詰めなければならない問題があるが、できるだけ本人に有利な条件で就学できることを考えていく。
- 大学院生の入学にあたっては、現場の教育行政についていたずらに混乱させてはならない。ある程度水準を保たねばならないと思っている。基本的には大学側の立場からは、教育上の見地からの基準でテストして、資格があれば全部を入れるということである。これ

が原則であって、それでは現場が困るという条件でスタートすることには問題がある。これについて現場の教育委員会と話し合って調整するということであるが、調整の仕方によっては批判を受けることにもなるので慎重に検討すべきである。

- 現職の教師の中には、教員養成大学院大学の場合だけでなく、総合大学の大学院で勉強しようという希望も当然にあると思う。その場合に、大学側としてもそれを可能にする条件というものを制度的にあるパターンとして取上げなければならない。
- 現在の総合大学院構想の根拠には、もう少し研究的な創造性というものをもちたてほしいという要望も強い。教員養成大学院大学の構想の中で学校教育センターというものが考えられているようであるが、これも一つのポイントではないかと思う。
- 文部省が現職教育をやろうと考えられたのはどのようなところに根拠があり、理由は何かであろうか。
- アメリカあたりでは、大学院卒が小・中学校教師にも随分いる。このような教師の質の面での充実の度は高い。日本でも学部卒の教師が現場の問題をかかえているので、その研究に何等かの場を与えるのが好ましいのではないか、そのような意味で現職教育をやるのはどうかということである。
- これについてはもう少し広く考えてもらいたい。現場に出て問題に直面したから、それを研究するという姿勢ではなくて、一人の教師としての教師像を完成するための生涯教育の場を提供するという趣旨でなければ理念的に不満である。それには、どの大学にもそのような場があって、新構想の大学もその一つ

であるということではなくてはならないと思う。

概ね以上のような意見交換が行われた。

3. 教育実習の問題について

このことについて、次のような意見交換があった。

- 教育実習については、近年教員免許を取得しようとするものが激増し、その場としての実習校に困っている現状があり、また、その中には教師の職につかないものも随分多くいるということである。
- 教育実習の問題については、第2常置委員会ではどの程度に論議されているのであろうか。
- 第2常置の方では、この問題については別に深く議論されているわけではない。前回の委員会で話題になったが、その結論として当委員会に諮ってはということで、第2常置委員長より今回申し出られたものだと思う。
- 教育実習については、現場でも工夫して教育関心を高めるような方法を考えることが必要ではないか。そうすれば、たとえ教師にならないものがあったとしても、大きな意味をもつのではないか。
- 教育実習というものが、果して教師になる以前に必ずやらなければならないものであるのかどうか。教員に就職したあとでもよいというような方法も考えられるのではないか。
- 教育実習については、各大学について現状の実態を調査する必要があるかもしれない。

以上のような意見が交されたのち、委員長より、教育実習の問題についてはもう少し具体的なことを第2常置委員長とも話し合ったうえで

今後の作業の進め方を決めていくことにしたい、と述べられた。

以上で本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和51年11月10日(水) 10:00~13:00

場所 学士会分館3号室

出席者 飯島委員長

加藤、広根、久保、福井、若槻、岳中各委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、次のような挨拶と提案が述べられた。

前回(9月11日)の委員会で教養課程の検討問題については、しばらくフリーターキングを重ねながら、その中でやや具体的な作業の進め方を協議していきたいということであったが、本日も基本的にはフリーターキングをしながら問題点をまとめてゆきたい。なお、東京大学の久保彰治教授に教員委員をお願いしたところ早速ご出席いただいたのでご紹介する。

それからとくに異議がなければ、専門委員として文科系から広島大学の式部久教授(哲学)、理科系から同じく広島大学佐久間元敬教授(数学)にそれぞれ依頼したい。以上の提案について異議なく了承された。

議 事

1. 当面検討すべき問題点について

まず初めに、加藤委員より参考資料として、岩手大学「人文社会科学部の創設について」の配付があり、これについて概略の説明があった。

これに対して、概ね次のような質疑と意見交換が行われた。

- 人文社会科学部の卒業者の学士号は何学士になるのか。
- 教養学士ということになる。
- 自然科学の方の内容はどのようになるのか。
- 組織の方から考えると、この学部には自然科学、語学、保健、体育の教科目はふくまれている。
- コースの専門共通とはどういうことなのか。
- 地域文化の学生にも社会科学の学生にも科学論とか、基礎自然科学とかを共通に教育し、接合と総合化の方向づけをするものである。
- 縦割ということであれば専門共通、共通科目は4年間に履修すればよいのであろうか。
- 専門共通、共通科目は、人文社会科学部についてのものであって教養部のものではない。つまり変型縦割型であって完全な縦割ではない。
- 学籍についてはどのようになるのか。
- 一年から入学した学部へ属するという考え方である。
- 一般教育はここでやるのか。
- 一般教育について、農学部も工学部もこの学部でやるといういままでの教養部と運営面では変りはない。
- 将来、人文学部、社会学部、自然科学部ができることになるのか。
- 自然科学については次の段階として総合科学部とするか、もしくは理医の学部とするかは現在二通りの考えが半々にあって、まだ最終的には定まっていない。
- 将来、自然科学は理学部に籍を置いてここに入るのか。
- その時は教養課程の担当をどこにするかの問題が出てくる。構想としては総合科学部を考えており、そこで専門も養成し、全学の一般教育も担当するとの考えもあるが予測できない。
- 分化すると、また教養部問題が出てくる。
- 広島大学の総合科学部の場合、工学部入学者は工学部に学籍があるのか。
- 学籍自体は理、工学部にある。コースは学部により変形しており、1年から専門科目もある。問題は学生補導の問題であるが、これについてははっきりしない面がある。
またこの問題については、学生経費の問題などが絡むこともあって、総合科学部長が責任をもって学部相互の連絡をとりながら処理を進めている。
- 地方の新制大学で人文社会科学がない所に教養部をこのように改組することは地域性メリットがあるが、人文社会科学部卒業の教養学士の社会的な受入れの問題についてはどのような見通しがあるか。
- たとえば、東京大学の教養学部卒の教養学士は社会的にかなり定着したようである。
- よい面で定着すれば結構であるが、結果如何では問題がある。
- 芸術大学は極めて特殊であって、はじめから身分もカリキュラムも完全な縦割制である。
- このような制度を一般大学で行おうとすれば、専門が優先されて一般教育がおろそかにされる心配がある。
- 大阪大学の言語文化部では一応縦割であるが、前期の2年は教養部で身分の方も教養部ということである。カリキュラムの方では専門科目を1～2年次におろしているが、身分

が教養部であるというところでじっくりいかない面がある。教養部自身をどうするかという問題もあり、いっそう分属してしまえばすっきりするのであるが、それでは学部不満があり、うまくいかない。

- 熊本大学では旧制高校が母体であって、どう改革してゆけばよいのか迷っているのが実情で、中には文学部・法学部を一緒にした総合科学部というような総合の考えがあり、また、一方では教養学部という意見もある。しかし、この名称については教養学というものが果して存在するのかわからない、ということから基礎科学ということで議論がなされている。
- 山形大学では全く古典的な考えで、教養部制というものを非常に強く固執しているのが現状である。しかし、ここで問題はやはり、格差の問題、教官数の問題がある。現在は教養部の枠の中で解決の方向を探っているが、なかなかむずかしい。
- 教養部的な考えとか、岩手大方式、広島大方式といった総合的な考え、その他教養部の制度の改革にはいろいろな構想があると思うが、文部省はこれに行政的に厚薄をつけてもらっては困る。形態は各大学の個性、伝統との関係があり、またそれぞれメリット、デメリットがある。その処置はその大学の問題である。
- この委員会で今後やるべきことは何かということであるが、第一に、47年に今西委員長のとき教養部の実態調査を行い、教養部が貧しい悪条件に置かれている結果がでていた。今回やるとすれば一般実情調査というよりも、各大学がどういう方向で一般教育教養問題を考えているかということを事例的・研究

的に集めて整理するというのも一つの考え方である。第二に、国大協の委員会で教養の一般教育はこういう方向にあるべきだということは出来ないまでも、ある共通する諸条件の問題をとらえてこれを究明していくことは考えられる。第三には、制度上の問題とは別に現在問題になっている、たとえば総合コース、語学コース、体育コースの現状と問題点、あるいは、科学教育の問題等を調査検討する。以上のようなことが考えられるのではないか。

- そのとおりだと思う。教養部問題については統一することはむずかしい。各大学のプロジェクトが違う。共通問題はあるが分極した意見がある。その参考になる資料ができるとうい。
- 文部省も教養部のあり方については確たる方針もなく処理に困っているようである。
- 講座制と学科目制との間に、予算基準に大きな差があることが問題であって、いまのままでも予算面の問題が解決できれば一応よいのではないかという考えもある。
- 広島大学の総合科学部のようなものを全国で実施するとなると、予算面でも莫大なものとなり不可能なことであると思う。
- 最小限度のものとして、学科目制の予算基準を修士講座並とし、また非実験、実験という考え方を整理してもらって、この格差を縮めるということは話の仕方によっては実現も可能ではないかと思う。
- 現在では必要のために何かをせざるを得ないという状態にあって、各大学で可能な方法をとっているようであるが、つまりこれは必要悪ともいえる。
- 分属の問題であるが、大きな大学では語学

などは大きな勢力であるので、たとえば文学部に属するという事になれば文学部は承知しない。結局数の問題で困難な壁につきあたることになる。

- 教養部という制度は外国ではどのようなであろうか。
- たとえば、ハーバード大学などでは教養部的なコースあるいは組織があって、一年間位は一般教育をやる。ただ日本で出来ているようなかたちのものではない。
- ゼネラル・アーツ・アンド・サイエンスという思想があって、ところが、これを考えてみると、ヨーロッパの大学の歴史の中でのリベラル・アーツ・アンド・サイエンスは近代の大学では文学部・理学部ということになる。ドイツ系のヨーロッパの大学ではリベラル・アーツ・アンド・サイエンスというようなものを大学の中で予備的な課程として置く考えはないようである。アメリカのものはカレッジから発足してむしろゼネラル・アーツ・アンド・サイエンス的なカレッジが一般的になって、そうしてヨーロッパと共通な関係で大学院にウェイトを置くようになった。このようなことで、少し学部という概念が異質のもののようにあり、戦後日本の大学というものが旧制高等学校を包摂したという条件の違いはある。
- 大講座制に対しても一部抵抗反応があったのであるが、この問題点というのは大学がどう受けとめて、どう運営するかということに随分影響があると思う。
- 大学の規模についてはあまり大きくなって困るが、特殊の大学を除いてはあまり小さ過ぎて学問的エネルギーに欠けるおそれもある。文部省は何か改

組すれば直ぐ学生数をそれにつけてくる。そのために直接一般教育にしろよせがきて困るという実情がある。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のとおり述べられた。

各大学で問題をどう処理されているかという点を整理したうえで久保委員とも相談して、やや問題を具体的に検討し、今後の委員会に諮ってゆきたい。そういうプランを作って検討を進め、予算要望等については単発的にでもまとめたい。なお、一度文部省大学局の関係者を呼んで話し合いもしたい。

大学格差問題特別委員会議事要録

日 時 昭和51年11月16日(火) 16:00~18:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

渡辺, 畑, 太田, 久保村, 北村, 豊田, 桜場, 芦田各委員
白田専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より福岡専門委員が埼玉大学事務局長より金沢大学事務局長に転任され専門委員を辞任されたので、その後任として鎌田埼玉大学事務局長に委嘱したいが如何かと諮られ、承認された。

議 事 議

1. 格差是正に関する中間報告のその後のことについて

初めに委員長より、本日はその後の経過報告と今後どのようにしてゆけばよいか、についてご意見を伺いたいと思ってお集り頂いた、と述べられたのち、次のような経過報告があった。

去る6月7日の委員会において、本委員会が

昨年まとめた「格差是正に関する報告書」(案)を、アンケート結果に基づいて修正のうえ「中間報告」として発表する方針が決定された。それで、同月9日に小委員会を開いて原案の修正作業を行い、同月21日の委員会でこれを審議決定し、理事会に諮って承認を得て6月総会に報告した。なお、これは「中間報告」であるので部外には公表しない方針とした。その後10月に下沢、福岡専門委員と3人で文部省に行き、佐野大学局長、大崎高等教育計画課長、宮地会計課長等に会見し、「中間報告」を渡して趣旨説明をした。その際、この中間報告はまだ国大協としての報告ではなく、格差問題特別委員会段階の報告であることを補足説明しておいた。

その際の文部省側の反応は、大学局長の方は、趣旨はよくわかるが、「格差是正」という言葉は響きがよくないので、何かほかに適当な表現はないかという意見であり、また会計課長の方は、限られた枠内予算で操作せねばならないので、いわゆる新設大学の条件をよくすれば当然旧設大学は現在より引下げることにならざるをえない。それでも国大協としてはよいのであろうか、国大協全体の同意が得られるような案にしてもらいたいという意見であった。この会を終えての感想としては、この格差是正の問題は一挙に解決されるものではなく、辛抱強くを進めていかねばならない問題であるとの感を深めた。たしかに、文部省が指摘するように、いわゆる旧設大学すなわち旧帝国大学との調和を考えて是正するように努力しなければならない。このことは去る6月7日の委員会の際にも、あるべき格差はこれを認めた上での新設大学の充実を考え、旧設大学側を説得出来るものでなくてはならないということであった。

また、旧帝大の中には大学間の格差はあるの

が当然であるという意見もあり、これらの点を十分検討しないと報告の内容がはっきりしないことになる。

いずれにしても、この問題をもっとよく詰めて検討せねば最終的な成案としてはとまらないのではなからうか。

なお、今回のアンケート調査のときの意見として、①大学院問題にふれていない、②国際的視野の検討がなされていない、というような指摘があった。これらの点は最終的な案を作るとなれば当然検討しなければならないと思われる。しかし、当面この委員会としては、各大学にどのような格差があるか、その是正方法としてどのような方法が考えられるか、という問題をよく詰めていく必要があると思われる。なお、明日の総会を控えて、本委員会としてとくに説明を要することなどがあれば、ご意見を伺いたい。

概ね以上のような報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 大学格差問題は、結局は大学院設置問題に帰着する。先日(11月9日)文部省で大学院問題懇談会(第一部会)が開かれ、文部省から各大学団体に対しこれに出席してほしい旨の要請があったので、第1常置委員会から3名の委員が出席した。その席での公・私立大学側の大学院問題についての意見は、もっぱら細かい技術問題に関することであったが、われわれとしては、大学院博士課程の設置を制限することが大学格差問題につながる、という立場から忌憚のない意見を述べた。しかし、懇談会の国立大学関係の委員はほとんど旧帝大系の教授であったためか、博士課程の拡充には消極的で、その理由としてオーバー

ドクターの問題を取上げて慎重論を述べていた。しかし、この考えが進められたのでは格差が益々大きくなるばかりである。それで、国大協としては、格差を一気に解消せよといっているのではなく、徐々に改めてほしいといっているのであり、たとえば博士課程の設置についても全部について要求しているのではなく、実力があり整備されたところから設けてほしいと要求しているのである、という意見を強く主張した。

- 格差問題については、いろいろの面から取組まねばならぬと思うが、一番大きな面はやはり博士課程を設けることである。これが可能になれば格差は随分除去されると思う。しかし、旧設大学と新設大学とを同じにすべきだというのは無理であり、そこまで主張しているのではない。この大学院問題については、第1常置で検討されているようであるからその結論を期待することにしたい。それから、格差是正は出来るところからなすべきであるという意見もあるが、今回、文部省との折衝では何か話題にはならなかったのであらうか。
- 文部省側は、格差是正の趣旨はわかるが、他大学の足を引っぱるようなものであってはならないということであった。大学院問題懇談会では教育学部系の格差問題については何が話題になったのであろうか。
- 大学院問題懇談会の席上で、須田委員より教育学部の修士課程について、他の学部においては修士が設置されているのに何故教育学部には設けられないのかという意見が述べられ、またこの問題をも含めた第1常置委員会の要望文書を渡した。その文書の要望内容は概略次のとおりである。

- ① 博士課程大学院に関する従来の方針を再検討し、条件の整ったものにはできる限りこれを設置するようにし、現在各大学が構想している諸構想に対しては、できうる限り援助し、適切な指導助成の措置を講ずること。
- ② 修士課程大学院に対しては、その設置基準にみあう本来の研究教育の機能が果し得られるよう諸条件を整備し、人的ならびに物的の両面においてその内容を充実せしめるよう格段の努力をそそぐこと。
- ③ 教員養成系修士課程については、他の分野に比して著しく遅れている現状にかんがみ、これに格段の配慮をすること。
- ④ 大学院問題についての検討の作業を進めてゆく過程において、新設大学の意見が十分に反映できるような何等かの措置を考慮されたこと。

概ね、以上のような要望をした。

- 大学院問題懇談会第一部会において、伊藤座長より、大学院の設置方針について、次のような内容のことが報告された。

大学院の設置方針として、修士課程については、条件の整備されたものにはすべて設置する方針である。また、高度の専門職業人の養成を目的とするものも設置していく。博士課程については、研究者の需給関係の現状からみてオーバードクターの問題を含めて、現在の状況を変えてまで積極的にふやす必要はない。従って、新設に対しては慎重な態度をとる。新たに設置するものは、独自の特色をもつものに限られることになる。ただ、旧設大学と新設大学との間に大学院学生の受入れについて、調整が行われておらず、ひずみがあるので新たに調整システムをつくる要がある。他大学の修士に対しても門戸を広く開く

原則をつくり、これを受入れる必要がある。設置認可に当っては、将来の水準の維持向上の可能性をよくみて、これを行うべきである。

なお、第一部会における議題及びその審議状況について、概ね次のような報告があった。

議題としては、①今後の大学院の果すべき役割について、②今後の大学院の設置認可の方針について、③大学設置後の水準の維持向上を図るために必要な措置について、④その他大学院の充実整備のために必要な措置について、などが挙げられており、その審議状況については、これまで9回にわたって会議を開き、「専門分野別に大学院の果すべき役割」と「設置方針」の二点について検討してきたが、未だ統一した結論はえていない。また、「設置後の水準の維持向上のための措置」と「充実整備のための措置について」は、まだ議論していない。これは今後の問題である。

大体以上のような報告があった。

- 大学院問題懇談会というのがよくわからないが設立の由来は何か。
- 本年3月に、高等教育懇談会から、今後10年間のわが国の高等教育の拡充整備に関する基本方針についての報告がだされたが、その中では大学院問題については一切ふれられていない。そうして、大学院問題については別に大学院問題懇談会を設け、その審議をまって結論をだすということになっており、そのような経緯からこの大学院問題懇談会が設けられたわけである。
- 聞くところによると、来年の3月頃までにこの懇談会で中間報告がだされるということで、その前に国大協の意見を述べておこうということになり、第1常置委員会ではとりあ

えず緊急を要する点について、その意見をまとめて提出したということである。なお、第1常置委員会としては大学院問題を究明するため、各大学における大学院構想についてアンケートをし、それを基に検討を続けている。

- 旧設大学、新設大学というように区別するのでなく、わが国の大学全体のレベル・アップということで考えてもらいたい。格差是正問題が新設大学の水平化運動のように受けとめられては遺憾である。
- 特別教育研究経費とか施設費、設備費というようなものをより多く新設大学の方へ配分してもらうことが当面の問題だと思う。
- 教育系学部の場合、学内でも差別されて予算要求が通らないという現状があるので、これを改める必要がある。教育系大学・学部の修士課程設置については教大協で毎年要望している。
- 連合大学院構想、総合大学院構想についても、やはりメリット、デメリットはあるから、デメリットをカバー出来るような要求を国大協はすべきであろう。
- 第1常置委員会がこのたび懇談会へ手渡した意見書の中では、博士課程については今後更に検討して別の機会に譲るということであったが、懇談会の様子では、このたびだされるものが、中間報告ではなく最終的にまとまった報告書になるような気配も感じられるので、第1常置では出来るだけ早いうちにまとまった意見書を提出すべきである。
- 格差是正のための基本方針として、大学院問題懇談会が考えている「博士課程の新設に対しては慎重な態度をとる」という方針を決めさせないようにする必要がある。それで、

総会の席上で、第1常置より大学院問題について報告が述べられた際に、格差問題特別委員会としても、これと同感である旨を述べることにしたい。

- この委員会の名称（大学格差問題特別委員会）を今更迭する必要はないと思うが、あまりふさわしくないように思われる。「大学格差是正」というと大学内部の水平化運動のような印象を与える。そこで、現在の「中間報告」を最終報告書にまとめるに当たっては、その内容は、格差是正というよりも、いわゆる新設大学の整備ということにして、旧設大学から反対されないような表現でゆくべきである。
- 博士課程設置の問題を、これだけあれば足りるというような数量的な観点からだけの発想で考えられては困る。大学全体をみて、ここだけはのばさなければならないというところはのばすということではなければならない。その姿勢が問題である。
- 旧設とか新設とかいうことなしに、国大協全体が格差是正の問題に取り組んでいくのだという意味で、会長なり、副会長なりにもご意見を伺っておくのがよいのではないか。
- それでは、そのことについて、次回までに委員長から会長・副会長の意見を伺っておくことにしたい。

概ね以上のような意見交換があったのち、今回は第1常置委員会における大学院問題検討の進展状況と会長・副会長の意見を伺うことなどの都合により、追って開催日時を通知することにし、「本報告書」の作成については時間をかけて検討することとした。

医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和51年11月16日(火) 13:00~16:00

場所 学士会分館7号室

出席者 北村委員長

加藤(代:栗冠), 勝木, 豊田, 武谷各委員
尾島専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、医学系大学院の修士課程設置についての問題と、共通一次入試の実施が今回の総会で決定された場合の、医学系の各大学の第二次試験のあり方について協議いたしたい。後者の問題については、第二次試験が極端にばらばらのやり方で行われることになっても困るし、他方、高等学校ではそのような第二次試験には対応の準備のたてようがないという意見がでているので、結論がでるでないとは別に医学系大学の第二次試験についての議論だけはしておきたい。

議事

1. 医学系大学院の修士課程設置について

初めに委員長から次のとおり述べられた。

文部省において、医学に関する教育を行う修士課程を置くことができるものとする、という前向きな見解が最近だされた。ところでこれに関連して、外国の医科大学を卒業した学生に、医学に関する修士教育をわが国でやってもらいたいという問題がでてきたということがある。これについて、まず勝木委員から説明を伺うことにしたい。

これについて、勝木委員より次のとおり説明があった。

この問題には二つのことがある。その一つは、東京医科歯科大学の歯学部の方に、南米および東南アジアから歯科の研究生がきており、その研究期間は1～2年である。したがって博士号は与えられないので、各講座の教授名義で修了証明をだしている。しかし、これでは帰国後に公の証明として認められない。ところが欧米諸国の大学ではこのような場合にマスターの学位をだしている。そこで、日本でも修士の学位をだしてもらいたいという再三の要望があるので、検討しているところであった。

もう一つは、このことと前後してイランから、イランの医学部を卒業した学生に、欧米諸国でやっているように2年間の医学教育を施してもらって、それにマスターあるいはドクターの学位を与えてほしいという話がでてきた。

この修士の学位授与のことについて、当初文部省では消極的であった。ところが、他方で同様の話が文部省にもあったということで、近くそのことについての視察団が3週間の予定でイラン、イラクおよびエジプトの3カ国に行くことになったということである。以上のような情況になっている。

なお、これに関連することで、大学設置審議会は医学に関する修士課程を置くことができるという方向を打出してきた。しかし、これは医学部以外の卒業生を対象とするものであるということである。

ついで委員長から、次のように補足説明があった。

これには二つの問題がある。その一つは、国内の医学部以外の学部卒業生、極端には文科系

の卒業生も心理学から精神科系列に入ってくる可能性がある。その場合に、一番むずかしい問題としては、これらの者に対する修士課程2年間のカリキュラムの問題がある。可能性としては理学部、工学部、文学部の卒業生が入ってくることが考えられる。そうなった場合に、それらに対応するカリキュラムは複雑な対応を示さなければならなくなり、具体的にはどのようなカリキュラムの組みかたにするかということがある。これについて、文部省としてはこれから対応の仕方を検討するということであった。

その二は、外国人学生もこの中に組込むか、それとも別枠に専門課程的なものを設けるとして、各大学の申請をまつということにするのか、いまの時点ではまだ結論がでていないようである。話し合いの過程では特別の扱いを考慮するような感触を受けた。そこで、国大協としてはこの問題にどのように対応していくかということになる。

以上の説明と提言に関し、次のような意見が交された。

- この修士課程は、国内の方は医師でないものを対象にするが、外国人の方は医師を対象にするのであるから、同じ修士課程といってもカリキュラムはおのずから違ってくる。
- そのように異なるカリキュラムにならざるをえないが、これについて国大協として意見の一致があつて、外国人は国内の場合とは分離して受入れるということになるかどうかである。
- 外国人の場合も、医学部卒業後の臨床研修であるのか、あるいは日本の大学院に相当する研究者養成の研究を目的とするのか、によって異なってくる。このことは、この委員会

でも修士課程は臨床研修とは切り放すべきだ
という結論になっていた。

- こういうように問題が具体化してくれば、
放置しておくことができない情勢にある。問
題はマスターの称号を与えてほしいという
ところにある。
- この外国人の場合、2年間の研修というこ
とであれば修士のほかにはない。ところが日
本の修士課程は、教育の目的も内容も、この
外国人が希望するものとは全く異なってい
る。
- 仮に、文部省が外国人のための修士課程の
カリキュラムをつくったとしても、自国にな
いものを外国人のために置くということにな
って、大学としてはおかしなことになる。
- たとえば、修士課程の中に医師専攻とそう
でない専攻を置くことができれば、この問題
も受入れることはできる。そうして、その場
合は全く異なる教育をすることになる。
- この医学修士を終了した者はどのような方
面へ就職が考えられているのであろうか。
- それにはいろいろの問題があつて、まだ未
解決になっている。全体の医学・医療体系の
中で、医学修士の位置づけをどうするかにつ
いて十分検討したうえでないと、具体化の段
階に進むべきではないと思う。カリキュラム
の編成はその次の問題であらう。
- 全体的な医学・医療体系の中でもっとも整
備が逼迫した状況にあるのは医療短大の教師
の組織である。たとえば、リハビリテーショ
ン等の従来の各種学校が専修学校に格上げに
なり、学校教育法が適用されることになった
ので、内容的にもレベルアップになる。そう
なれば専任教官が必要になることは事実であ
る。

○ そのような新たな職域がふえていることは
事実であるが、果してそれが日本の医学教育
の中でよしとなるかどうかは問題である。現
在ですら基礎医学の危機が叫ばれているの
に、更にそれに拍車をかけることになるおそ
れがある。

- そのような観点から、医学系の大学は医学
修士の具体化には反対ないしは消極的という
ことであらう。
- それにしても、国大協としては、修士課程
については積極的かつ具体的にその内容を検
討することとする、ということになっていた
ので、考え方だけはまとめておかなければなら
ないであらう。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、
委員長からこの問題に対する今後の対応につ
いて次のような提言があり、これを了承した。

医学の修士課程に関する問題は、国内の場合
と国外の場合の二つの問題がある。外国人の場
合は方向としては修士課程を置く方向で考えな
なければならないが、臨床の専攻を置くことが
できるかどうかの問題があり、したがって、これ
については視察団の帰国をまって、外国の情況
をよく知ったうえで検討することにする。国内
の修士課程についてもその際に対応策を考える
こととする。

2. 共通一次入試について

初めに委員長から次のことが述べられた。

明日の総会でおそらく共通一次入試の実施が
決定されると思うが、そうなれば、第二次試験
の具体的方針を来年の夏頃までに早急に決めな
ければならなくなる。ところで、これには各大学
・学部ともそれぞればらばらの構想が練られ

ているのが実情である。共通一次を「足切り」に利用するのはよいが、受験生は共通一次入試受験出願の際二つの大学を志望することができるので、これに関する通知や連絡等にはきびしい秘密が保持されなければ甚だ具合のわるいことが起きることになる。

次に、一方の大学の二次試験は口述だけ、他方の大学は従来どおりの学力試験を行うというように、両極端に分かれた内容の二次試験が行われることになれば、高等学校としては受験の指針が立たなくなるということである。このように、いろいろな問題があるので、全国の医学系の大学・学部は第二次試験のあり方について話合うべきであるという強い意見がある。この問題についてこの委員会はどのように対応すべきかご協議を願いたい。

これに関して次のような意見が交された。

- そのことについて国大協が指示するわけにはいかない。医学部長会議あたりで取上げるべき性質の問題である。
- 指示することはできないが、そうかといって同じ国立大学でありながらあまりにばらばらであっても困るので、ある程度の共通したことがあるべきではなからうか。
- 国立大学の医学部がいかなる人材を選ぶかという方針を決めれば、各医科大学・医学部はその方針に則って口述試験あるいは筆記試験またはその併合試験の方法をとってもよいと思う。かならずしも国立大学の医学部が統一される必要はないであろう。
- たしかに大学自治の原則はあるが、共通一次の実施が受験生の負担軽減ということに主たる目的があるとすれば、それを各大学が大学自治の名のもとに、従来通りの試験を行う

ということになれば共通一次の主目的は崩壊することになる。

- 共通一次で学力を判定し、第二次試験で適性を判定するという趣旨であるが、その適性を見出だすにはいかなる試験の内容、方法であれば適性の判定ができるかについて十分な資料も知識もないので、国大協が各大学に資料を提供するという事は考えられないであろうか。
- そのことに関して、尾島専門委員の方の委員会で検討が進められているということであるが、結論がだされるのはいつ頃にならうか。
- 今年12月までに第一次の中間報告として基本方針をだすにとどめる。

次に、委員の任期のことがあるので、来年度のすることについては責任をもって答えることはできないが、12月の運営委員会でこの委員会（日本医学教育学会選抜検討委員会）は、来年も継続することが決定されることにならう。そうなれば、次の作業は具体的な適性の検査法ということが課題にならう。その結論が来年6月までにできることを期待することは無理としても、次の任期の初年度には第一次の中間報告がでて、54年度共通一次実施の前までにはある程度のまとめができることにならう。
- それでは間に合わないことになる。共通一次入試が54年度から実施ということになると、各国立大学としては来年の夏までには第二次試験の方針を決め、公表するという事である。したがって、その前にはある程度の方角がでないと役に立たない。せっかくの試みであるから審議の促進をお願いしたい。
- だされようとしている適性検査についての

報告は、日本医学教育学会選抜検討委員会の見解にすぎないので何等の強制力もなく、また国大協の要請があってやっているのでもない。ただ、一応の方向づけのための叩き台を提供するという意味のものである。しかも、この報告は、国立だけでなく公・私立も押しなべて医学教育の最初の選抜は斯くあることが望ましいということになるのである。

- 国大協の側としては、ことに医学教育に関しては適性選抜の方法・内容についての知識が十分でないので、この際、医学教育学会の報告を期待し頼りにしているのである。したがって、その報告がでたら、この特別委員会はそれをふまえて来年春の総会において、適性選抜にはこのような方法があるということ報告したいのである。
- それ程まで国大協が頼りにしておられるのであれば、その趣旨を日本医学教育学会の運営委員会に伝え審議を早めることにしたい。
- 国大協は、第二次試験のやり方を強制することはできない。これは各大学の自治に委ねなければならない。しかし、医師に適性な人材を選ぶということは、言うはやすいが、実行となると確かな経験があるわけでもないし、極めてむずかしいことである。そこで、適性選抜の具体性についての見解を求め、それを理事会に報告し了承をえて、総会に報告するところまではいくべきだと思う。
- それにしても、明日の総会で共通一次の実施が決定され、それによって各大学が来年夏までに第二次試験の方針を決めるということは、拙速に走るのではなからうか。もう一つは、来年度に10万人を対象に実地研究をやることになっているが、その結果をみずに実施を決めることは時期尚早の感がある。こま

でくれば共通一次がらみの問題の重点も第二次試験のあり方にかかっている。第二次試験がお座なりにでなく、慎重に行われなければ共通一次の趣旨も達成されなくなる。

- しかし他方で、国大協は共通一次をやるとはいつているが、いつからやるのかははっきりしない、というように、国大協の責任に対する批判があることも無視することができない状況にある。

概ね以上のような意見が交されたのち、尾島専門委員が明年1月中旬までに数種の第二次試験の試案というようなものをまとめて委員長に連絡することになり、委員長はそれを議案に委員会を招集して審議に付し、承認がえられればそれを理事会に報告し了解をえうえて、拘束力なき第二次試験のための指針として各大学に送付することになった。

入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和51年11月4日(木) 13:00~15:00

場所 学士会分館8号室

出席者 岡本委員長

加藤、若槻各副委員長

帷子、市古、湊、小野、川村、桜場、丸井、三上、永田、増尾、細川、片山、円藤、岳中、蟹江各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

国立大学共通第一次試験の実施については、去る6月開催の第58回総会において、来る11月総会で結論を出すということになったので、本日はそのことに関してこれからご協議をお願いしたい。なお、その前に前回(7月29日)以後の経過について概略ご報告したい。

去る6月開催の第58回総会において、“国立

大学協会は共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する”という「大学入試改善に関する意見」が承認され、当協会としては、引続いて国立大学共通第一次試験を実施するについての種々の問題を文部省とも協議し、検討を進めてきた。これらの種々の問題のうち、共通第一次試験に関する昭和52年度概算要求の内容については、これを去る8月20日付文書をもって各大学にご報告した。また、その他の残された種々の重要な問題については、本委員会および実施方法等調査専門委員会等において検討を行うとともに、52年度概算要求に係る重要な問題については、当協会関係者と文部省幹部とが直接連絡協議し、事務的、技術的問題については国立大学入試改善調査施設が文部省と具体的協議を行い、それらの結果を「国立大学入試改善調査研究における残された問題の検討について」としてまとめ、これを去る10月1日付文書をもって各大学長宛に送付し、各大学が共通第一次試験に関し学内意見の集約を図る上の参考に供した。

概ね以上のような経過を経て今日に至ったわけであるが、本日は、以上のような経過をふまえ、来る11月総会において共通第一次試験の実施に関し国大協としての意見をどのように集約したらよいか、また共通第一次試験の実施に関し文部省に対してどのような要望をしたらよいかについて審議し、その結論を本日このあと開かれる理事会に報告して、総会に臨む準備をしたいと考えている。共通第一次試験の実施に関しては、総会当日の各学長の意見を徴して最終的意見を決定することになるが、現在までに調査研究してきた事項もあるので、それをここでご披露し、それに基づいて本委員会としての意見集約を行いたいと思う次第である。なお、こ

れまでの経過の詳細については、入試改善調査施設の湊施設長、田保橋総主幹よりご報告願うことにする。

以上の挨拶ののち前回（7月29日）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議 事

I 経過報告

田保橋入試改善調査施設総主幹より、前回の委員会以後の経過に関し以下の事項につき報告があった。

(1) 会議関係

7. 29 第3回連絡協議会（52年度概算要求内容承認）
7. 31 実施方法等調査(小)・各科目別研究・コンピューター各専門委員会合同会議(試験問題実地研究出題問題の検討)
9. 22 実施方法等調査専門委員会（共通第一次試験の実施時期等について討議）
9. 22 実施方法等調査専門委員会(小)・各試験実施委員会委員長合同会議（試験問題実地研究の実施打合せ）
9. 28 コンピューター専門委員会（実地研究試験問題の採点基準検討）
10. 10~11 実施方法等調査専門委員会(小)（科目別研究専門委員会の構成、高校側の意見反映方法等について討議）
10. 23~ 共通第一次試験に関する高校側への説明会（全国7地区、現在進行中）

(2) その他の団体との接触

8. 26 7大学入学主幹連絡会議

- 9. 20~22 私立大学連盟大学問題研究集会
- 10. 21~22 全国普通科高校長理事会
- 10. 27 国立大学入試担当者研究協議会
- 10. 27 全国高校長協会との懇談

(3) 実施方法等調査専門委員会の開催

去る9月22日に開催され、共通第一次試験の実施時期等6点の審議事項について協議した。詳細は別紙議事要録を参照されたい。

(4) 国立大学共通第一次試験実施に関する意見の学内集約について(依頼)

共通第一次試験に関する残された問題についての、その後の検討結果を盛り込んだ資料を作成し、10月1日付をもって各国立大学長宛に送付した。

(5) 試験問題実地研究の実施

10月10日、11日の両日にわたり全国48国立大学を試験場として実施した。受験申込者数11,690人(920高校より応募)。最終欠席率20.36%。現在採点集計中で12月30日までに各大学に成績通知をする予定である。

(6) 高校側の意見反映方法について

高校側から要望がある「共通第一次試験に対する高校側の意見反映」のことについて、去る10月10日(実地研究実施当日)実施方法等調査専門委員会小委員会で討議され、共通第一次試験の運営に関する問題については入試センターの機構の中に連絡協議の場を設けること、また試験問題に関しては、科目別研究協議会をチャンネルとして高校側の意見を聴取すること、それと並行してモニター制を採用することなどが検討された。

(7) 共通第一次試験に関する説明会での高校側からの意見、要望

共通第一次試験に関する高校側に対する説明会は目下進行中であるが、既に終了した九州地区(10・23)、北海道地区(10.29)での席上で高校側から提出された主な意見、要望は以下のとおりである。

- 第二次試験の内容公表を早くしてほしい。
- 足切りをされた場合、他大学への再出願を考慮してほしい。
- 第二次試験の併願を考慮してほしい。
- 公・私立大学は共通第一次試験にいつから参加するか。
- 試験成績を受験者個人宛にも知らせてほしい。
- 試験科目数は5教科5科目とし、必修の範囲内とすることを厳守してほしい。
- 社会・理科の科目間の難易度の調整を図ってほしい。
- 調査書を活用してほしい。
- 推薦入学の枠を拡大してほしい。
- 「第二次試験のガイドライン」の拘束力について。
- 第二次試験の基準について。
- 外国語の聴解力テストは困難な条件があるが実施するのか。

以上7項目に関し報告が行われ、これに関し次のような質疑応答があった。

- 国立短期大学協会から、国立短大として共通一次をどう取扱うかという議題が出ている。国立短大の大部分は夜間部なので共通一次を利用できないが、昼間部の医療技術短大ではこれを利用したい意向があるようである。

- 今後の検討課題としたい。
- 試験教科・科目を5教科5科目にしてほしいというのは高校長会からの意見か。
- この問題はいま始まった問題ではない。現行でも5教科5科目の場合がある。共通一次で6～7科目を課することについては議論がある。
- 昨年の入試改善調査研究報告書についてのアンケート調査の結果では、大学側は試験科目数について7科目賛成が9割程度あった。大学側としては、共通一次が高校での学習の達成度をみるという趣旨を受入れているようである。
- 国語を2科目に数えると5教科6科目になるのではないか。
- 5教科5科目というのは理科・社会それぞれ1科目出題という意味である。
- 推薦入学の場合は共通一次はカットするか。
- その点はまだ詰めていない。文部省の入試改善会議で論議している。推薦入学というのは本来は無試験が原則だが、共通一次が実施される段階でどうなるか。文部省で検討するものと思うが、当方としても検討したい。概ね以上のような質疑応答があって経過報告を終った。

II 協議事項

1. 共通第一次試験実施に関する意見の集約について

このことについて湊委員（入試改善調査施設長）より次のとおり説明があった。

来る11月総会で、共通第一次試験に関する国大協としての意見集約をすることになるが、これまでの経過をふまえてどのような形のものに

まとめたらよいかの素案を予め検討し、これを理事会に報告して了承を得ておかなければならない。それで、一応叩き台として別紙のような案を用意したのでご検討をお願いしたい。その内容の要点は次のようなことである。

- ① 共通第一次試験は現行の入学選抜方法の改善に役立つ。
- ② 共通第一次試験の実施に当っては、国立大学の入試期一元化（一期・二期の廃止）を建前とする。
- ③ 共通第一次試験の実施時期は、これまで内々といわれていた53年度実施は無理なので54年度以降とするのが適当である。
- ④ 第二次試験の内容検討が急務である。（54年度実施とすれば、52年の夏に各大学の第二次試験の出題科目等を公表しなければならない。）
- ⑤ 54年度実施となると、早急にその実施機構、実施体制の整備を図らなければならない。
- ⑥ 共通第一次試験の実施に関する諸問題については、引続き文部省と連絡協議を行う。

以上のような説明に続いて原案の朗読があり、これについて概ね次のような点に関して意見が交された。

- これまでの経過や共通第一次試験の趣旨をここで改めてくわしく述べる必要があるかどうか。
- 第二次試験の内容をある程度規制する方がよいのか、或いは全く各大学の自主性にまかせる方がよいのか。
- 実施時期をここで具体的に示す必要があるかどうか。

以上のような問題点について論議が交されたのち、指摘のあった意見を含みとして原案を理事会に報告することを了承した。

2. 大学入試全廃推進会議の公開質問状について

このことについて、委員長より次のとおり説明があった。

大学入試全廃推進会議の代表者から別紙「国立大学協会のいわゆる共通テスト構想について」という公開質問状の提出があったが、これの処置をどうしたらよいか。まずこれに回答すべきかどうかの問題がある。

ついで田保橋総主幹より、この「推進会議」の実体と、この質問状の内容の概要について説明があり、これに対する回答案の紹介があった。

これについて若干意見が交されたのち、この問題の処置については委員長に一任することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

実施方法等調査専門委員会 議事要録

日時 昭和51年12月3日(金) 13:30~18:00

場所 国立教育会館第2会議室

出席者 加藤委員長

湊、清水、川村、竹村、丸井、三上、永田、
秋田、細川、上垣内、具島、河原各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のとおり挨拶があった。

既に新聞紙上等でご承知のとおり、去る11月17、18両日開催の国大協総会において、国立大学共通第一次試験について昭和54年度より実施

可能との結論が出されたが、その審議の経緯について概略ご報告したい。総会の第1日の午後に入試改善に関する議案が審議され、湊委員(入試改善調査施設長)よりこの問題についての前総会以後の経過ならびに残された問題の検討結果等についての説明があり、ついでこの共通第一次試験実施についての国大協としての最終意見のまとめに関する討議が行われた。この議事は第2日の午前にも継続され、そこで最終意見の成案が決定された。

この共通第一次試験の実施に関して今度の総会で論議が集中したのは第二次試験のあり方の問題である。各大学が行う第二次試験については、本委員会としては基本的には各大学の自主性に任せる立場をとってきたが、各大学からの要望もあって「第二次試験のガイドライン」を作ってこれを本年3月発表の報告書の中に提示した。今度の総会では、国大協はこのガイドラインに沿って強力に進めるべきであるとの意見がかなりあったが、第二次試験は本来大学が自主的に行うべきものであるとの原則があるのでその点を調整して、総会決定の「意見書」にあるように「第二次試験のあり方について、それぞれ、各大学は早急に自主的検討を進め、当協会においても、この点について連絡調査にあたる」という結論とした。この「連絡調査」というのは、各大学が第二次試験についてどのように考えているかのデータを国大協に寄せてもらい、それを各大学にフィードバックして参考に供するという意味である。

この第二次試験のあり方について長い議論が交されたが、その他の問題としては「予備選抜」の問題、推薦入学との関係等のことが論議された。この推薦入学の問題というのは、推薦入学者の判定に共通第一次試験の成績を利用すべき

か否かという問題であるが、この点は本委員会が規制すべき問題ではなく、各大学が主体的に考えるべきことであるので、このことについては両様の場合がありますというように答えておいた。

以上のようなことで、共通第一次試験の実施については、今度の総会で資料13「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見」のように決定され、昭和54年度大学入学者選抜から実施される見通しとなった。よって、総会終了後この件について文部省に要望すべく会長、両副会長、それと私と湊委員が同道して文部省を訪ね、資料14のような共通第一次試験実施に関する文部大臣宛の要望書を提出し、申入れを行った。これによって共通第一次試験の実施は文部省の手に委ねられることになった。

本日は、以上述べたように第二次試験のあり方について総会で種々議論があったので、この問題についてさらに詰めを行うことを中心議題としてご協議願うことにしているので、よろしくお願ひしたい。

以上の挨拶ののち前回（9月22日）の議事要録の朗読があり、一部修正してこれを承認した。

なお、議事録の内容に関連して田保橋入試改善調査施設総主幹より、次の点について補足説明があった。

① 共通第一次試験の実施時期を検討する際の留意事項の一つとして「高校の課程（とくに社会）の履修状況を勘案し、高校側の意見を十分聴取すること」が挙げられていたが、この件についてはこれまでに、全国高校長協会その他高校側関係者と種々の機会に話し合いを行い、

大体の了解が得られている。

② 各大学が今度の総会までに共通第一次試験についての学内意見を集約するため、その参考に資する「検討資料」を作成送付することにしていたが、これは去る10月1日付で各大学に送付した。

③ 当委員会での今後の検討課題とされている問題の一つである「共通第一次試験問題正解例の公表」のことについては、過般の高校側に対する説明会の際に、前向きに検討するというように答えているのでご了承頂きたい。

ついで本日の配付資料の説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 本年度の实地研究について

過般実施された試験問題实地研究の状況について、田保橋総主幹より以下の配付資料に基づき説明があった。

資料2「昭和51年度实地研究の主な経過」

資料4「科目別平均点一覧」

資料5「科目別度数分布図」

資料6「受験生に対するアンケート調査集計」

資料7「英語聴き取り調査」

なお、関連して、实地研究の実施にたずさわった各大学の試験実施委員会の意見を求めるアンケート、および試験問題の作成に当たった各科目別研究専門委員会から報告を求める事項に関して、資料8および資料9により説明があった。

以上の説明に対して次のような点について意見交換があった。

- 基礎理科の平均点が他の科目より低かったことの原因、およびこのような場合に科目間の難易度の調整を行うことの可否。
- 試験実施委員会へのアンケートに関し、①解答用紙の大きさの適否、試験時間の長短等の質問項目を追加すること、②このアンケートの標題は「報告書の作成」と改めた方がよいこと、③各設問毎に説明文をつけた方がよいこと、などの修正意見。
- 選択問題として出題されている問題において、指示に従わず余分な解答を記した場合の処置。

2. 高校側に対する「共通第一次試験構想説明会」における質疑・要望事項について

去る10月23日より11月13日にかけて全国7地区で開催された共通第一次試験構想に関する高校側に対しての説明会の際、高校側から出された質疑・要望の主なもの（資料3）について次のような検討が行われた。

① 共通第一次試験を冬休み中に実施するならば、出題範囲はどうするか。

このことについて、先程の説明で「共通第一次試験を冬休み中に実施することについて高校長協会等の了承が得られた」との話があったが、どのようなことが了承されたのか、との質問があり、これに対して田保橋総主幹より、「諸般の日程を勘案すると出題範囲を調整した上で冬休み中に実施することは止むを得ない」と了承された、ということである旨回答があった。

なお、この出題範囲の調整は、主として「社会」で、とくに日本史の科目に関する事項であ

り、今後さらにその具体的な詰めを行う必要がある、などのことが話し合われた。

② 一次試験の成績を高校・個人にも通知してほしい。

このことについて、仄聞するところによると「共通第一次試験の正解の発表ならびに平均点、標準偏差等の発表をする」ということのようなのであるがどうなのか、との質問があり、これに対して加藤委員長より、高校側に対する説明会の際には、本人には成績を通知しないことを明言してある。もし共通一次試験の結果について何らかの発表をするとすれば、正解例の公表のことを前向きに検討しようという態度である。この正解例の公表のことは本委員会の今後の検討課題の一つになっているので、本日その方針をはっきりさせたいと思う、と回答があった。

ついでこの問題について、次のような意見交換が行われた。

- この正解例の公表のことは科目別委員会の意見をきく必要があるのではないか。
- 正解例の公表はした方がよいと思う。現在の入試実施要項にも正解例を発表するようにとの指示があるので、入試改善のために行う共通入試の場合には正解例は発表すべきであると思う。
- 正解例発表のことは現在入試実施要項にも記載されている。共通第一次試験実施に当っては、一次試験後受験生が自己判断して第二次試験の出願を決定できるよう配慮することになっているので、正解例を公表する必要があると思う。

なお、そのほかに、採点基準を出してほし

いと要望があるが、これは相当膨大なものになるのでむずかしい。しかし、各設問の配点を示すことは考えられるが、これをどうするか。

- 正解例を公表する場合、どういう手段で公表するかということとの関連がある。場合によっては簡潔なものにしなければならない。
- 正解例の発表はしたいが、設問別の配点を公表することはよいかどうか。
- 配点を公表したとしても、共通第一次試験の成績についての各大学の利用の仕方がまちまちなので、その点問題がある。
- 配点を公表するとして、それを何時知らせるか。試験前か試験後か。
- 各問題の正答率をみるとそれぞれ異なっている。それに基づく配点の調整をするのか。
- 配点については各問題平等という期待感がある。
- むずかしい問題に配点を多くするのは当然である。試験結果によってかさあげする必要はない。
- 最初に配点を予想し、その試験結果をみて配点の調整をすることができるか。
- それは採点集計のスケジュールの点からむずかしい。
- 各問題の得点に非常なアンバランスが出た場合にどうするか。
- 大問別配点を発表してもよいと思う。各問の配点は大体平均したものとみるのが常識である。試験成績をみて、あとで配点を調整するのは問題である。
- 特別な場合はよいが、普通の場合に難問に高得点を与えるのは問題である。共通第一次試験は高校の学習の達成度をみるという建前からすれば、問題別の得点差がない方がよ

い。

- 一つの問題に2題分の内容を取入れることもあり、各問について平均した配点にならない場合もある。
- 配点のことは、もし公表するなら試験問題用紙に刷り込み、何らかの形で知らせるということで、科目別委員会に検討を依頼することにしたい。正解例公表のことは試験後のことであるが、それをどうするかの方向性をここで検討したうえ、科目別委員会の方に申入れたい。
- この問題は科目別委員会で扱う問題というよりもポリシーの問題である。大学入試センターで決めるべき問題と思われる。
- 正解例の公表はポリシーの問題であるが、配点のことは技術的な問題がある。ここで公表が望ましいということを決め、科目別委員会に連絡するが、科目別委員会からどういう意見が出るか。受験生の自己判断に資する点から、高校側では公表を希望している。
- 入試改善調査委員会の調査研究報告書は今度が最後になるので、今の正解例の公表、配点の公表の問題を取入れる必要がある。次に平均点、標準偏差の発表の問題であるが、これを二次試験出願までに間に合わせるのは困難である。大学側には知らせることができるかもしれない。
- 平均点、標準偏差の発表は可能な限り間に合わせたいが、追試を行う関係で時間的にむずかしい点がある。できれば追試の分を除いたものを発表できるよう努力したい。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があった。

正解例は発表することにしたい。配点は大問

別に試験問題用紙に刷り込むことにしたい。各科目別の平均点、標準偏差の発表は時間的問題があるので、入試改善調査施設の方でさらに検討してもらいたい。

③ 志望校を2校記入させるというが、アンケート方式か。

このことについて田保橋総主幹より、これは共通第一次試験受験申込みの際、受験者は入学志望校を2校記入して提出することになっているが、この志望校は確定的なものか或いは単に意向をきく程度のものなのかという問題である、との趣旨説明があり、これについて次のような意見交換が行われた。

- これは受験生が受験校を選択する上の参考に資するため、各大学の応募状況を発表するのであるから、いかげんに書かれたのでは困るので、「止むを得ない場合は変更できる」という程度にする必要があるのではないか。
- 「止むを得ない」ということの判断をどこでするのか。
- それをチェックするのが大変である。
- 大部分は真面目に書くのではないか。
- 大学名だけでなく学部・学科まで書かせる必要がある。
- 一次試験の出願から二次試験実施までは約半年あるので、最初に書いた志望校に拘束するのは無理がある。
- そうなると何のために書かせるのかとの議論となる。
- 共通入試実施の際には入試期が一本化されることになるので、受験生の便宜を考慮して各大学の応募状況を示し、それによって受験生が自己判断して受験校を選択できるよう配慮したわけである。
- 当初は、2校に出願し最終的に1校に絞るということにしていたが、その後それが変わって、一応の志望校を2校書かせてその応募状況を発表し、受験生に選択の便を与えて1校だけに出願させるという方式になった。
- 高校側は進学指導のデータに使いたいので正確なものにしてほしいということである。
- 高校側が一番心配しているのは足切りのことであって、足切りをしない大学を受けさせたいという希望がある。そうなると2校併願ということにもつながってくる。
- 「アンケート」ということの性格をはっきりして、拘束力があるよう表現しないと種々問題が生じてくる。報告書に書かれている「止むを得ない場合は変更することが許される」という表現は削除した方がよいのではないか。
- 志望校を書かせるのはアンケート的なものだということをはっきりさせれば、それなりにすっきりする。
- 何のために志望校2校を書かせるかという趣旨をはっきりさせればよい。
- 受験前に2校記入して提出し、最後にその中の1校に絞らせるのが本来の趣旨だが、そのとおりにやったかどうかの確認をとることはできない。
- アンケートにするか或いは記入した2校の中の1校にするか、そのどちらかに決めた方がよい。「止むを得ない場合は変更することが許される」というのでは具合が悪い。
- 高校側はこのことについて正確なデータが得られることを強く要望している。各大学の応募状況をみて、どこの大学に志望させるかを指導したいので、信憑性のある倍率を知り

たいと希望している。

- 一次試験の受験申込みと二次試験の間は約6カ月あり、その間には自己判断する機会もあり、また一次試験の成績も自己判断するので、最初に書いた志望校を変更する要素はある。それで、「変更することもある」ということにしなければならないが、「止むを得ない場合は……」という表現はなくしたらどうか。
- 受験生の90%以上は正直に書くものと思う。大勢としてそのデータは信用できる。「止むを得ない場合は……」は削除した方がよい。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提言があった。

共通第一次試験の受験願書提出の際に志望校2校を書かせ、これは変更することもあるべしとする。「止むを得ない場合は……」という表現は削除するのが望ましい。

④ 英語Aをぜひ入れてほしい。(職業高校の要望)

このことについて、田保橋総主幹より次のとおり報告があった。

この問題について英語の科目別委員会の意見を徴したところ、英語Aを出題することは差支えないとのことであった。昨日高校長協会の人達と話した時に、高校で英語Aを履修した者に対しては、不利にならないように検討することを伝えた。ただし、二次試験の場合のことについては関知しない、と付け加えておいた。

⑥ 共通第一次試験における、技能を主とする大学・学部(音楽・美術・体育等)入学志願者に対する取扱い。

前項の議題に関連して、本委員会の今後の検

討課題となっている標記の議題について討議された。

- 「大学」であり、高卒者を入学資格としている以上は共通第一次試験は受けるべきである。
- その趣旨には賛成である。共通第一次試験の結果の利用方法は各大学に任せられているのであるから、これらの者に一次試験について特別な措置を考えなくてもよいと思う。
- 技能を主とする大学・学部への入学志願者に対しては推薦入学を認めれば簡単に片づくのではないか。
- 推薦入学の場合でも共通第一次試験を受けなければいけないのか。
- そのことについては入試改善会議で検討中である。
- 推薦入学の問題は大学独自の問題なので、当委員会では検討課題とはしなかった。

⑩ 科目間の難易度を調整せよ。必修の範囲を厳守してほしい。

このことについて、次のような意見交換が行われた。

- この問題はコンピューターで点数調整を行う処理上の問題よりも、そのことが科学的に妥当かという問題がある。2科目間なら可能だが、5科目もある場合には不可能である。
- 偏差値で調整している所がある。
- 同じ母集団ならそれでもよい。
- 毎年の試験結果のデータを検討して改善して行くということによいか。
- 自分の希望する科目を任意に選択するのだから調整する必要はないのではないか。科目毎に特性があるのだから、科目間の平均点に

アンバランスがあってもよいのではないか。

3. 第二次試験のあり方について

このことについて、湊委員より次のとおり説明があった。

去る11月17、18両日開催の国大協総会で共通第一次試験の問題が1日半にわたり論議された。その論議の大半は第二次試験のあり方に関することであった。すなわち、各大学が行う第二次試験について、いつ、どういうスケジュールで決めるか、またその試験の内容をどうするか、といった事柄が主要な論点であった。第二次試験の方法、内容については、各大学の自由にまかすべきであるとの意見と、一応共通のルールを敷いてほしいとの意見の両論があり、種々論議が交された。そして、最終的には、第二次試験のあり方が各大学バラバラであってもいけないので、他大学の考えも参考にして考えた方がよいということになり、国大協で各大学の考えを相互に連絡する事務的アレンジをするための「連絡調査」を行うことになった。

これの具体的方法、内容については後刻説明するが、第二次試験のあり方について各大学にアンケート調査をし、今年度末（来年3月末）までに報告してもらい、それを各大学に配布して各大学における第二次試験のあり方の検討の参考に供し、来年6～7月の、各大学における第二次試験の公表内容の決定を促進しようとするものである。

ついで委員長より、第二次試験のことについては、本年3月発表の調査研究報告書にこれのガイドラインを示したことで一段落したと思ったが、ただ今の説明のように過般の総会で国大協が「連絡調査」に当ることになったので、そ

のための資料を作ることにしたわけである、と補足説明があった。

ついで田保橋総主幹より資料「各大学における第二次試験のあり方等に関する調査について（依頼）」（調査実施要項を含む）の朗読があり、これについて主に次のような点について論議が交された。

- 調査票の記入は、学部によっては学部単位で記入するのはむずかしい。
- 調査の回答期限が来年3月末では、各大学の検討資料として利用してもらい上から遅すぎるのではないか。
- 調査票の6-②の「基準」の欄の表示の仕方はおかしいのではないか。（訂正）
- 依頼文の中の第二次試験のガイドラインを紹介した①、③および⑥の部分の文章表現は分りにくいので修正した方がよい。（訂正）（なお関連して「面接」、「小論文」の定義に関し意見交換があった。）
- ガイドラインの②に、「大学側、受験生側がともに負担増にならないよう、できるだけ科目数、出題量を少なくすることが望ましい」とあるが、各学部・学科毎あるいはその系列化による試験の多様化が起こることなど考えると、科目数を減らすことが大学側の負担軽減には必ずしもならない。
- 試験時間の配当についてもきいてはどうか。
- 調査票1-①の国語、数学の欄の「出題範囲」という表現はおかしいのではないか。（「出題範囲」を「出題科目」に訂正するとともに、理科については選択方法を備考欄に記入することとした。なお、関連して「科目」の概念について意見交換があった。）

概ね以上のような点について意見交換があり、それらの意見に基づいて字句修正、調査票の表を整理したうえ、これを各大学に送付することとした。

なお、来年4月に入試センター（仮称）の設置が予定されているが、入試センターが実際に発足するまでは委員会の活動を継続することとした。

4. 本年度の入試改善調査研究報告書の作成について

このことについて、委員長より次のとおり述べられた。

本委員会としての調査研究報告は本年度が最後となるが、この報告書の掲載項目について別紙（案）のようなものを作成した。これは大体従来の報告書の形式に則っているが、この項目以外に各大学宛に出した公式の書類等も参考記録として収載することにする予定である。

この原案について協議の結果、Ⅱ-5「第二次試験のガイドライン」および8「入試センター（仮称）と大学との業務分担について」の2項目は削除することとし、これにより作成作業を進め、原案がまとまった段階で委員会での検討を行うことにした。

就職問題懇談会議事要旨

日時 昭和51年11月26日(金) 14:00~16:00
場所 日本私学振興財団会議室
出席者 大学8団体、高専3団体(国立短大協議会、公立短大協会欠席)
日本経営者団体連盟、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会
(労働省) 望月業務指導課長、道脇主任中央職業指導官、井水課長補佐
(文部省) 十文字学生課長、清見課長補佐、高石補導係長

開会に当り、文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

本日はご多忙のところお集まり頂き厚くお礼申し上げる。各位には、日頃大学・高専の学生の就職問題についてお世話くだされ感謝に堪えない。本日の会議招集の趣旨は、最初に本年度の大学・高専卒業予定者の就職状況についてご意見を伺い、そのあと本題である昭和52年度以降の就職事務開始時期に関する協定の問題について協議したいということである。

今年の大学・高専の卒業予定者の就職については、求人状況がかなり好転し、昨年よりやや明るい見通しのようなものである。後程本年10月末の求人状況について、当方で調査した結果をご報告する。各位のご努力により今年の就職状況は順調な経過をたどっているようであるが、第一段階が終った時点で就職状況、斡旋事務等について各位よりお話を伺いたい。

次に52年度の就職事務開始時期に関する協定の問題であるが、本日は労働省、経済団体代表等のご出席も煩わしたので、各位の率直なご意見をおきかせ願いたい。

この就職事務開始時期に関する協定については、昨年、中央雇用対策協議会は10月1日求人活動開始、11月1日選考開始という決定をしたが、これが決定されるまでには種々の経緯があり、大学・高専側としてはこの10月—11月協定は暫定措置ということでこれへの協力をしたという事情がある。そして、52年度以降については学校側、業界側で意思疎通を図り、双方の合意の上に立って半恒久的な協定を作りたいということになっていた。そのようなことで大学・高専側としては早目に業界側との懇談の機会をもつことを希望していたが、都合でそれが遅延した。本日はその第一歩としての会合であり、

ここで52年度以降の就職事務開始時期のあり方について自由に意見交換をし、さらに今後も継続して相互の意思疎通を図り、妥当な協定を作りたいと思うのでよろしく願いたい。

ついで労働省望月業務指導課長より、次のとおり挨拶があった。

ご多忙中お集まり頂き厚くお礼申し上げます。大学・高専卒業者の就職問題について種々お世話頂き感謝に堪えない。51年3月大学・高専卒業者の就職については、各位のご努力により何とかおさまりご同慶に堪えない。また52年3月卒業予定者の就職については、第一ラウンドが終わったようであるが、今後来年に向けてさらに最後の努力をお願いしたい。労働省としても、大学卒業者の就職促進のため去る10月1日より東京・大阪に学生職業センターを開設し、側面的協力を努めている次第である。来年度の就職事務開始時期の協定の問題については、本年の経験を生かし、大学側、経済団体側の意見をきいて最もよい方法で協定を取り決めたいと思うので、忌憚のない意見をおきかせ願いたい。

以上の挨拶に続き、出席者の自己紹介が行われたのち議事に入った。

議 事

1. 本年度の就職情況、斡旋事務等について

初めに本年度の求人情況について、配付資料に基づき文部省係官から説明があった。(本年10月末現在の求人情況を、国・公・私立別、大学・短大・高専別にサンプリング調査によってまとめ、これを昨年9月末ならびに本年3月末の求人情況と対比して示したものを。昨年より好転しているよう推察される。)

ついで本年度の就職情況ならびに斡旋事務等

に関して、大学・高専各団体よりそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会：去る11月17、18両日開催の当協会総会において、学生の就職問題についても報告があった。その内容は、地方の大学が地域的な条件からして不利になることがないように配慮してほしいという意見である。不利ということにはいろいろあるが、10月中旬に採用内定されることは困るので、就職協定を大学側のみでなく企業側も守ってほしいということが一点である。今一つは、地方において最寄りの場所で会社の説明や面接を受けることができるように計らってほしいということである。地方の学生は中央に出て行く機会に恵まれていないので、その点を考慮してほしいということである。

公立大学協会：来月3日に就職協議会、7日に学長会議を開く予定にしているので、今のところ公立大学関係の就職情況について詳しいことはまだ分っていない。ただ、気がついたことを二、三申し上げますと、①大企業で協定を守らない会社が何社かみられる。これはとくに理工系の場合に多いが、これは理工系関係では、大学の窓口を通さずに学科の指導教官と直接話し合っただけで採用内定をするという仕来りがあるためと思われる。②協定を守ることによって不利になっている面がみられる。以上のようなことを感じているが、詳しいことは来月3日の会議で分ると思う。

私立大学連盟：まだ全体的な集まりをもって意見交換をしていない。ただ、今年の10月—11月協定の成果についてきいてみた。それによると、東京中心では10月—11月でも支障はないようであるが、地方の遠隔地の大学では1カ月の期間では短いという意見がある。今一つは、求人票が大学に届くのが遅いので、10月からの学

生の会社訪問に間に合わせる事が事務的に大変であるということである。事前の事務手続きの点を考えるともっとゆとりをもたせることが必要である。それから、協定の遵守の問題がある。話によると8月中に求人活動があったとか、10月中にほとんど内定してしまったとかいうようなことをきいている。歩調を揃えてやる事が地域によって守られておらず、公平を欠く結果になっている。地方大学が不利な扱いを受けているようである。

大企業は本社が東京にあるものが多く、従って関西では出遅れになる。10月の求人活動の期間の半ばに内定が行われるので出遅れた所は苦勞する。1カ月の期間というのが悪いとは思わないが、こういう実情だと学生が果たして企業選択ができたかどうか疑問である。

私立大学協会：当協会加盟校は約200で地方大学が多い。本日の会議のため、各地区の代表校に連絡して状況をきいてみた。それによると、大都市所在の大学と地方大学との間に就職条件に差があることが一つの特色として認められる。地方大学は会社訪問の機会がなく、時間的にもその余裕がないので不利な立場に置かれている。それで、就職内定についても地方大学は低い。(大都市50%に対し地方は20~40%) そういう点からして10月—11月というのは時期的によくはない。地方大学では8月初め求人活動開始、9月推薦、10月選考というように時期を早めてほしいという希望がある。さらに、本年の特色として女子学生——とくに4年制大学の女子学生——の就職状況の悪化がみられる。関西地区では男子学生の就職内定40%に対し女子学生は10%程度である。これも10月—11月という時期が不適當であることの証左といえる。

近畿地区の状況についていうと、とくに地域

的な不公正が認められる。また、伝統のある大学と新興大学との差がみられる。そういった点からも就職にはゆとりのある期間がほしい。もう一つは、都会の大学卒業者が郷里で就職するUターン就職の現象で、これが年々ふえている。これらの者にとっては夏休み中に就職活動することが大事で、この点について強い要望が出ている。なお、来年度の就職事務開始時期については、大阪地区の大学では9月—10月希望が大半である。

理工系の就職状況についていうと、本年は製造業を中心に求人難がみられる。求人数は昨年よりふえているが、採用の姿勢が昨年より厳しい。選考を受けて結果が分るのが2週間から1カ月もかかっている状況がみられる。

私立大学懇話会：当会の加盟校は少数であり都会に集中している。3、4日前に各大学の就職課長が集まったとき問題となったのは、就職事務開始時期の問題である。11月選考では遅いので早目にとの希望が多かった。詳しいことは後程申し上げる。

私立短大協会：本協会の加盟校は475校である。本年の求人状況についていうと、求人件数は昨年よりふえているが、1社当りの求人数は横ばい状態である。経済情勢はやや明るいといわれているが、企業側は警戒気味のように見受けられる。短大は女子が多いが、従来、女子学生は就職に関してゆったり構えていたが、昨年から就職時期がつまってきた関係で、応募数が多くなり厳しい状況になってきた。とくに地方では高卒の選考終了後に短大卒の選考が行われるので余計厳しくなっている。それと、①女子学生については、会社側も学生自身も、従来会社説明会に熱心でなかった。それが、昨年11月選考開始になったので切迫感、危機感を感じる

ようになり、熱心になってきた。とくにマスコミで、説明会において採用内定が行われているとの報道が多かったので、今年は学生も会社側も積極的になってきた。②次は、募集の二本建のことである。女子学生の場合は一社受験の原則で、不合格にならなければ次の推薦は行わない。ところが、本年は大学に求人依頼してきたものと自由応募の二本建の傾向が強くなり、一社受験の原則を守った者が不利となるというケースが生じている。③それから選考の早期開始のことがある。願書持参が多くなり、会社訪問の際に面接で品定めして10月中に選考行為をするケースが多かった。全般的にいうと就職事務開始時期が問題である。学校側としては、落着いて学習させ、全員を希望する所に就職させ、会社側の要望にも応ずることが理想である。その点からすれば早目の時期に就職活動を始め、2回くらい選考が受けられるようにするのが望ましい。9月—10月の線が適当と思うが、学校側、業界側がよく話し合って妥当な線を決めるようにしたい。

求人書類が9月1日以降に殺到するので、就職関係の専任スタッフが少ない大学では、書類処理に追われ就職指導ができない。求人書類はもっと早目に送ってもらうようにし、学生にその資料を渡せるようにしたい。それから、昨年地方大学にみられたことであるが、10月1日に高校卒と短大卒を一緒に試験する所がある。これは東京中心のメーカーに多かったが、こういう事例もあるので、実質に近づける協定を考えてほしい。

従来、短大卒は高卒の穴埋めという考え方があったが、それが今年あたりは短大は短大として割り切って扱う所が出てきた。その実態が分らない面もあるので、一度関係方面に尋ねてみ

たいと思っている。

国立高専協会：特に申し上げることはないが、就職問題で一番感じているのは、理科系と文科系を一緒の時期に扱うのは問題であるということである。理科系は学校の研究室と企業との結びつきがあるので、文科系とは事情が異なる。もう一つは高専は会社訪問をしていない。これは研究室との結びつきで一発勝負で決まってしまうからである。現在の就職協定をどうしろろということではないが、その辺のことも考慮してほしいと思う。

公立高専協会：公立高専は東京に2校、大阪に1校、神戸に1校の合計4校であり、いずれも工業高専である。前回6月30日の本会で、52年度以降の就職事務開始時期についての相談があったので、7月末に4校が集まり協議した。その時、5月求人活動開始、7～8月試験実施という希望が強かった。理科系の高専では実験を伴う卒業研究があり、11月選考というのは支障がある。それで、夏休み以前選考ということ希望している。

次に、今年の就職状況について東京の2校で意見交換をしたが、その時に大企業における指定校制のことが話題となった。学校側が推薦した学生の成績が悪いと、以後その学校からは採用しないというような例が目につくようになった。それと、大企業での採用は説明会の名の下に行われているという問題がある。選考開始の11月1日以前に3分の1が内定とのことで、ほとんど説明会の際にこれが行われている。

私立高専協会：本協会の加盟校は現在7校であるが、近い将来に3校が大学に移行するので、残りは4校ということになる。今年の就職状況は来月開かれる秋の総会で分るが、大体において11月一杯で全員就職の見通しである。学

生は積極的に会社説明会に出ることはしないが、大企業から呼び出しがくるので訪ねて行くと、そこで採用内定になる。11月になると中小企業の選考が始まるが、大企業が先に選考がすすんでいるので扱いやすい。これが重なると大変である。9月に求人申込みがあり、それを整理して10月の大企業の呼び出しに応じ、11月に中小企業の選考が行われるという形が自然にできている。大企業が先で、そのあと中小企業というのは協定違反かもしれないが、学校側としては売り込みに都合がよい。これは学生が小人数であるせいもあるが、今の協定より早める必要はないと思う。特に夏休み前に繰り上げることは絶対反対である。そのようにすると学生はそのあと遊んでしまって勉強しなくなる。

以上で本年の就職情況、斡旋事務等に関しての大学・高専各団体の意見開陳を終り、ついで日本商工会議所から次のような意見が述べられた。

去る7月に常議員会が開かれ、そこで就職事務開始時期については前年どおり10月—11月がよいということになった。なお、当方で進めていた雇用促進運動の方は、この10月に労働省の方で学生職業センターが設置されたので、それをバックアップするということによってやって行きたいと思っている。

このあと引続き本年の就職情況に関しての懇談が行われ、次のようなことが話題となった。

高卒の選考と大学卒の企業訪問とが10月に重なってやりにくいとの話もあるが、高卒の選考時期の問題はどうなっているか。(これについては大学側の態度が決まった時点で調整を図る、との答弁があった。)

2. 昭和52年度以降の就職事務開始時期について

このことについて、大学・高専各団体よりそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会：来年度以降の就職事務開始時期のことについても、去る11月開催の当協会総会の時に第3常置委員会委員長より報告があり、了承されている。その内容は概略次のようなことである。大学はそれぞれ教育計画をもって教育をしているので、一昨年・昨年のように就職事務開始時期がしばしば変わるのには困る。それで、半恒久的な協定を決めてほしいわけであるが、それについては、大学の事情からすれば9月—10月の線がよいのではないかと思われる。その点を企業側にも理解してもらって早く実現してほしい。大体以上が国大協としての方針である。

公立大学協会：来月早々に就職協議会を開くことにしているので、全体の希望のことはいま分らないが、一部では9月—10月という意見もきいている。

私立大学連盟：まだこの問題について最善の案を検討していない。前回のこの会合では、会の総意らしきものについて四者協議会（文部省、労働省、大学側、企業側の合同会議）で意思の疎通を図り、検討するということがあった。それで、本日はその四者協議会に向けての第1回の意見交換の場と考えている。この就職事務開始時期の問題については、大学の所在地域や規模等の相違からいろいろな考え方があり、まだ当連盟としての意思統一ができていない。本年度の10月—11月協定のメリット、デメリットをきいてこれから検討する。

私立大学協会：去る8月の加盟校の研修会でこの就職事務開始時期の問題を検討し、意思統

一を得た。それによると、11月1日選考開始は困る、できるだけ早い方がよいが種々事情もあるので9月—10月がよい、という意見が圧倒的であった。この9月—10月案については、昨年度も大学側の共通意見であった。それで、ここで9月—10月の意見が多いなら、企業側の集まる協議会に連絡し、できれば年内に決定するくらいにやってほしい。

私立大学懇話会：まだ大会としての決定はしていない。昨年は大学側は9月—10月の希望が多かったが、高卒に対する求人活動開始が9月1日以降という関係からむずかしいということで、その希望が通らなかった。しかしその際に、来年度においては高校との調整がつくというようにきいたので、そのように各大学に話してある。そのようなことなので、今年も昨年どおりの線を進めてほしい。この就職事務開始時期の問題については、主体性は企業側にあるが、つっ込んだ話し合いをして合意を得たい。今年の会社訪問の実情からすれば9月—10月でも可能なようにも思われる。

私立短大協会：この問題については理論的な確定意見は決めかねるので、常識的な線で考えたい。この就職事務開始時期の問題は、大学、企業、学生三者に関係することである。大学側としては、学生にゆっくり学習させたいと思う反面、学生が希望する所に就職できるよう2～3回の受験機会を与えたい気持がある。この両者は相矛盾する。次に、企業側としては、よい人を早く採用決定したいという反面、会社の採用見通しがついてからでないと踏み切れないという事情がある。この両者も相矛盾する。さらに学生についていえば、早く就職決定したいということである。このように三者それぞれの立場があるが、大学と企業との間でまああの折

合いのつく所で決めるのが常識的である。それらの点を考えると夏休み以前はまずいし、11月以降もまずい。9月以降なら学習の点からも、また会社の採用見通しの点からもよいと思われるので、9月—10月の線が妥当と思われる。去る6月に開催した当協会の研修会でも、また8月に開催された私立大学協会の研修会でも、9月—10月が妥当であり、11月は遅すぎるというのが大方の意見であった。

国立高専協会：9月—10月の意見が多いが、前回の会合でも大体そのような空気であった。高専の場合は、今度新設された技術科学大学への編入試験のことがあり、これが9月末であるので、その関係で就職事務開始時期の方は9月—10月を希望する。

公立高専協会：加盟校4校の意見では早い時期の方がよいとのことだが、固執はしない。余り遅いのは困るということである。

私立高専協会：9月—10月でも10月—11月でもよいが、9月—11月は困る。内定状態で2カ月もひっぱられるのは困る。

大学・高専各団体より概ね以上のような意見が述べられたのち懇談に入り、主に次のような点について意見交換があった。

- 就職事務開始時期を決めても、これが守られないというのは大学側にも責任がある。勉強させて、よい学生を企業に送るという点を認識し、紳士協定で道義的に守るようにしないと協定を決めても意味がない。お互いに自粛するとともに、行政指導で趣旨徹底を図るようお願いしたい。
- 協定というものは法律で縛るものではない。中には不心得なものがあり完璧は期し難い。この就職事務開始時期の協定は、大学が

- 安心して教育できるということを趣旨とするもので、教育中心が基本であると思う。企業側も中央雇用対策協議会で決めたことは守るべきである。悪質なものは新聞公表でもしたいと考えている。
- 大学側のほとんどが9月—10月を希望しているので、高卒の10月選考開始との関係の調節を図ってほしい。
 - 企業の方も大学—高校—中学という順に考えてもらえるとうい。
 - 会社側からの就職関係書類の大学への送付は9月1日以降とするとの行政指導があるが、実際には9月末くらいに来るものも多く、事務処理に追われる。9月1日以前となると夏休みにかかるので、いっそ6月頃から書類送付を始めるようにしてもよいのではないか。就職案内書等の資料も就職選択の情報源になるので、早目に送れるようにしてほしい。9月ではほとんど活用できない。
 - その点は重要な問題である。9月—10月になると夏休み中から求人活動が行われる危険性がある。それを求人票をさらに早く送付できるようにするとどうということになるか。
 - 昨年の9月—11月協定の時、企業側は9月以前に行動していない。9月にすると夏休みになだれ込むというような心配はないと思う。
 - 会社の上半期の営業成績は9月初めには分り採用計画が立つのではないか。
 - 10月くらいになる。
 - 企業の採用計画調査をしたが、遅い方がよいの傾向が強い。せいぜい9月半ば以降というようなことである。
 - 来年度以降の協定は大体いつ頃までにはつきりさせる目標か。
 - 12月中には結着をつけたいが、あるいは年を越すかもしれない。
 - 就職事務開始時期をいつから始めるにしても、今年のように求人票の送付が遅いと支障が多い。これを早くしてほしいが、そうすると夏休み中になだれ込む懸念がある。それと、高卒の選考時期との調整の問題がある。以上が未解決な問題であるが、守れる協定にするためには、その点を詰めて中央雇用対策協議会で決めてほしい。来年度の協定を年内にまとめるとすると、あと1カ月しかない。急がないと未解決問題を残し、また暫定協定になる恐れがある。
 - 高校と大学との10月の重なりについては、高校の今年の状況を企業側からつかみたい。経済三団体では9月—10月の案について決定的に具合の悪い点があるか。
 - 経済状況との関係があるが、中小企業はできるだけ現在のものを動かしたくない気持が強い。もう少し協議しないと、はっきりしたことはいえない。会社では決算が出ないと具体的な採用計画がたたない。
 - 10月以降の方が採用計画が立てやすいと思うが、就職の点からすると実際に9月—10月でやっている。9月—10月がよい線だと思われる。
 - 各経済団体で協議しないと答えられない。企業側からは10月—11月の線がよいというようにきいている。本日の大学側の意向は伝えることにする。
 - 日本リクルートセンターの企業向けの調査では、10月—11月の協定について「適当」と回答したものが64%、「もっと早く」が28%となっている。

概ね以上のような意見交換があったのち十文字学生課長より次のような挨拶があった。

卒直なご意見を頂き感謝する。この就職事務開始時期の問題については、十分話し合っただけで協定を決め、決めたら守るということで、労働省にも尽力して頂いて何回も協議して結論を出したい。本日は経済団体の幹事団体にも出席して頂いたが、できれば業種団体にも出席してもらって会議を積み重ね、早い時期に合意に達したいと願っている。

ついで望月業務指導課長より、ただ今の挨拶にもあったように文部省とも打合せて進めて行きたい、との挨拶があり、本日の会議を終了した。

就職問題懇談会議事要旨

日 時 昭和51年12月14日(火) 14:00~16:50

場 所 労働委員会会館 7階講堂

出席者(学校側) 大学関係8団体, 高専関係3団体

(企業側) 日本経営者団体連盟, 日本商工会議所, 全国中小企業団体中央会および業種別12団体

(労働省) 遠藤職業安定局長, 吉本審議官, 望月業務指導課長, 他2名

(文部省) 十文字学生課長, 清見課長補佐, 他1名

議 題 昭和52年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者に関する求人求職活動開始時期等について

開会に当り、労働省遠藤職業安定局長より次のような挨拶があった。

本日はご多忙中ご参集頂き厚くお礼申し上げます。各位には学生の就職に関し平素ご尽力を頂き感謝に堪えない。学生の就職問題については、経済情勢の変動により一昨年より困難な状況となったが、幸い各位のご尽力で昨年も就職難による社会不安を生ずることもなく済んだ。

今年は昨年よりかなり好転しているが、より一層のご努力をお願いしたい。労働省においても、このたび東京と大阪に「学生職業センター」を設け、求人情報収集、就職相談等を実施し、学生の就職問題について側面的な援助を行うことになった。

次に求人秩序の確立の問題であるが、求人求職活動開始時期、採用選考の問題等についてご意見を伺い、適切な方法を検討したいと思っている。本年は10月1日求人活動開始、11月選考開始ということであったが、来年度のあり方について中央雇用対策協議会で決定するに先立ち、本日学校側と企業側の代表の方々にお集まり頂き相互の意思疎通を図って頂くことにしたので、よろしくご協議をお願いしたい。

ついで文部省十文字学生課長より次のような挨拶があった。

学生の就職問題について平素ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。とくに昨年は経済不況の影響で学生の就職のことが心配されたが、幸い各位のご尽力のお蔭でほとんど全員就職ができ感謝に堪えない。大学・高専の卒業予定者に関する就職事務開始時期については、今年は10月1日求人活動開始、11月1日選考開始ということで進められてきたが、調査の結果では求人状況や採用決定(内定)状況は大体順調のようである。

本日は、先月の26日の懇談会に続く第2回目の会合で、労働省のご尽力により企業団体代表と学校団体代表とが一堂に会する機会を設けて頂いたので、腹藏のない意見を交換し、52年度の就職事務開始時期の問題について解決を図って頂きたい。この大学・高専卒業予定者に関する就職事務開始時期の問題については、ここ数年、大学側と企業側の意見が一致をみなかっ

た。51年度の協定についても大学側の希望が容れられなかったが、これは本年限りの暫定協定という了解で大学側も企業側が決定した10月—11月の線に協力することにした、という経緯がある。それで、52年度以降については、中学・高校をも含めて総合的にこの問題を再検討し、大学側、企業側が十分話し合っただ方が納得がいく半恒久的な協定を作ろうということになっていた。前回の11月26日の会合には企業側から経済3団体のご出席を願って懇談したが、本日はそのほかに業種別12団体の代表の方にもご出席願っているので、ぜひ率直な意見を交換し、今後双方が納得して守って行ける協定を実現できるように、よろしくご協議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち、まず大学・高専団体側から意見を述べることになり、各団体よりそれぞれ次のような発言があった。

国立大学協会：国立大学側としては、去る11月中旬開催の国大協総会において、この大学卒業予定者に関する就職事務開始時期の問題についての意見をまとめた。まず結論から申し上げると、この就職時期については9月1日求人活動開始、10月1日選考開始というのが適当である、ということである。その理由は、この就職時期が余り早いと教育研究上支障があり、また余り遅いと4年生の卒業のしめくりに差支えがある、ということである。これらの点から考えると、本年の10月—11月の協定を少し繰り上げて9月—10月にするのが望ましいと考える。なお、希望として二、三付言したい。その一つは、この協定は法律ではないので強制力はないが、求人秩序確立のためできるだけ厳格にこれを守るようにしてほしいことである。次に、求人票、求人案内等の求人情報は、できるだけ早

目にもらえるようにしてほしい。その他、とくに地方大学の要望として、会社説明会等を現地でも開いてほしいという強い要望がある。以上のような点を併せてご配慮願いたい。

公立大学協会：当協会としては前回はまだ結論が出ていなかった。それでその後当番校を含めて準備会を開いて協議した。まだ正式決定ではないが大体国立大学と同意見である。

私立大学連盟：前回には当連盟としての意思統一はできていなかったが、その後12月7日に協議会を開きほぼ意見が決定した。当連盟としては基本的には6月—7月の線を未だに堅持しているが、社会情勢の関係でそれが妥当かどうかの問題はある。来年度については秋の時期が適当ということで柔軟な姿勢で対応していきたい。ただ本年の推移からして、現在のやり方の不備な点や改善すべき点について意見を述べたい。一つは、求人票の送付時期が遅いということである。求人募集の掲示を9月16日にすることにしてはいたが、求人票が9月上・中旬に殺到したので、それに間に合わせるのが大変で事務手続き上混乱を来たした。もう一つは、中央雇用対策協議会が出した決議の「参考」の(2)のハ、ニ（求人活動開始時期以前に企業独自の就職案内等の学生への送付や、就職情報資料出版社の出版する企業案内書に採用予定人員、採用方法等の記事の掲載、などをしてはならないとしていること）の取り決めのことであるが、これでは学生が就職選択をする事前の準備ができないので、ぜひ改めてほしい。以上のような点が是正されれば9月—10月でも、10月—11月でも、どちらでもやって行けると思う。

私立大学協会：当協会の方針は前回のときにもはっきり申し上げた。この就職時期の問題については、当協会の就職協議会や研修会ではつ

きりした結論が出ている。それは、今年の10月—11月という時期は困る、できるだけ早い方がよいがせめて9月—10月に繰り上げてほしい、ということである。その理由としては、当協会加盟198校のうち、大都市以外にある地方大学が4分の1あり、また女子大学が3分の1あって、これらの大学では10月—11月だと積み残しが出る恐れがあるということである。さらに学生の立場からすると、卒業論文や卒業試験のことがあり、10月—11月では支障を来すことになる。また11月選考だと12月にズレ込み、1月にも積み残しが出るが、1月には入試のことがあり、大学としてはその業務に集中せざるを得ない。以上のような事情から、ぜひ10月—11月を避け9月—10月に繰り上げてほしい。

私立大学懇話会：当会の加盟校は数が少ないうえ東京に在る大学が多い。この就職時期の問題については、昨年の話では、高卒の就職事務開始時期（9月—10月）との関係で大学側は10月—11月にしたが、今年はその辺のかねあいを考えて新しい方針が出されるものと了解していた。当会としては9月—10月を希望する。

国立短大協議会：当協議会の加盟校は32校という少数であり、その3分の1が昼間部で残りは夜間部である。また、専攻別では半分が工業関係であとの半分が文科系である。夜間部（地方に多い）は地元との関係が深いので、就職問題は大体解決している。それで就職事務開始時期の問題については余りこだわらないが、例年国大協の線に同調しているので、本年もそのようにしたい。

公立大学協会：当協会の加盟校は47校で、その中にはこの就職時期の問題について若干違った希望をもっている大学があるが、大勢は本年どおりの10月—11月の線を希望している。な

お、共通の希望として、高校の就職時期より早くしてほしいという強い希望がある。

私立短大協会：本年の就職に関する情勢をみると従来と少し違った点がみられる。本協会の加盟校は女子校が多いが、女子の場合、会社訪問や説明会等について会社側も学生側もこれを重視しなかった。ところが今年、就職難とか、会社訪問時に内定が行われるとかいう新聞報道が盛んに行われたことによる危機感から、会社側も会社訪問や説明会を実施するようになり、学生もこれに出かける者が多くなった。これが一つの特徴である。第二に募集の二本建ということがある。従来は自由応募というものがなかったが、今年は大学への求人依頼と自由応募受けの二本建が多くみられた。第三に選考の早期開始のことがある。選考は11月1日以降となっていたが、10月中の会社訪問や説明会の際に採用内定が行われている。以上の三点が今年の特徴的な事象である。

就職時期のことについては昨年9月—10月を希望したが、企業側は高校の就職事務との関係からそれはむずかしいということであった。しかし、現実には今年も10月に選考を行っている所が多い。その点からすれば9月—10月でも困らないのではないと思われる。求人活動開始は9月1日でも9月15日でもよいが9月中に始めてほしい。元来、就職の問題は会社・大学・学生の三者に関係したことである。大学としては学生に落着いて勉強をさせたいうえ企業側に送りたいが、そうすると就職選択の機会が少なくなるので、就職時期を余り遅くすることもできない。他方企業側としては、早い時期によい人材を得たいわけであるが、採用計画が確定しない段階で人を採ると採用取消し等の事態も生じてくる。このように大学側も企業側もそれぞれ

矛盾を抱えている。一方学生側としては、早く就職を決めたい気持がある。それらの点を勘案すると、就職事務開始時期は余り早くても、また余り遅くても困る、ということである。学生に応募機会を2～3回与えることを考えると、就職時期は9月—10月が妥当と思われる。

国立高専協会：国立高専の学生は15%程度は大学進学希望である。今度、技術科学大学が創設され、明年秋にこれの編入試験が行われる。その他の大学への3年次編入試験も大体9月に行われ、10月に合格発表が行われる。そのような関係から、本年のように10月—11月だと最終段階で企業側に迷惑をかけることになるので9月—10月をお願いしたい。

公立高専協会：前回の懇談会ではほとんどの意見が9月—10月ということであった。公立高専は僅か4校であって卒業生も少ない。この就職時期の問題については去る7月28日に協議し、なるべく早い時期を希望するという結論となった。その理由は、技術系学生は実験を伴う卒業研究があり、11月選考では支障があるということである。50年度の卒業生の中には本年3月に就職決定という者があった。そうすると卒業検定に支障を来す。ただ、前回の話し合いでは9月—10月希望が大勢であったので、当協会としてもこれに同調するということが加盟校の了解を得ているが、なるべく早期にということが希望である。

私立高専協会：当協会加盟校は7校で、そのうちの3校は近い将来4年制大学に移行するので、残りは4校ということになる。それで卒業生が少ないので、就職時期については10月—11月でも9月—10月でもどちらでも差支えない。ただ9月は大学への編入試験があるので、その点からは10月—11月がよいが、どちらでもよ

い。なお、本日配付の日本リクルートセンターの「昭和52年3月新規大学卒業者の採用時期について」の調査資料によると、企業側の採用数決定時期が9月末日まででは75%となっており、もしこれが8月末ということになると恐らく30%くらいになるのではないかと思われる。そうすると8月一杯に採用人員が決まらない所が多いのではないかと懸念される。早く就職を決めるには9月—10月の方がよいが、われわれのところは学生数が少ないので10月—11月でも差支えない。

大学・高専各団体より概ね以上のような意見表明があり、これに対し企業側から若干質疑が行われたのち、今度は各企業団体からそれぞれこの就職事務開始時期についての見解が述べられた。

紙パルプ経営者懇談会：現在とくに採用方面のことを調べてはいないが、人事課関係からきいた範囲では10月—11月、9月—10月どちらでもよいという感じである。ただ、会社の採用計画の面から考えるとなるべく遅い方がよいようであり、今年と同様に10月—11月がよいという意見の方が多い。なお、求人活動の期間は1カ月くらいでよく、昨年のような2カ月というのは長すぎる感じがする。

日本化学工業協会：採用時期の問題は重大な問題である。とくに化学工業の場合、その業績が今年の上期は上向きであったが9月以降は横ばいしないし減退傾向を示している。化学工業は業種が多いが、特定のものを除いてはそのような大勢である。企業としては業績の発展を考えて採用計画を立てる。そうしないと採用取消しというような事態が生ずるので、採用時期は遅い方がよい。なお、求人活動期間は1カ月が適

当と思う。企業としては年間事業計画があるので、今年の10月—11月の線が定着することを希望する。大学側の方も時期を見定めて計画を立てれば措置できるのではないかとにかく年々変わるのには困る。採用時期の問題はここ3年ばかり変更が繰り返されたが、このようなことは困る。時期が変わると手続きの方も変えなければならぬので、これは絶対に困る。

日本鉄鋼連盟：適当な時期ということになると、採用の確定のためには遅い方がよい。高校の採用の方が9月—10月に行われるので、大学の方は10月—11月がベターであると思う。9月—10月でもやれないことはないが、その場合には公務員試験の発表の方も1カ月繰り上げてほしい。とにかく、一度決めたら変えないようにしてほしい。

日本電機工業会：電機工業の関係では求人はかなりシビアである。採用時期については、今年実施した結果ではこれで悪いとはきいていない。一回決めたものを変えることは好ましくない。9月—10月案については積極的な反対はないようだが、とにかく決めたものは定着させてほしい。

自動車産業界連盟：自動車産業界は幅が広い。この採用時期の問題について協議したが、一度設定した時期については将来とも変えないでほしいというのが第一原則である。時期的には10月—11月、9月—10月いずれにもこだわらない。日経連が集約する業界全体の意向に従うつもりである。なお、自動車産業界には大小さまざまな規模の企業があり、人事管理面についても相違がある。整備されている企業では高卒と大卒の管理部門が別になっており、10月に同時選考も可能だが、そうでない所では一緒にやることは大変である。最終的には各業界の

意向に従うつもりである。

通信工業機械連合会：細かいことはきいていないが、大体10月—11月でよいということのようである。

日本機械工業連合会：採用時について、一般機械関係に意見をきいてみた。大手企業ばかり20社ほどにきいたが、その80%は10月—11月希望、2社は9月—10月でも結構、1社は9月—11月という結果であった。10月—11月を希望する理由は、会社の採用計画や求人活動計画の時間によるものである。9月—10月だと高卒の採用試験と重なるのでこれは避けたい。もし9月—10月にするならば、公務員試験の方もずらしてほしい。一旦決めたら続けるようにしてほしい。

日本造船工業会：一般的には毎年変わるのには困る。これまで年々変わったのはそれなりの事情があったが、定着させるようにしたい。企業側の採用計画は年度初めに概括的なものを作り、9月の中間決算を経て10月頃に具体的採用計画が立つ。採用中止や採用取消などが起こらないようにするためには現在の10月—11月が望ましいが、一歩譲れば10月16日以降でもよい。その場合には公務員試験の発表時期も繰り上げるようにする必要がある。

日本百貨店協会：第一は現行どおり10月—11月ということであり、第二として9月—10月であるが、この場合高卒は10月1日選考、大卒は10月10日以降ということが考えられる。なお、この採用時期については、早いのと遅いのと、どちらが学生にとって幸福なのであろうか。早く試験を受けて安心した方がよいのか、ゆっくり勉強して成績をあげた方がよいのか。その辺のことがよく分らない。

全国銀行協会連合会：10月—11月で支障はない。求人活動期間を2カ月とすることはやめた

い。9月—10月案は、高卒の採用が多いためダブってやるのは大変なので避けたい。ただ、高卒の選考については、これを5日ないし10日繰り上げの希望もある。そうすると、9月—10月も工夫のしどころがあるが、いずれにしても高卒の問題にひっかかる。

日本証券業協会：高卒と大卒の採用を一つの部門でやっており、高卒選考と大卒の説明会とが重なり多忙である。まだ全部の意見をまとめてはいないが、感じとしては10月—11月がよいというのが半分、それが駄目なら9月—11月、9月—10月という意見も一部にある。証券業全体の意見をまとめるとなると、9月—10月案に対する返事としては10月選考開始としても半月くらい延ばすということになる。最終的には日経連の考えに同調するつもりである。

日本貿易会：とくに強調されていたのは年々変更されることは困るということである。これは経営面からも事務的な面からも困る。

電気事業連合会：電力各社の意見は10月—11月で問題はないということである。9月—10月は高卒の選考と重なるのでむずかしい。結論としては、どの時期に決まってもそれなりの体制を整えたいということである。

全国中小企業団体中央会：中小企業としては大卒者から人材を得たいと期待している。採用時期については現行で不満はない。

日本商工会議所：別紙要望書にあるとおり10月—11月に賛意を表する企業が多い。個人的な考えとしては双方が歩み寄るのがよいと思っている。いずれにしても年々変えるのはよくない。一応は10月—11月ということだが、もっと話し合って妥協点を見出したい。

日本経営者団体連盟：この採用時期の問題について、今年はコンクリートのものを作る機会

ときいているので、できるだけ話し合いたい。まだ内部での話し合いは行われていないが、大学側が9月—10月を希望していること、この9月—10月案についてとくに具合の悪い点があるかどうか、などを各企業の方に伝えてある。今日ここで皆で話し合ってから納得がいく線で企業側の意思統一を図りたいと考えている。それで、一体早い方がよいのか遅い方がよいのか、その本音をおききたい。なお、去る7～8月に企業側に対して採用調査をしたが、その時点では4分の1が大雑把な採用計画さえ決まっていなかった。大学への求人票の送付は9月1日以降となっているとのことだが、その時点ではまだ採用計画が立っていない所がある。なお、先程大学側から話のあった求人票の到着が遅いということは注意しなければならない問題だが、現在の景気状況からは遅れがちになるのは止むを得ない。景気が上向けば状況が変わることがあるかもしれない。ついでに参考までに申し上げると、採用時期について23団体にきいてみたが、その結果では10月—11月賛成が21団体、その他改正に従うというのが2団体であった。

企業側各団体から概ね以上のような意見が述べられたのち懇談に入り、主に次のような意見が述べられた。

- いまの話の中で高卒の選考時期との関係のことが出ていたが、来年度も10月選考というように決定しているのか。
- 高校関係の採用時期は決まったわけではない。これについては中央雇用対策協議会の中でもいろいろな意見がある。この問題については文部省とも相談しなければならないが、西日本の方ではこの時期を繰り下げてはどうかとの声がある。その点、関東、東北、北海

道等の東日本の方はそれでよいのかどうか。本日の会議の空気を集約して高校の方、関西の方と折衝して詰めていきたいが、なかなかむずかしい問題である。

- 協定確定の時期は年内をメドとしているのか。
- 去年は12月の終りまでやったが、それでは遅いとの声があった。今月中には結論を出したいと思っている。
- 大学側の希望は9月—10月、企業側の意見は10月—11月ということになると、その調整に時間がかかる。今月中に結論を出したいといっても、もう協議の機会が余りない。会議時間を延長してでも双方の妥協点、接点を今日のうちに詰めたい。
- 経済不況の時期でもあり、企業側としては採用時期は遅い方がよいというのが基本的な考えのようである。昨年この会議でも大学側から「教育的見地」ということが主張されたが、どの辺の時期が適当なのか。早く採用内定した方が学生は勉強するのか、或いはその逆なのか。
- 業種別12団体の大勢は10月—11月のようだが、それを固執するのはおかしい。今年でも現実に10月中に選考が行われている。10月—11月の協定は守られていない。協定は守られなければ意味はないし、むしろ悪影響がある。それはともかくとして、10月中に実際に選考が行われているのであるから、10月選考としてもできるのではないと思われる。企業の経済的見通しも9月—10月なら立てられると思われるし、そうすれば学生も受験機会に恵まれる。大学側の大勢は9月—10月であるが、これが望ましいと思う。
- 企業側はよい人を採りたいということから

協定違反も若干あるが、これについては大学側にも責任がないとはいえない。この協定は紳士協定で強制力はないので、お互が誠意をもって守らなければならない。この問題は、要はどの時期が学生にとっても、企業にとっても、よいかということである。

- いつにすれば守れるということではないか、現実には守られ易い時期を考えなければならない。
- 10月—11月の場合に、10月中に採用内定が行われているとすると、9月—10月になった場合には9月中に採用内定が行われる懸念はある。しかし、青田買いが行われていた時と比べると今はよくなってきた。
- 就職時期の問題について、大学側はこれまで学年暦の関係でいろいろ主張してきたが、昨年と今年の実績によって実質的な評価ができた。初めは学年暦からみて11月選考では不安であったので反対したが、ここ2年間の実績によると10月—11月でもできないことはない。会社訪問の期間は1カ月で十分であり、選考も1カ月で十分なようである。12月になると学生の応募率は激減する。
このような点から10月—11月でもできるように思われる。9月とか10月とかいう点に余りとらわれず、求人秩序の観点から双方が柔軟に対処するよう希望する。
- 毎年変えるのはよくないので、今回はコンクリートのものを作りたい。時期を繰り上げることは決めにくいし、敢えてそうすると無理が出てくる。企業側としては10月—11月が大勢であるが、大学側としては10月—11月ではどうしても駄目なのか。もっとつっ込んだ話がききたい。
- 先程も述べた中央雇用対策協議会の決議の

中の「参考」の部分は、大学側の事務処理を規制することになるが、この部分は大学側に任せてほしい。あのようなことを規定すると動きがとれなくなる。相互の良識を信じてあのような規定は外すようにしてほしい。

- その点については検討したい。
- 今までの話によると、第一点として業界側は時期を動かしてもらっては困るというのが共通意見のようである。その点は大学側としても同意見である。第二点として、大学側の意見は9月—10月希望が6団体、どちらでもよいというのが3団体、10月—11月希望が2団体というように受取れる。これをみると9月—10月が多いようであるが、一方企業側は10月—11月の意見が強い。その主な理由は9月—10月では採用数の確定がむずかしいということのようであるが、一部には前提条件をつければ9月—10月でも可能という意見もある。来年度の就職時期についての結論を年内に出すということになると、そこでの歩み寄りを何とか考えるということになる。
- 高卒の選考時期との関係が問題である。これが解決すれば何とか打開できるのではないか。それと求人書類の到着時期の問題がある。これが早目に来れば処理しやすい。
- 協定を守るという信頼関係があれば、細かい規定はいらないと思う。
- 私大連盟からも妥協案が出されているが、私大協会としては10月—11月は絶対に困る。当協会には地方大学が多く、地方大学では事実就職率が悪い。学生も就職が決まった方が安心できる。就職が決まらなると留年の事態も起こる。地方大学の立場、学生の立場からは就職時期は早い方がよい。9月—10月を希望する。

- 早く決まった方が落ち着くというのは全体にわたる問題だが、地方大学が不利というのはどういう点か。
- 地方大学は求人についても全般に遅れがちになり、採用決定も遅い。それで、時期を繰り上げてもっと時間的余裕をもたせたいということである。
- 9月—10月の主張根拠には大学格差の問題が絡んでいる。僻地の大学や新興大学にはそれなりのハンディキャップがある。そういう大学では就職活動期間が長い方がよいということである。それから、郷里に帰って就職する学生には、9月から企業訪問ができると夏休みの一部を利用できるというメリットがある。ただ、この就職時期の問題を論ずる場合には、学生の応募率のデータ分析が必要である。大学にくる求人に対し学生が応募するのは3分の1程度の企業に過ぎない。地方大学で再募集をする場合、学生の応募がどの程度出るか。学生が実際にどう動いているかの分析が必要である。
- 求人段階で地方大学にはハンディキャップがある。また、選考時期を早くすれば二重内定ということもある程度防げるのではないか。なお、これについては公務員試験の関係も考える必要がある。
- 公務員試験の結果は、今年は民間企業の選考開始の11月1日直前に発表した。来年もそれと同じ形にしたい。
- 採用時期を繰り上げたいという理由の一つに、卒業論文や卒業試験の関係ということがいわれているが、それは学校のスケジュールの関係か。
- 学年暦との関係である。4年生は12月1日から卒業試験が始まる。それで就職活動との

オーバーラップが心配される。学年暦の関係からすると6月—7月を就職時期とするのが最適と思われるが、これは企業サイドとの調整がむずかしい。

- 大筋の意見は出尽くしたと思う。時期を変えないということは企業側、大学側の共通意見である。学校側の事情も、企業側の事情も大体分かったので、あとは結論をどうするかである。技術的な点で解決できる面もあるようなので、それらの点については労働省の方で処理してほしい。

それから、12月まで残った学生はそのまま残ってしまうのか。

- 12月になると学生は余り求職に来ない。まだ100%就職決定しているわけではないのに12月に入ると求職者は少なくなる。しかし、積み残しになっている学生は3月になっても就職活動をしている。その中には既にどこかに内定している者もいる。就職決定したことを報告しない者があるので、3月末にならないとはっきりした就職状況は分らない。
- 就職問題はそれだけ微妙な点がある。幾つもの会社に内定していても、より適当な所を捜している者もいる。3月まで就職活動をしていても、その期間が必要ということでもない。

概ね以上のような意見交換があったのち、労働省望月業務指導課長より次のような提言があった。

まだ大学側と企業側との意見に距離があるが、企業側の意見で一番大事な点は採用計画のことである。大学側から要望のあった求人票の早期送付の問題は、企業、大学両者の信頼関係に関わることであり、事務的な問題でもあるの

で、採用計画との関係で処理される問題である。経済情勢が変れば求人情況も変わるかもしれないが、当面高度成長ということにもならないので、企業側としては遅くてもしっかりした取組みをすべきものと思う。なお、これについては高卒との問題も関連する。本日大体意見が出尽くしたので、あとは運営上の問題を関係方面と連絡して詰めることにしたい。この会合は結論を出す場ではないが、大方の了承を得て、あとは中央雇用対策協議会の協議に任せることにしたい。

ついで文部省十文字学生課長より次のように述べられた。

貴重なお意見を頂き感謝する。それぞれの立場で意見交換が行われ意義があった。ただ、今まできいたところでは完全な合意には距離があるように思われるので、今後とも合意に達するよう努力したい。

最後に遠藤職業安定局長より閉会の挨拶があり会議を終了した。

就職問題懇談会議事要旨

日 時 昭和51年12月23日(木) 13:30~15:30

場 所 霞山会館 さつきの間

出席者 大学8団体(国立短大協議会欠席)

(文部省) 十文字学生課長、清見同課長補佐、高石補導係長

閉会に当り、文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

本日の新聞紙上にも報道されているが、昨日午後2時から中央雇用対策協議会が開催され、私もこれに出席した。私はその席で、大学卒業予定者の就職事務開始時期の問題について、大学側としては9月1日求人活動開始、10月1日選考開始を希望している旨およびその理由につ

いて説明を行った。しかし、企業側は採用計画の観点および本年度の実績の観点から、52年度についても本年と同様10月—11月で実施するという結論を出した。当方としては、企業側がどうしてもそれでやるというなら止むを得ないことであるが、ただ要望事項として次の3点を述べておいた。

- ① 今年の場合、大学側と企業側との意見交換の機会を持ったが、大学側の希望は容れられなかった。それで、今後とも就職協定策定の場合には、今年同様あるいは今年以上に事前に大学側の意見をきく機会を与え、大学側の意見を受入れるようにしてほしい。
- ② この中央雇用対策協議会の決議は、企業と学生との直接の接触の問題を拘束しているものであり、企業と大学の間および大学と学生との間の就職事務については拘束力を持つものではない。それで、企業と大学との就職に関する事前行為や大学と学生との間の就職上の事柄については、これを全部統一する必要はない。これらのことは大学が自主的に考えることであるので、大学側に任せてほしい。ただ、就職協定との関係上、統一的に足並を揃えておかないと企業と学生との取引が先行して悪影響が出るのが懸念される面については、統一的扱いが必要と思われる。また、求人票の送付などについても、大学の事務的処理の都合を考慮して十分相談してやって頂きたい。
- ③ 一旦協定が決まったら、大学側も学生にこれを守るよう指導するが、企業側もこれを守ることが必要であるので、協定遵守をお願いしたい。

就職協定に関連して以上の3点を要望するとともに、指定校制の問題に関し、特定大学以外

は会社訪問を受付けないとか求人をしなとかいうようなことのないよう要望しておいた。一応そのようなお願いをし業界側にご了承頂いた。

以上のような経緯を承けて大学8団体の「申合せ」について本日ご協議を頂くことにした。一応その案文を用意したのでご審議を頂きたい。なお関連して「企業と大学の間及び大学と学生との間の就職事務の取扱い」について、大学側も統一的に足並を揃えた方がよいと思うので、その問題についてもご相談したい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

まず文部省係官から、昨日決定された中央雇用対策協議会の決議内容の紹介および昨年の決議との相違点についての説明があった。(主な相違点は、1—(2)の「求人のためにする一切の行為は……」を「求人(求職)のための企業と学生との接触は……」としたこと、および(参考)の部分进行全面削除したこと。)

ついで、以上の決議を承けての大学8団体の「申合せ」についての審議に入り、まず文部省側が用意した以下のような草案の提示があった。

「国・公・私立大学の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、昭和52年度の卒業予定者については、昭和52年10月1日求人(求職)のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合

わせる。」

ついでこの案文について、次のような意見交換が行われた。

- 就職事務開始時期が52年度も本年同様10月—11月となったことは大学側の希望に添うものではないので、その意味を含めて「当面やむをえず」という語句を付け加え、また末尾に「なお、昭和53年度以降の時期については再検討のうえ合意を得るよう努力する」という文言を付加してほしい。
- 大学側も必ずしも全体が合意に達していないので再検討の余地はあり、その点からすれば「当面」といわざるを得ない。従って53年度以降に一致して遵守できる協定を作る努力をするという意味表示をすることは結構だと思う。
- この原案は「昭和52年度の大学卒業予定者については……」としており、「昭和52年度以降」とはしていない。先程も説明したように、53年度の協定策定の時には大学側の意見をきき、これを斟酌してもらおうよう企業側に申入れてある。
- その要望を書面として出してもらえばそれでははっきりする。
- 52年度にこれを認めると、そのまま一直線に進んでしまう恐れもあるので、付帯条件をつけておいた方がよいのではないか。
- 「当面」という語句を付け加える程度が穏当と思われる。そのようにすれば継続検討のニュアンスは残ることになる。

概ね以上のような意見交換ののち、申合せの案文に「当面」の語句を挿入し「……努めてきたところであるが、当面昭和52年度の……」と

することにし、また大学8団体から企業側への要望として以下のような趣旨の文書を作成し、これに文部省学生課長の前文を付して労働省職業安定局長宛に提出することとした。

「昭和53年度以降の就職協定策定に当っては、事前に十分大学・高専団体の意見をきくよう措置するとともに、その意見を十分取入れることとされたい。」

なお、大学8団体の「申合せ」について合意が得られたので、年内に持回りで各大学団体代表者の押印を取り正式文書を整えることとし、各大学に対しては年が明けてからこの旨を通知することとした。

2. 企業と大学の間及び大学と学生間の就職事務について

昨日開催の中央雇用対策協議会の席上で、十文字学生課長が企業側に申入れた3点の中の第2項（企業と大学の間及び大学と学生間の就職事務については大学側の自主性に任せるようにしてほしいこと）の具体化に関して協議が行われた。

まず、文部省係官より提案の趣旨について次のような説明があった。

先程学生課長が挨拶の中で述べたように、就職事務に関する中央雇用対策協議会の決議は、企業と学生との接触についての取決めであって、それ以外の企業と大学の間及び大学と学生間の就職事務については大学の自主性に任せるべき筋合のものである。しかし、これらのものの中には各大学の自主性に全く任せてよい部分と各大学が統一的に足並を揃えてやる必要がある部分とがある。それで、各大学が統一的に行った方がよいと思われる事項について、一応別紙（案）のようなものを用意したので、これ

についてご討検を願いたい。

なお、従来、中央雇用対策協議会の決議の(参考)の部分に「求人のための行為」について細かいことが規定されていたが、これは大学での就職事務に関連する面があるので、これらのことについては大学側に一任してほしいということで、52年度の決議ではこの部分を削除してもらった。しかし、求人に関することは企業側という相手があることであるので、大学側としても一応の統一基準を作っておく必要があると考え、このような素案を作ってみたわけである。

以上の説明ののち原案の紹介があり、これについて次のような意見交換が行われた。

- 大学側だけの協定だと企業側がこれを無視するようなことはないか。
- 今年は、労働省業務指導課長より「求人票の送付は9月1日到達主義とする」という指示が出されたが、9月1日では大学側は求人票の整理が大変なので、もっと早くしてほしいという意見があった。それで、この案では、1「企業と大学の間の事務」である、ア「求人票の送付・受理」、イ「会社説明会の開催通知」、ウ「就職情報会社の出版する就職案内書(求人条件記載のもの)の送付・受理」の3点については、8月15日以降とする、ということにしたわけである。これが決定すれば企業側に対する拘束力はあるが、この協定のある部分については労働省との詰めが必要である。
- いずれにしても労働省、企業側の下承を得なければならないが、その前に大学側としての意見をまとめる必要があるので、このような提案をしたわけである。
- ここに掲げてある「項目」については問題はないが、「期日」の点が問題である。1の「企業と大学の間の事務」のア、イ、ウは8月15日以降ということだが、8月は夏休み中で大学での事務は真空状態であって適当な時期ではない。それで、大学の事務が休みに入る7月20日の1カ月前の6月20日以降とするのが望ましい。また、2の「大学と学生の間の事務」のウ「就職情報会社の出版する就職案内書の学生への配布」を9月15日以降としているが、求人情報はできるだけ早い時期に学生に提供して、企業研究ができるようにさせたい。できれば春の第1回の就職ガイダンスの時に知らせるようにしたい。以上のような点から、1の「企業と大学の間の事務」のア、イ、ウについては「8月15日以降」とあるのを「6月20日以降」とし、2の「大学と学生の間の事務」のウ、についてはア、イ、とは別項目にして、これも「6月20日以降」とした方がよい。
- 夏休み前にある程度就職事務の執行ができるように決め、これを各大学に知らせれば、大学側に安定感を与え、また計画性も出てくる。
- 私大連盟では、連盟の申合せとして、求人依頼状の発送は6月1日以降とし、その際に、求人票は採用計画が立ち次第送ってほしいと依頼している。これは必ずしも6月20日までに送ってくれということではなく、一応の目標である。結果的には採用計画の関係で9月になるかも知れないが、その前に少しずつでも求人票がきていけば事務整理がしやすい。
- 1の「企業と大学の間の事務」と2の「大学と学生の間の事務」とは性質が違う。1の

方は企業側が大学側に行動を起こすことなので、就職協定との調和を配慮する必要がある。それで期日をはっきり決める必要があるが、どの時期にするのが適当であろうか。

- 夏休み少し前が適当と思われる。
- できれば大枠の線を決めてほしい。
- このような取決めが出されないと大学も企業も事務執行上心配なので、一応のメドを示すことは必要である。それによって大学側も安定感と計画性を持つことができるようになる。
- 求人依頼状の発送はいつでもよいと思うが、余り早くてもどうかと思われるので、6月1日以降というのが適当ではないか。この点についても一応内部申合せをした方がよいと思う。
- 大学間でズレがあるのは好ましくないので決めた方がよい。

概ね以上のような意見交換があったのち十文字学生課長より次のような提言があり、了承された。

1の「企業と大学の間の事務」を(1)と(2)に分け、(1)として、「大学からの企業に対する求人依頼は6月1日以降とする」という条項を新たに加える。(2)として、原案のア、イ、ウについては「8月15日以降」とあるのを「6月20日以降」と修正する。2の「大学と学生の間の事務」についても同じくこれを(1)と(2)に分け、(1)として、原案のア、イ、ウについては「9月16日以降とする」とし、(2)として、原案のウを独立させ「上記就職案内書の配布は6月20日以降とする」ということにする。これを整理すると以下のとおりとなる。

企業と大学の間及び大学と学生の間の就職事務について

次に掲げる事務は次のように統一的扱いとする。その他の事務は大学の自主性に任せる。

1 企業と大学の間の事務

(1) 大学からの企業に対する求人依頼は6月1日以降とする。

(2) ア. 求人票の送付・受理

イ. 会社説明会の開催通知

ウ. 就職情報会社の出版する就職案内書（求人条件記載のもの）の送付・受理

以上については、6月20日以降とする。

2 大学と学生の間の事務

(1) ア. 求人票の学内掲示等学生への提示

イ. 会社説明会の開催予定掲示

以上については、9月16日以降とする。

(2) 上記就職案内書の配布は6月20日以降とする。

以上で本日の協議を終り、最後に十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

本日まで審議頂いた議案については、いろいろご意見があり原案の修正があったが、各位のご協力により円滑に進めることができた。「昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」については当面の申合せができたので、これにより実施方をお願いする。また「53年度以降の措置」についての大学団体側の希望は、先程ご披露したような趣旨のものを文書にして労働省に提出することにする。それから、ただいま討議した「企業と大学の間及び大学と学生の間の就職事務」については、ご意見を基に整理した原案をもって労働省と折衝し、これの実現に努力したい。

第59回総会 国立大学協会事業報告書

(注) 第58回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (82回)

(1) 第58回総会

51. 6. 22 (火) 第1日

6. 23 (水) 第2日

(2) 事務連絡会議

51. 6. 24 (木) 幹事会

6. 25 (金) 第25回事務連絡会議

(3) 理事会 (3回)

51. 7. 26 (月) 理事会

8. 19 (木) 理事会

11. 4 (月) 理事会

(4) 常置委員会 (31回)

ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 大学院問題の重要性にかんがみ、とくに小委員会を設け各大学における大学院の将来計画構想について照会し、その回答に基づいて問題点の検討を行った。なお、大学院問題懇談会に対し審議の参考とせられたく申入れを行った。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

7. 12 (月) 小委員会

8. 20 (金) 小委員会

9. 18 (土) 小委員会

10. 16 (土) 小委員会

11. 4 (木) 小委員会

11. 4 (木) 常置委員会

イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 大学の履修課程の問題について審議し、そのうち修業年限の短縮および単位認定等に関し小委員会を設けて検討した。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

9. 17 (金) 常置委員会

10. 16 (土) 小委員会

11. 16 (火) 常置委員会

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題につき各大学の実情等の調査を行い、各大学の回答に基づいて意見のとりまとめを行った。また、昭和52年度卒業予定者の就職問題につき審議した。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

6. 23 (水) 常置委員会(第4と合同)

6. 30 (水) 就職問題懇談会(文部省)

10. 21 (木) 小委員会(学寮)

11. 5 (金) 小委員会(学寮)

11. 16 (火) 常置委員会(第4と合同)

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題につき第3常置委員会と合同して検討を進めた。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

6. 23 (水) 常置委員会(第3と合同)

7. 15 (木) 教育研究災害補償運営委員会(学従援護会)

11. 5 (金) 小委員会(学寮)

11. 16 (火) 常置委員会(第3と合同)

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学長の国際交流について

文部省とも協議し、本年度の実施計画に従いタイ国より3名の学長招待を実施した。なお外国人教員、在外研究員、内地研究員の問題について審議した。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

7. 12 (月) 小委員会 (タイ国学長招待打合せ会)

11. 16 (火) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 来年度予算に関連し、にわかには第4次定員削減問題が起きたので、その計画ならびに実施につき情報収集、協議、関係方面との折衝ならびに要望を重ねた。さらにこの問題の根本的解決のため、とくに小委員会を設けた。予算に関連しては文部省の概算要求を参考にし、昭和52年度予算に関する要望書案を審議した。また基準経費等国立学校特別会計の重要経費の経理ならびに本年度の行政経費の節約につき、大蔵当局と懇談した。大学財政小委員会においては、委員の作業成果を検討した。なお、国立大学教官等の待遇改善について審議し、人事院ならびに文部省関係官と懇談した。また、週休二日制の試行の問題につき検討した。

51. 6. 23 (水) 常置委員会

9. 10 (金) 小委員会 (財政)

9. 10 (金) 常置委員会

10. 25 (月) 小委員会 (財政)

10. 25 (月) 小委員会 (給与)

11. 4 (木) 小委員会 (定員)

(5) 特別委員会 (30回)

ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学系大学院の修士課程設置に関する問題について審議した。

51. 11. 16 (火) 特別委員会

イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の振興についての昭和52年度予算に関する要望書案の作成について審議した。

51. 9. 6 (月) 特別委員会

9. 28 (火) 専門委員会

10. 4 (月) 専門委員会

10. 9 (土) 専門委員会

ウ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 当面検討すべき問題点について審議し、まず各大学の実情調査を行うこととした。

51. 9. 11 (土) 特別委員会

11. 10 (水) 特別委員会

エ) 入試改善調査委員会

(主要審議事項) 今秋の試験問題実地研究の実施ならびに来年度概算要求について審議した。また、前総会で承認された「大学入試改善に関する意見」に述べられたところに従い、共通第一次入試を実施するについて残された問題点(来年度概算要求の問題その他をも含めて)について、文部省とも協議し検討した。

51. 7. 24 (土) 実施方法等調査専門委員会

7. 29 (木) 入試改善調査委員会

7. 31 (土) 実施委員長、実施方法等

(小)・コンピューター(小)

合同会議

9. 13 (月) 実施方法等調査専門委員会

9. 22 (水) 実施委員長, 実施方法等
(小)・コンピューター(小)
合同会議

9. 22 (水) 実施方法等調査専門委員会

9. 28 (火) コンピューター専門委員会

10. 4 (月) 入試改善調査施設運営委員会

10. 10 (日) 実施方法等(小)・コンピューター(小)合同
10. 11 (月) 実施方法等(小)・コンピューター(小)合同

(実地研究日)

10. 23 (土) 高校説明会 (九州地区)

10. 29 (金) 高校説明会(北海道地区)

11. 4 (木) 入試改善調査委員会

11. 6 (土) 高校説明会 (中部地区)

11. 9 (火) 高校説明会 (東北地区)

11. 11 (木) 高校説明会 (関東・甲信越地区)

11. 12 (金) 高校説明会 (四国・中国地区)

11. 13 (土) 高校説明会 (近畿地区)

オ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 教員養成系大学・学部
の設置基準の問題について小委員会としての
検討を進めた。また, 教員大学院大学のそ
の後の準備状況について, 文部省および準
備室長の説明をきき意見交換を行った。

51. 9. 16 (木) 小委員会

10. 6 (水) 小委員会

11. 5 (金) 特別委員会

11. 5 (金) 小委員会

カ) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) 中間報告以後の事情につ
いて意見交換した。

51. 11. 16 (火) 特別委員会

(注) 今期は科学技術行政, 研究所, 教職
員厚生等, 入試期等各特別委員会の開催
はなかった。なお, 大学運営協議会も開
催されなかった。

(6) 特別会計制度協議会 (3回)

(主要審議事項) 昭和52年度概算要求の概
要と国立学校教職員の定員の問題について
協議した。なお, その後定員問題について
国大協側委員懇談会を2回開いて協議, 関
係方面への要望等について協議した。

51. 7. 26 (月) 第29回協議会

8. 5 (水) 国大協側委員懇談会

8. 12 (木) 国大協側委員懇談会

(7) その他の諸会合 (11回)

51. 6. 25 (金) 文部省との第1回連絡協
議会 (入試改善)

7. 8 (木) 文部省との第2回連絡協
議会 (入試改善)

7. 29 (木) 文部省との第3回連絡協
議会 (入試改善)

7. 29 (木) 日教組大学部会との会見

8. 5 (木) タイ国学長招待東大との
打合せ会

9. 17 (金) タイ国学長招待準備委員
会

10. 26 (火) 日本学術会議との懇談
(研究費)

11. 1 (月) タイ国学長招待準備委員会
11. 1 (月) タイ国学長団との懇談会
ならびに送別パーティ
11. 9 (火) 大学院問題懇談会との懇談
11. 10 (水) 日教組との会見
2. 要望書その他諸活動 (24件)
(対外的諸活動)
51. 6. 24 (木) 第58回総会において決議された、①大学保健管理施設 ②国立大学共同利用研修施設 ③奨学制度の拡充 ④国立大学教官等、待遇改善 ⑤学生部関係職員の待遇改善 ⑥「高等教育の計画的整備」に対する見解、等各種要望書等については、6月24日林会長、岡本・相磯両副会長、関係各委員長が関係方面を訪問して提出し、それぞれの責任者と会談して要望した。
51. 6. 26 (土) 林会長、飯島第6常置委員長、小泉同委員が同専門委員等とともに大蔵省吉瀬主計局長を訪ね、各大学における国立学校特別会計の基準的経費等主要経費の経理の実情について説明懇談した。さらに10. 20 (水) 川上副会長、飯島第6常置委員長が同専門委員等を帯同して主計局加藤次長と面談し、行政経費の節約問題、来年度予算の基準的経費等について要望した。
51. 7. 21 (水) 第4次定員削減の動きに関連し、林会長、飯島第6常置委員長が、行政管理庁小田村事務次官ならびに文部省木田事務次官と会見し、定員問題の根本的解決を要望した。
51. 7. 22 (木) 定員削減問題に関連し、林会長、岡本副会長が永井文部大臣を訪問し、定員問題につき善処方を要望した。
51. 8. 5 (木) 国立大学教職員の総定員法上の取扱いにつき、林会長、川上副会長、飯島第6常置委員長、小泉同委員、岡本(舜)特別協議会委員、岩田同専門委員が、行政管理庁小田村事務次官に重ねて面談し、従来の経過と性格の特殊性につき配慮方を要望した。
51. 8. 12 (木) 閣議決定された定員削減計画につき、林会長、岡本・川上両副会長、飯島第6常置委員長等が文部当局よりその内容等につき説明をきくとともに、国立学校定員の基本的な検討と当面昭和52年度分の削減の取扱いにつき重ねて文部省の善処方を要望した。
51. 8. 19 (木) 昭和52年度以降における定員管理につき、理事会の議により国立学校教職員の総定員法上の取扱いについて根本的な検討その他につき、永井文部大臣、松沢行政管理庁長官に対し申入書を提出し、林会長、岡本・川上両副会長、飯島第6常置委員長、小泉同委員がそれぞれの省庁の責任者と面談し配慮方を申入れた。
51. 9. 29 (水) 昭和52年度予算に関し、永井文部大臣、大平大蔵大臣、荒船行政管理庁長官、藤井人事院総裁に要望書を提出し、林会長、岡本・川上両副会長、飯島第6常置委員長が、文部省においては木田事務次官と、大蔵省においては竹内事務次官と面談し要望した。
51. 11. 5 (金) 大学図書館の昭和52年度予算に関する要望書については、今村図書館特別委員長、増淵同委員等が文部省学術国際局ならびに大蔵省主計局の担当官に面接し詳細説明のうえ要望した。

51. 11. 5 (金) 文部省の大学院問題懇談会に対し、第1常置委員会より審議の参考にせられたく申入書を取りまとめたので、加藤第1常置委員長名をもって、文部省佐野大学局長宛送付し、同9日、北村、須田両第1常置委員等が大学院問題懇談会に出席しこれを説明し懇談した。

(各国立大学への意見照会)

51. 7. 5 第3常置ならびに第4常置両委員会においては、学寮が当面する諸問題について検討するため、学寮に関する実態調査ならびに意見調査について各国立大学長宛両委員長の連名をもって依頼した。

51. 7. 29 第1常置委員会においては、大学院問題についての検討資料とするため、各大学における大学院の将来計画の構想について委員長名をもって各国立大学長宛アンケート調査を依頼した。

51. 10. 1 6月開催の第58回総会の際承認された「大学入試改善に関する意見」により、共通第一次入試実施に関し残された問題について、文部省とも協議し検討した結果を、入試改善調査委員長より各大学に報告した。その際、これを資料として予め学内意見の集約を行い、来るべき第59回総会において協会の方針決定の上に資せられるよう照会した。

(資料：連絡強化等)

51. 6. 28 国立大学入試改善調査研究報告書(昭和51年3月)に関するアンケートに対する各大学回答の状況と、これについての理事会ならびに第58回総会の審議において国立大学共通第一次試験に関する意見が承認された旨各国立大学長宛入試改善調査委員会から報

告した。

51. 7. 2 昭和51年6月開催の第58回総会において決議された各種要望書等を、それぞれ関係方面に要望したので、会長から各国立大学長宛報告した。

51. 7. 26 ①第4次定員削減の動きがあり、②これに対し林会長、岡本副会長、飯島第6常置委員長等が永井文部大臣、小田村行政管理庁事務次官と会見したこと、③緊急に特別会計制度協議会および理事会を開催し協議したこと、等の経過を各国立大学長宛事務連絡として事務局長名をもって報告した。

51. 7. 31 定員削減問題について、これに関する新聞報道の関係もあり、その後の経過を各国立大学長宛事務局長から事務連絡した。

51. 8. 3 相磯副会長の退任に伴い、8月1日より川上東京工業大学長が後任の副会長に選任された旨各国立大学長宛連絡した。

51. 8. 6 定員削減問題に関し、その後の状況として行政管理庁の修正案の内容および国大協側特別会計制度協議会委員等が協議し、文部省、行政管理庁に再度要望した旨各国立大学長宛事務連絡した。

51. 8. 13 第4次定員削減計画が閣議決定されたことに伴い、再び国大協側特別会計制度協議会委員等が集合し、文部省と行政管理庁との間の了解事項について説明をきいた旨各国立大学長宛事務連絡した。

51. 8. 19 第4次定員削減計画の閣議決定にあたり、理事会を開催し、文部省、行政管理庁に対する申入書を協議し、ただちにこれを持参して申入れた旨各国立大学長宛会長より報告した。

51. 8. 20 国立大学共通第一次試験に関する昭和52年度概算要求の内容について、文部省

と協議した概要を各国立大学長宛入試改善調査委員長から報告した。

51. 8. 30 第4次定員削減について、行政管理庁より示された各省庁の割当数のうち、文部省ならびに国立大学関係の内容の状況と文部省に対するこの問題の根本的検討と、当面の措置を要請した旨各国立大学長宛事務連絡した。

51. 9. 28 労働省においてこのたび学生職業

センターを設置することになったので、各大学が必要に応じて同センターと連絡をとり得るよう周知方につき通知した。

(要望書等の受理)

国立大学協会長宛各種団体等から下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報告するとともに、それぞれ関係委員会宛送付した。

日付	団体等名称	事項
51. 6. 17	第17回国立六大学長会議(岡山大)	地方における国立大学の整備充実について
51. 6. 19	東京地区国公立大厚生補導部課長懇談会(一橋大)	厚生補導部の部・課長の管理職手当について
51. 7. 1	第26回国立大学工学部長会議総会	予算・講座・課程その他について
51. 7. 8	国立農水産関係大学学部長協議会	当面する農水産関係教育研究の諸問題について
51. 7. 14	国立七大学理学部長会議	大学院博士課程の設置ならびに助手定員等について
51. 7. 27	国立九大学法経学部長会議(北海道大学)	社会科学系学部の充実・発展等について
51. 8. 11	国立大学図書館協議会	図書館予算・職員・基準について
51. 8. 13	京都大学部局長一同	第4次定員削減について
51. 9. 3	全国国立大学教養(学)部長会議	教養部の教育研究の充実について
51. 9. 3	〃 〃	授業料等の値上げについて(要望)
51. 9. 6	大学入試全廃推進会議	共通テスト構想について
51. 9. 10	中部学生就職連絡協議会連合会	昭和52年度大学卒業予定者の就職協定について
51. 10. 13	第50次国立七大学図書館協議会	昭和52年度予算案編成に当りとくに要望する重点事項について
51. 10. 28	国立10大学理学部長会議	職員の増員, 研究者の処遇改善その他

3. 刊行物

- (1) 51. 6 「高等教育の計画的整備について」に対する見解(国大協)
- (2) 51. 6 格差是正に関する中間報告(大学格差問題特別委員会)

- (3) 51. 8 会報73号
- (4) 51. 11 会報74号

諸 会 合

(51年10月~12月)

10月4日(月)	12時	図書館特別委員会専門委員会
10月6日(水)	13時	教員養成制度特別委員会小委員会
10月9日(土)	11時	図書館特別委員会専門委員会
10月10日(日)	9時	実施方法小委員会・コンピューター小委員会合同会議
10月11日(月)	9時	同
10月16日(土)	13時	第1常置委員会小委員会
同	13時	第2常置委員会小委員会
10月21日(木)	13時30分	学寮問題小委員会
10月23日(土)	14時	入試改善調査委員会説明会(九州地区)
10月25日(月)	10時	第6常置委員会大学財政小委員会
同	14時	第6常置委員会給与問題小委員会
10月29日(金)	9時	入試改善調査委員会説明会(北海道地区)
11月1日(月)	14時	タイ国学長招待準備委員会
同	16時	タイ国学長懇談会
11月4日(木)	10時	第1常置委員会大学院問題小委員会
同	11時	第1常置委員会
同	10時	第6常置委員会定員問題小委員会
同	13時	入試改善調査委員会
同	15時	理事会
11月5日(金)	10時	教員養成制度特別委員会
同	13時30分	教員養成制度特別委員会小委員会
同	13時30分	学寮問題小委員会
11月6日(土)	14時	入試改善調査委員会説明会(中部地区)
11月9日(火)	9時	入試改善調査委員会説明会(東北地区)
11月10日(水)	10時	教養課程に関する特別委員会
同	12時	日教組との会談
11月11日(木)	14時	入試改善調査委員会説明会(関東・甲信越地区)
11月12日(金)	14時	入試改善調査委員会説明会(中国・四国地区)
11月13日(土)	14時	入試改善調査委員会説明会(近畿地区)
11月16日(火)	13時30分	第2常置委員会
同	10時	第3・第4常置委員会合同会議
同	10時	第5常置委員会
同	13時	医学教育に関する特別委員会
同	16時10分	大学格差問題特別委員会

11月17日(水)	10時	第59回総会 (第1日)
同	12時	理事会
11月18日(木)	10時	第59回総会 (第2日)
同	18時	幹事会
11月19日(金)	10時	第26回事務連絡会議
11月20日(土)	10時	第1常置委員会大学院問題小委員会
11月24日(水)	18時30分	文部省幹部との懇談(入試)
11月26日(金)	14時	就職問題懇談会
11月30日(火)	13時30分	教員養成制度特別委員会小委員会
12月3日(金)	13時30分	実施方法等調査専門委員会
12月4日(土)	10時	第1常置委員会大学院問題小委員会
12月8日(水)	13時30分	学寮問題小委員会
12月14日(火)	10時	第6常置委員会定員問題小委員会
同	14時	就職問題懇談会
12月15日(水)	13時30分	第1常置委員会大学院問題小委員会
12月23日(木)	13時30分	就職問題懇談会

要 望 書 等

国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見

国立大学協会は、昭和45年から調査研究を続けてきた国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について、本第59回総会において次の結論に達した。

前総会において、大学入学者選抜の改善に資するものと認めた国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善は、その後、残された問題点の検討と、その実施に対して必要な諸施策の具体化について、文部省とも協議を行った結果、それらの実現に対する見通しを得たので、昭和54年度大学入学者選抜から実施可能であると考えます。

本方法は全国立大学共通の第一次試験と、各大学が独自に行う第二次試験とからなるものである。共通第一次試験では、全国的に共通で適切な問題を課することによって、高等学校における学習の達成度を評価し、各大学がその特性に応じ、自主的に行う第二次試験は、共通第一次試験の趣旨と方法に対応しつつ、各大学・学部への入学志願者の能力と適性を検することを主眼とする。

この共通第一次試験の実施のために設置される「大学入試センター（仮称）」は、全国立大学の意思を十分に反映し得る共同で利用する機関であり、各大学と協同して共通第一次試験の円滑な実施にあたるるとともに、大学入学者選抜に関する継続的な研究を行うものである。

各大学においては、本方法による大学入学者選抜に関する諸施策が講ぜられるとともに、第二次試験のあり方について、それぞれ、各大学は早急に自主的な検討をすすめ、当協会においても、この点について連絡調査にあたる。

また、さきに当協会は「入学者選抜期日の一元化」を可としてきたが、これも国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜と同時に行われることが望ましい。

なお、共通第一次試験の実施に関する諸問題については、引続き文部省と連絡協議することとする。

（昭和51年11月18日 国立大学協会第59回総会承認）

国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について（要望）

昭和51年11月18日

文部大臣
永井 道雄 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

当協会は、昭和45年以来、国立大学における入学者選抜方法の改善について調査研究を行ってまいりましたが、さきの第58回総会において、「国立大学共通第一次試験による大学入学者選抜が、現行の大学入学者選抜の改善に資する」との判断をしました。

本第59回総会において、「国立大学共通第一次試験実施による大学入学者選抜方法の改善は、国立大学共通第一次試験に係る所要の諸施策が行われ、残された諸問題が解決される見通しを得るに至ったので、入学者選抜期日の一元

化とともに、昭和54年度大学入学者選抜から実施可能である」との判断に達しました。

つきましては、当協会の調査・研究の趣旨に即し、周到な準備と万全な実施計画によって、これらの改善が実現されるよう所要の施策を早急に講ぜられるとともに、当面、昭和52年度においては、全国立大学が共同で利用する機関として国立大学全体の意思を反映し得る機構を持

った「大学入試センター（仮称）」を設置し、その整備と必要な人員の配置を行い、大規模な試行テストの実施等実施準備に関し、所要の経費を計上され、各大学における実施組織の整備を図られること等を強く要望します。

なお、国立大学共通第一次試験の実施に関する諸問題について、今後とも引続き連絡協議をいたしたいと存じます。

窓

富士山の永久凍土

昨年（1976）の暮は、ずいぶん忙しい思いをした。来年7月にカナダで開かれる第3回国際永久凍土会議の論文提出の締切りが、1月1日だったからである。私も、オーストラリアにしばらく滞在したので知っているが、西欧の人にとって新年はクリスマスほどの意味をもたないので、こんな締切り日にしたのである。日本人にとっては、いささか迷惑なことである。

それに、論文の共著者である藤井理行君が第18次南極地域観測隊越冬隊員として、砕氷艦「ふじ」に乗って昭和基地に向いつつあるため、日本にいないので同君の分まで忙しい思いをしたことになる。藤井君は、名古屋大学大学院理学研究科地球科学第2類の学生として、二年前まで私の研究室にいたのち、国立極地研究所助手となった人だが、大学院の研究テーマが、富士山、ヒマラヤなどの永久凍土であり、その成果をまとめてカナダの国際会議に発表することにしたのである。

永久凍土とは、地表の下かなりの深さにわたって、二年以上数千年にわたって凍結状態にある地層のことである。富士山頂の永久凍土は、昭和10年山頂測候所建設の当初からその存在を知られておりながら、雪氷研究者に伝わらなかったため、最初の調査がおこなわれたのが、昭和45年、実に35年後であったという面白い経緯もっている。

その最初の調査をしたのが、藤井君で、私たちは、その報告をイギリスの雑誌 Nature に発表したのだが、当時ブリストルにいた友人の話によると、それがニュースとしてロンドン・タイムズに出たとのことである。日本は温暖な国であるという常識を破る永久凍土の存在と、富士山という知名度の高い場所との組合せが面白かったからであろう。

その後、藤井君は、ネパール・ヒマラヤやアラスカで永久凍土の観測をするとともに、各国の研究者がおこなった山岳地帯の永久凍土の観測資料をまとめた。その結果チベット、カラコルム、天山、パミール、ロッキー、シエラネバダ、アルプスなど、北半球の山岳地帯に存在する永久凍土の面積は、合計すると、 $2.3 \times 10^6 \text{ km}^2$ に達することがわかった。また、山岳地帯の永久凍土の存在限界は、シベリア、アラスカ、カナダなどの高緯度低地域の永久凍土の存在限界とは、気温を指標として区別できることが、わかった。

このような成果をカナダの国際会議で発表するというので、藤井君は、論文の原稿を書き、仕上げを私に托して南極へ出かけて行った。そして、カナダのエドモントンで国際会議が開かれる来年7月には、南極から帰ってきて、出席するという。この話をきいて、南極越冬の期間が急に短く感じられたが、逆をいえば、国際会議の準備期間がそれほど長いということであろうか。（名古屋大学水圏科学研究所教授・氷雪物理学 樋口敬二）

資 料

昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

国・公・私立大学の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであるが、当面、昭和52年度の大学卒業予定者については、昭和52年10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申合せらる。

昭和51年12月23日

国立大学協会会長

林 健太郎

公立大学協会会長

森 川 晃 卿

日本私立大学連盟会長

大 泉 孝

日本私立大学協会会長

中 原 実

私立大学懇話会会長

正 田 建次郎

国立短期大学協議会会長

桜 場 周 吉

全国公立短期大学協会会長

有 山 兼 孝

日本私立短期大学協会会長

公 江 喜市郎

長岡技術科学大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

昭和51年11月4日

理 事 会

昭和51年11月17日

第59回総会

長岡技術科学大学ほか4大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

（理事及び監事総会互選要領の一部改正）

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める（別表）理事地区別定員表のうち関東・甲信越地区の項、所属大学の欄中「新潟」の次に「長岡技術科学」を加え、中部地区の項、所属大学の欄中「名古屋工業」の次に「豊橋技術科学」を加え、中国・四国地区の項、所属大学の欄中「高知」の次に「高知医科」を加え、また九州地区の項、所属大学の欄中「佐賀」の次に「佐賀医科」を、「大分」の次に「大分医科」を加える。

（国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正）

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の

委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第3 13」を「第3 14」に、「第4 13」を「第4 14」に、「第5 13」を「第5 14」に、「第6 13」を「第6 14」に、「第1 14」を「第1 15」に、「計80」を「計85」に改める。

※ なお、長岡技術科学大学は第3常置委員会、豊橋技術科学大学は第4常置委員会、高知医科大学は第5常置委員会、佐賀医科大学は第6常置委員会および大分医科大学は第1常置委員会のそれぞれ所属とする。

(大学運営協議会規程の一部改正)

第3条 大学運営協議会規程第7条第3項に定める(別表)のうち関東・甲信越地区の項、所属国立大学名の欄中「新潟」の次に「長岡技術科学」を、中部地区の項、所属国立大学名の欄中「名古屋工業」の次に「豊橋技術科学」を、中国・四国地区の項、所属大学の欄中「高知」の次に「高知医科」を、九州地区の項、所属大学の欄中「佐賀」の次に「佐賀医科」を、「大分」の次に「大分医科」をそれぞれ加える。

附 則

(施行期日)

この改正は昭和51年11月17日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

理 由

昭和51年10月1日長岡、豊橋2技術科学大学及び高知、佐賀、大分3医科大学が創設の日をもって当協会に加入のため、これに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

学費について (事務連絡)

国大協総第4号
昭和52年1月20日

各国立大学長 殿

国立大学協会
事務局長 丁 子 尚

本日の臨時閣議において決定された昭和52年度予算(政府案)において、国立学校の入学科ならびに検定料の一部が昭和52年度より夫々引上げられましたが、そのいきさつについて国立大学協会の関係の点をご参考までにご連絡いたします。

昭和52年度予算の編成にあたり、昨秋以来授業料の再引上げが屢々新聞等に報道されました。これに対し昨年11月開催の国立大学協会総会の学長懇談会に際し、文部当局に対し、大学側の意向として関係常置委員長およびその他の方々から熱心な反対意見が述べられたことはご承知のとおりであります。その後文部省と大蔵省との予算折衝に当っては、大蔵省側よりは、目下の財政事情と私立大学等との均衡その他の観点から国立学校の授業料、寄宿料、入学科、検定料等学費の全般について、一括して大幅な引上げの要求が再三にわたり繰返されましたが、文部省側としては諸般の事情から適切でない旨を強く述べてこれに対抗された趣であります。

去る1月10日緊急に特別会計制度協議会が開催され、文部当局からこれまでの折衝の経過について詳細な報告があり、これに対し熱心な意見交換が行われました。その際、国立大学協会側としては、授業料ならびに寄宿料の引上げについてはあくまでこれを阻止せられたく、万止む

を得ず入学科、検定料の一部を引上げざるを得ない場合においても、国民生活の実態等を十分考慮して最少限度の引上げ幅に止めることならびにその場合、各種の場合（学部学生、夜間部学生、その他）に応じて実情に即してきめ細かな定め方を配慮せられたい旨を要望いたしました。その後の文部省と大蔵省との折衝の経過は

新聞報道等でご承知のとおりであります。最終的に今回の案に決定されましたについては、上述の経緯のほか、会長、副会長、各委員長その他各大学の方々の公私にわたるあらゆる機会をとらえての意向と文部当局のなみなみならぬ努力の結果が反映したものと考えられる次第であります。

窓

辞書とダム

(注) こんど大阪外国語大学の朝鮮語学科の方々の永年にわたるご努力で日鮮語辞典の編集が出来上がることになった(国大協)

辞書をつくるのはダムをつくるのに似ている——といえ、大げさな、といわれるかも知れない。しかし私は20代のスタッフによくこう話しかける。ダムをつくるには、学者もいるし、技師もいる、労働者もいるし、味噌汁をつくる人もいるだろう。ダムをつくるには住民の反対運動もあるだろう。辞典もおなじなのだ。まず研究をおすすめしなければならない。朝鮮語だけではなく朝鮮文化全体についての解明が、はじめに必要なのである。次に、「技師」がいる。技師は学問の成果を辞書化しなければならない。いくら秀れた研究であっても、そのままでは辞書にならない。日本人の高校生から、在日朝鮮人の老婆まで広い階層の人たちが、気楽に使えるようわかりやすく親しみやすい辞書をつくる「技師」が必要なのである。学問はむつかしくて、高校生や一般の人にはわからない、などといっははいけない。外国語の辞典に関するかぎりそんなことはない。もちろん、高校生には無理な分野もあるだろう。しかし大部分は、「技師」の腕しだいである。きのう明らかになった、朝鮮語研究の成果が、きょう高校生にもわかるように、それも極めて小さな紙面に凝縮して辞書化することは可能なのである。学者や技師の他に縁の下の力もちとしての労働者もいる。労働者は、けなげな学生諸君である。朝鮮文字もろくすっぽよめない新入生でも、「味噌汁はつくれる」のである。

反対運動という、どうして辞書をつくるのに反対運動があるのか、と不思議に思われる方もあろう。しかしこれは、日本のなかの朝鮮を考えていただければおわかり願えると思う。かつての支配・被支配の関係、それに38度線が、編集室のなかにもひそみ、時々爆発する。実は、研究や技術より、こちらの方がはるかにむつかしかった、と14年間をふりかえって思うのである。むつかしくて逃げだそうとしたことも、倒れて生命の危機に直面したことも、何回かはあったが、いやいや、むつかしいからこそつくりなければならないのだと、スタッフとはげましあったものである。

ダムをつくるのに、膨大な費用がかかるが、辞典もそうである。今度科学研究費500万をいただいで、一息つけたが、14年間の実費はともそんなものではない。畳の上に両手をつけて頭をさげ、編集費を集め回ったものである。出版社にまかせておくと、本格的なものは生れるはずはないので、例えば大阪外大付属辞典編集所のようなものをつくり、朝鮮語よりもっと恵まれない、タイ語・アラビア語・モンゴル語等の辞典をつくってみたら、と思うのであるが…。

(大阪外国語大学教授 塚本 勲)

付記：この辞典についての詳しいことは、「アジア」2月号 北嶋静江「朝鮮語の辞書の話」をごらん願います。

そ の 他

学長等の異動

○ 学長新任

大学名	氏名
長岡技術科学大学	齋藤信義(事務取扱)
豊橋技術科学大学	榊米一郎
高知医科大学	平木潔
佐賀医科大学	古川哲二
大分医科大学	中塚正行

○ 学長の交替

大学名	前任者	新任者
神戸商船大学	平勇登	後藤清市
一橋大学	小泉明	宮沢健一(事務取扱)

○ 特別委員会委員長の交替

委員会名	前任者	新任者
教職員の厚生等に関する特別委員会	池田数好(九州大)	山岡亮一(高知大)

○ 専門委員の委嘱

第6常置委員会	荻原博達(東大庶務部長)
大学格差問題特別委員会	鎌田邦夫(埼玉大事務局長)
教養課程に関する特別委員会	式部久(広島大) 佐久間元敬(広島大)
特別会計制度協議会	佐藤三樹太郎(横浜国大事務局長)

○ 専門委員の解嘱

大学格差問題特別委員会	福間敏矩(金沢大事務局長)
-------------	---------------

小泉前一橋大学長には、去る2月8日心不全のため急逝されました。心より哀悼の意を表します。

葬儀には、国立大学協会を代表し林会長が出席、弔辞と献花を捧呈した。

寄 贈 図 書

- 学校基本調査速報（学校調査）昭和51年度（文部省）
同 （卒業後の状況調査）昭和51年度（文部省）
教育と情報 1月号 No. 226（文部省）
同 12月号 No. 225（文部省）
厚生補導 11月号 No. 125（文部省）
アジアの友 11月号, 12月号（アジア学生文化協会）
産業と教育 12月号 No. 292（産業教育振興中央会）
公立大学実態調査表 昭和51年度（公立大学協会）
インターナショナル・リクルートメント・ニュース 22号, 23号（外務省）
大学時報 11月号 No. 131
研究紀要 第22集（新潟大学）
大学研究ノート 24（広島大学学生の宿所と生活）（広島大学）
同 25（高学歴社会—その現実と将来—）
同 26（大学の組織・運営に関する総合的研究）